平成２８年第２回柳津町議会定例会会議録

　　平成２８年６月１５日第２回柳津町議会定例会は柳津町議会議場に招集された。

１．応招議員は次のとおりである。

　　１番　岩　渕　清　幸　　　６番　小　林　　　功　　　９番　田　﨑　為　浩

　　２番　磯　目　泰　彦　　　７番　菊　地　　　正　　１０番　鈴　木　吉　信

　　３番　伊　藤　　　純　　　８番　齋　藤　正　志　　１１番　伊　藤　昭　一

　　５番　田　﨑　信　二

２．不応招議員は次のとおりである。

　　な　し

３．会議事件は次のとおりである。

　　会議録署名議員の指名について

　　会期の決定について

　　諸般の報告について

　　町長の説明について

　　請願、陳情について　　請願第 １ 号

　　　　　　　　　　　　　陳情第 ６ 号

　　一般質問（通告順）

　　報告第 １ 号　総務文教常任委員会付託案件審査結果報告

　　議案第５６号　専決処分の承認を求めることについて

　　議案第５７号　専決処分の承認を求めることについて

　　議案第５８号　専決処分の承認を求めることについて

　　議案第５９号　柳津町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について

　　議案第６０号　学校給食調理場建設及び学校給食調理業務に関する事務の受託について

　　議案第６１号　平成２８年度柳津町一般会計補正予算

　　議案第６２号　平成２８年度柳津町国民健康保険特別会計補正予算

　　議案第６３号　平成２８年度柳津町後期高齢者医療特別会計補正予算

　　議案第６４号　平成２８年度柳津町介護保険特別会計補正予算

　　議案第６５号　平成２８年度柳津町簡易水道事業特別会計補正予算

　　議案第６６号　平成２８年度柳津町農業集落排水事業特別会計補正予算

　　議案第６７号　平成２８年度柳津町下水道事業特別会計補正予算

　　議案第６８号　固定資産評価審査委員会委員の選任について

　　報告第 １ 号　平成２７年度柳津町繰越明許費繰越計算書の報告について

　　報告第 ２ 号　会津若松地方土地開発公社経営状況の報告について

　　議員派遣について

　　議員提出議案第 ６ 号　「被災児童生徒就学支援等事業交付金」による十分な就学支援を要請する意見書の提出について

　　　　　　　　　　　　平成２８年第２回柳津町議会定例会会議録

　　　　　　　　　　　　第１日　平成２８年６月１５日（水曜日）

１．出席議員は次のとおりである。

　　１番　岩　渕　清　幸　　　６番　小　林　　　功　　　９番　田　﨑　為　浩

　　２番　磯　目　泰　彦　　　７番　菊　地　　　正　　１０番　鈴　木　吉　信

　　３番　伊　藤　　　純　　　８番　齋　藤　正　志　　１１番　伊　藤　昭　一

　　５番　田　﨑　信　二

２．欠席議員は次のとおりである。

　　な　し

３．地方自治法第121条の規定により出席を求められ、出席した者は次のとおりである。

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 町長 | 井　関　庄　一 |  | 保育所長 | 矢　部　良　一 |
| 副町長 | 郡　司　博　道 |  | 教育委員長 | 新井田　順　一 |
| 総務課長 | 角　田　　　弘 |  | 教育長 | 目　黒　健一郎 |
| 出納室長 | 金　子　佳　弘 |  | 教育課長 | 横　井　伸　也 |
| 町民課長 | 鈴　木　春　継 |  | 公民館長 | 舩　木　慎　弥 |
| 地域振興課長 | 菊　地　淳　一 |  | 代表監査委員 | 目　黒　忠　威 |
| 建設課長 | 横　田　勝　則 |  |  |  |

４．会議に職務のため出席した者の職氏名。

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 議会事務局長 | 天　野　　　高 |  | 専門員 | 鈴　木　一　義 |

５．会議事件は次のとおりである。

　　日程第１　会議録署名議員の指名について

　　日程第２　会期の決定について

　　日程第３　諸般の報告について

　　日程第４　町長の説明について

　　日程第５　請願、陳情について　　請願第 １ 号

　　　　　　　　　　　　　　　　　　陳情第 ６ 号

　　日程第６　一般質問（通告順）

　　　　　　　　　◎開会及び開議の宣告

○議長

　　　ただいまから、平成28年第２回柳津町議会定例会を開会します。

○議長

　　　これより本日の会議を開きます。（午前１０時００分）

　　　本日の議事日程はお手元にお配りのとおりであります。

　　　これより議事に入ります。

　　　　　　　　　◎会議録署名議員の指名について

○議長

　　　日程第１、会議録署名議員の指名について。

　　　本定例会の会議録署名議員は会議規則第127条の規定により指名をいたします。

　　　５番、田﨑信二君、６番、小林　功君、７番、菊地　正君、以上３名を指名いたします。

　　　　　　　　　◎会期の決定について

○議長

　　　日程第２、会期の決定についてを議題といたします。

　　　お諮りいたします。

　　　本定例会の会期については、さきの議会運営委員会において、本日から６月17日までの３日間と協議を願ったところでありますが、ご異議ございませんか。

　　　　　　　　　（「異議なし」という声あり）

○議長

　　　異議なきものと認めます。

　　　よって、本定例会の会期を本日から３日間とすることに決定いたしました。

　　　　　　　　　◎諸般の報告について

○議長

　　　日程第３、諸般の報告について。

　　　これより平成28年３月１日開会の第１回定例会以降、本日までの諸般の報告をいたします。

　　　まず、議会の諸般の報告については、お手元にお配りのとおりでありますので報告にかえます。

　　　なお、前回議会定例会後に町に申し入れをしました一般質問の中で、検討しますとの答弁についてのその後についての報告書が届いており、お配りしております。議会全員協議会において内容の協議を行います。

　　　次に、柳津町監査委員より、平成28年２月から４月までに関する例月出納検査結果の報告がありましたので、その写しをお手元にお配りのとおりでありますので報告にかえます。

　　　次に、柳津町議会常任委員会所管事務調査の実施報告を求めます。

　　　総務文教常任委員会の報告を求めます。

　　　総務文教常任委員長、齋藤正志君。

○８番（登壇）

　　　おはようございます。

　　　平成28年度総務文教常任委員会現地調査報告をいたします。

　　　５月12日午前９時より、総務文教常任委員会の現地調査を実施いたしましたので、報告いたします。

　　　最初の視察場所の備蓄倉庫とほっとｉｎやないづは、産業厚生常任委員会と合同で行いました。

　　　備蓄倉庫については、総務課長より備蓄品、排水ポンプの説明を受けました。備蓄品につきましては、熊本地震でもわかるように緊急に必要なものを備蓄する、土のう等は防災訓練等に活用する、また、期限がある物の劣化対策等について要望しました。

　　　次に、ほっとｉｎやないづを視察しました。当日は定休日でしたが、地域振興課長、やないづ振興公社杉原氏より説明を受けました。今年度から指定管理者がやないづ振興公社になりましたが、交流の場としての機能や成果に期待をしているところです。

　　　次に、委員５名と総務課長、総務班長、議会事務局長の同行で、会津坂下消防署柳津出張所を訪問し、署長より消防車、救急車の出動概況について説明を受けました。説明後、火災の虚報についての状況を伺い、早期解明を要望いたしました。署長からは柳津出張所の隣の空き家について、本人の確認をとって早急に対策を講じてほしい、火災報知機について柳津町の25％が未設置なので100％設置してほしいとの要望がありました。町は、火災報知機の設置について直接的にかかわれるものなので、全世帯設置に努めていただきたいと思います。

　　　次に、各学校を訪問し、教育課長、校長、教頭先生より学校運営全般について説明を受け、ＩＣＴを活用した授業を視察しました。

　　　柳津小学校では、ＩＣＴ教育においてｉＰａｄが導入されていないので導入するべきではないかと考えます。

　　　柳津中学校では、訪問する時間に柳津小学校との合同避難訓練が行われていたので、避難訓練の状況を視察しました。訓練の中で、低学年の誘導には特に注意を払うべきと思いました。また、高学年生が低学年生の手をとって避難する様子は、とても好感が持てました。

　　　西山小学校では、５・６年生の英語力の強化を図る、本を多く読んでいる、西山と柳津の交流をふやしていきたいなどの説明を受けました。また、防災拠点整備についてはこれから工事に入る予定で、ベランダについても劣化により修繕が必要なので今後改善したいとのことでした。西山小学校については、ｉＰａｄが全員に行き渡っていないので、充実を図るべきと考えます。

　　　西山中学校では、西山を魅力的にし、西山を活性化するためのアントレプレナーシップ育成を目指した総合的な学習の時間構想について説明を受けました。その後、学校との話し合いの中で、プールの水をためるのに町簡易水道を使用しているので、砂子原地区に迷惑のかからないように少しずつためるので非常に時間がかかる、また、漏水もあり水管理には非常に気を使っているとのことでした。学校に対しては、英語検定についてどこを採用するのか検討してほしいとの要望をしました。

　　　現地調査は以上ですが、ご多忙中にもかかわらず現地説明をしていただいた各課長を初め関係各位に御礼を申し上げ、総務文教常任委員会現地調査報告を終わります。

○議長

　　　次に、産業厚生常任委員会の報告を求めます。

　　　産業厚生常任委員長、田﨑信二君。

○５番（登壇）

　　　おはようございます。

　　　平成28年度産業厚生常任委員会現地調査報告をいたします。

　　　平成28年３月定例議会の決議に基づき、去る５月12日、産業厚生常任委員会の現地調査を実施したので、報告します。

　　　現地調査の始めは、備蓄倉庫とほっとｉｎやないづについて、総務文教常任委員会と合同で実施しました。

　　　備蓄倉庫は建設について課題の多かった事業であり、運用方法について調査を行い、総務課長より資材、食糧の備蓄と排水ポンプ等の説明を受けました。委員からは総括の際に、備蓄品の種類の充実、わかりやすい分類、賞味期限を見越した再備蓄と備蓄品の活用（ローテーション備蓄）について考慮すること等の意見が出され、施設面としては備蓄品があることから温度対策への意見が出されました。また、排水ポンプの利用については、ポンプの積みおろし等を効率的に行い、災害時に瞬時に対応できる工夫が必要との意見が出され、さらに国道から災害対応車両が進入する際に、歩車道境界ブロックの位置に課題があるとの意見が出されました。

　　　次に、ほっとｉｎやないづの視察については、地域振興課長、観光商工班長及びやないづ振興公社杉原氏より説明を受けました。指定管理後間もない状況ですが、昨年度までのテナント方式から指揮系統が見える運営方法に変わっておりました。指定管理が始まって間もないことから、今後の状況を見ていくとともに、縄文館の利活用及び清柳苑とのすみ分けにより、両施設の機能の充実が図られればとの意見が出されました。

　　　次に、振興計画の施策中、子育て支援の充実、安心して産み、楽しく育てられる環境づくりの中から、保育サービスの状況及び保育所における待機児童対策について調査を行い、保育所長及び保育班長の説明を受けました。延長保育や乳児保育の実情に合わせ、早番遅番など５つのシフトによる勤務体制や職員体制など、職員の負担はあるが保護者の実情に合わせた柔軟な体制と保護者の負担軽減策を継続しながら保育を行っているとの説明がありました。また、待機児童対策については、今後ゼロ歳児が定員になる可能性があるものの、定員になれば年齢に応じて年度途中での組みかえなどにより待機児童が発生しないよう対策を講じるとのことであり、柳津町の重要課題である子育て支援をさらに充実させるためにも、安心して子供を産み育てられる環境づくりに取り組んでいただきたいと思います。

　　　次に、桜づつみ整備事業箇所を調査し、建設課長の説明を受け、平成21年に102本を植え、その後、土壌改良を実施してきたとのことでありますが、中には枯れているものや生育がよくないものなどがありました。委員からは、観光における桜の役割を考慮し、専門家による年間を通しての撫育管理や町内全体としての桜の管理（枯れた場所への補植）、桜の台帳をもとにした管理についてなどの意見が出されました。

　　　急遽、観光案内所の建設現場の進捗状況を確認し、その後、滝谷・桧原線バイパスのトンネル化の現地調査を行い、続いて、琵琶首地区集会所整備事業による地区公民館の完成状況を調査しました。館内については、バリアフリー及び雪対策並びに使用しやすい内部環境整備など、今後の地区コミュニケーションづくりなど地区が一体となった運営に期待するものです。

　　　その後、琵琶首から大成沢地区に入り、博士山登山口に向かい、林道新鶴・柳津線の工事現場の最終地点まで調査し、高森地区から四ツ谷地区を経て、町道鳥屋居平線の調査を実施しました。建設課長から、本年度は用地買収及び立ち木補償が終われば改良に入るとの説明がありました。委員からは、この勾配が解消されないと冬期間の町民バスの運行は難しいのではないか、あるいは道路沿いの樹木の影響で路面凍結を助長するのではないかなどの質問がありました。しかし、短い期間で地区住民の安全を確保するためには、現行の改良が最良の方法という説明がなされました。委員からは、地区住民の意見を大切にすること及び投資に合った安全な効果が得られるよう努めてほしいとの意見が出されました。

　　　その後、役場に戻り総括を行い、さきに述べた意見が出され、平成28年度産業厚生常任委員会の現地調査を終えました。多忙な中、現地説明に同行された各担当課長等に対しお礼を申し上げ、委員会報告とします。

　　　以上でございます。

○議長

　　　次に、会津若松地方広域市町村圏整備組合議会の報告を求めます。

　　　６番、小林　功君。

○６番（登壇）

　　　皆さん、おはようございます。

　　　会津若松地方広域市町村圏整備組合議会の報告をいたします。

　　　去る４月26日に組合庁舎４階講堂において臨時会が開催されました。提出案件は４件です。管理者提出の承認案件、これは組合監査委員の選任についてです。また、議会側提出案件は組合議会副議長選挙案件１件、組合議会常任委員会委員及び議会運営委員会委員の選任案件それぞれ１件の計３件が提出されました。副議長は選挙により新たに選任され、監査委員を初め各委員も新たに選任されました。

　　　次に、６月２日同じく組合庁舎４階講堂において臨時会が開催されました。提出案件６件です。管理者提出案件は４件、組合庁舎耐震補強工事及び大規模改修工事請負契約の締結を初め、消防ポンプ自動車高規格救急自動車等の財産取得に関する案件でございます。議会側提出案件は２件、組合議会常任委員会委員及び議会運営委員会委員の選任に関する案件ですが、全案件とも特に異議なく原案のとおり可決、選任されましたことをご報告申し上げます。

　　　なお、詳細につきましては、事務局に資料がございますのでごらんください。

　　　以上でございます。

○議長

　　　次に、第１回定例会において採択の上、執行部に送付しました陳情書の処理経過及び結果について執行部から報告を求めます。

　　　地域振興課長。

○地域振興課長（登壇）

　　　おはようございます。

　　　請願・陳情処理経過及び結果についてご報告いたします。

　　　陳情第４号　景観整備事業伐採跡地の活用についての陳情

　　　執行部処理状況でありますが、野老沢地区の景観整備事業による皆伐区域については、平成26年度から27年度において福島県森林環境交付金事業を利用し、只見川沿いの景観向上を目的に針葉樹から広葉樹への樹種転換を進めるために伐採及び搬出を行っております。

　　　本年度においては、整備方法の検討のため調査・測量を行う予定であります。その結果にもよりますが、伐採跡地については目視による確認でも急傾斜な区域が多く、また、平成23年度の水害では整備区域周辺が水没した経過もあるため、公園等の整備は難しい状況であると考えております。

　　　当初の計画において、スギ等の常緑針葉樹の山から桜などの落葉広葉樹への山へと樹種転換を進めることによって、町内外からの訪問者に雄大な只見川と一体となった景観を形成する山づくりを目的として整備を行うこととしており、それにより当該事業での実施が認められているところであります。

　　　春から秋まで楽しむことができる山づくりを行うために、野老沢地区や土地所有者の理解を得ながら進めていきたいと考えております。

　　　以上であります。

○議長

　　　以上をもって諸般の報告を終わります。

　　　　　　　　　◎町長の説明について

○議長

　　　日程第４、町長の説明について。

　　　町長の挨拶と提出議案の説明を求めます。

　　　町長。

○町長（登壇）

　　　皆さん、おはようございます。

　　　本日、平成28年第２回柳津町議会定例会を招集いたしましたところ、議員の皆様には、何かとご多忙の折にもかかわらずご出席をいただき、まことにありがとうございます。

　　　まず初めに、４月14日に発生いたしました平成28年熊本地震では、尊い人命や貴重な財産が失われ、多くの方々が避難生活を余儀なくされております。亡くなられました方々のご冥福をお祈りするとともに、被災された皆様、避難生活を送られている皆様に心よりお見舞いを申し上げます。

　　　さて、安倍政権が消費税増税の２年半延期を決める中、今後の税収を懸念する声が出ております。安倍首相は、増税を先送りしつつも、社会保障政策の充実や財政健全化を目指す方針ではありますが、今後は円高などで企業業績の伸び悩みも見込まれているほか、景気の回復傾向が弱まっていることから、５月に出されました月例経済報告では、景気はこのところ弱さも見られるが緩やかな回復基調が続いているとされており、思惑どおり税収がふえるかは見通せない状況であります。

　　　このような中、６月22日公示、７月10日投開票で第24回参議院議員通常選挙が行われますが、選挙権年齢が20歳以上から18歳以上に引き下げられて初めての選挙となるほか、定数10増10減が実施されるなど制度が大きく変わる中、日本の将来を見据えた大切な国政選挙となります。町民の皆様には、棄権せずに投票いただきますよう考えているところであります。

　　　また、東日本大震災から５年３カ月、新潟・福島豪雨災害から４年10カ月が経過をいたしました。この間、震災で失われた尊い命を悼み、また、水害による被害とその教訓を忘れることなく心に刻んで風評被害対策、復興対策等に取り組んでまいりましたが、今年度から後期の柳津町振興計画がスタートいたしました。町の目指す将来像「みんなが主役！笑顔広がる絆のまち」の実現のため、６つの基本政策、そして政策を構成する28の施策について、町民の皆様や各種団体などに役割を担っていただく協働などにより、より効果的・効率的に取り組んでまいりますので、議員の皆様方、関係者の皆様方並びに町民の皆様方のご理解とご協力をお願いいたします。

　　　今回、本議会に提案いたします案件は、専決処分の承認を求める案件、３件、条例の改正に関する案件、１件、学校給食調理場建設及び学校給食調理業務に関する事務の受託に関する案件、１件、平成28年度補正予算に関する案件、７件、固定資産評価審査委員会委員の選任に関する案件、１件、平成27年度繰越計算書の報告に関する案件、１件、会津若松地方土地開発公社経営状況の報告に関する案件、１件、以上の15件であります。

　　　いずれも当面する重要案件について提案いたしますので、慎重審議の上、全議案議決賜りますようにお願いを申し上げまして、私の挨拶といたします。

　　　　　　　　　◎請願、陳情について

○議長

　　　日程第５、請願、陳情について。

　　　請願第１号「防火水槽改善に関する請願書」についてを議題といたします。

　　　本請願書については、紹介議員の菊地　正君より趣旨の説明を願います。

　　　７番、菊地　正君。

○７番（登壇）

　　　皆さん、おはようございます。

　　　防火水槽改善に関する請願の趣旨を説明いたします。

　　　当防火水槽は、岩坂町地区の給水設備により給水を行っておりますが、施設が老朽化し漏水しているため、給水に支障を来たしている状況にあります。防火水槽への安定した給水を図り得ることにより支障のない消火活動が行われることは、地域住民の安全・安心にもつながるものと考えます。

　　　皆様には、慎重審議の上、ご賛同賜りますようお願い申し上げます。

　　　以上。

○議長

　　　お諮りいたします。

　　　本請願書は、内容を具備しておりますので、請願の趣旨を尊重し、所管の総務文教常任委員会に付託し、本会期中に審査をすることにしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

　　　　　　　　　（「異議なし」という声あり）

○議長

　　　異議なきものと認めます。

　　　よって、本請願書は総務文教常任委員会に付託し、本会期中に審査をすることに決定しました。

　　　次に、陳情第６号「国からの「被災児童生徒就学支援等事業交付金」による十分な就学支援を要請する意見書の提出を求める陳情」についてを議題といたします。

　　　お諮りいたします。

　　　本陳情書は、内容を具備しておりますので、陳情の趣旨を尊重し、総務文教常任委員会に付託し、本会期中に審査をすることにしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

　　　　　　　　　（「異議なし」という声あり）

○議長

　　　異議なきものと認めます。

　　　よって、本陳情書は総務文教常任委員会に付託し、本会期中に審査をすることに決定しました。

　　　　　　　　　◎一般質問

○議長

　　　日程第６、これより一般質問を行います。

　　　一般質問の前に議長より申し上げます。

　　　一般質問は、議会の権威と品位を尊重し、また、制限される言動及び発言に十分留意し、あわせて議事運営の遵守を求めます。なお、執行部には、簡潔明瞭、直接簡明な答弁を求めます。

　　　それでは、通告順により齋藤正志君の登壇を許します。

　　　８番、齋藤正志君。

○８番（登壇）

　　　それでは、通告順に２点お伺いいたします。

　　　まず１点目、西山支所地域の活性化について。

　　　西山支所地域は、本庁地区もさることながら、少子高齢化が進み、往時のにぎわいがしのばれるところでございます。このまま手をこまねいていては、加速度的に寂しさが増すばかりと思われます。そこで３点についてお伺いいたします。

　　　１、町としては、西山支所地域の公共施設の再編を考えていたところですが、断念に至った経緯について伺います。

　　　２点目、西山せいざん荘については、露天風呂の整備も完了し、西山支所地域においては充実した施設と思いますが、その活用方法については物足りなさを感じるところです。今年度から指定管理料が倍以上になるなど今後のあり方を再考すべきと思いますが、町の考えを伺います。

　　　３、西山支所地域に通じる主要地方道柳津・昭和線ですが、三島町滝谷地区にあるスノーシェッドは危険箇所として認定されて久しく、県道滝谷・桧原線の桧原バイパスの整備が進められているところですが、その進捗状況を伺います。

　　　２つ目、町教育行政についてお伺いいたします。

　　　柳津町も少子化が進み、子供の数が年々少なくなる傾向の中で、予算的には独自性を出して、ＡＬＴ、学校司書、そして複式学級解消のために町雇用の職員の配置、またＩＣＴの活用と、その指導には高く評価するところであります。しかし、地理的、経済的な観点から柳津町より他町村を選択する父兄がいることも事実であります。よって、さらなる充実を図るべきと考え、３点についてお伺いいたします。

　　　１、柳津町には個人で開設している学習塾はあるが、たくさんの子供たちが勉強できるところはないのが現状です。町として子供たちに塾という場所と先生を提供してはどうかと思うが、考えをお伺いいたします。

　　　２、子供たちの教育の質向上と目標を持つという観点から、現在実施している英語検定、数学検定、漢字検定については、ルールを決めて町が補助をしてはどうかと思うが、考えを伺います。

　　　３、海外派遣事業ですが、現行での派遣はこれが最後となり、現状に沿ったやり方に変えていきたいとのことですが、問題点、方向性を伺います。

○議長

　　　答弁を求めます。

　　　町長。

○町長（登壇）

　　　それでは、８番、齋藤正志議員にお答えをいたします。

　　　まず、１点目でありますが、西山支所地域の活性化についてであります。

　　　支所地域の公共施設を統合した施設の構想につきましては、平成25年８月から班長職による調整会議で協議を開始して、その後11月には関係の班長によるプロジェクトチームを編成いたしました。平成26年７月には基本設計が完成をして、その後も引き続きプロジェクトチームや調整会議、庁議等で検討をしてまいりました。現施設の解体費用も含めた建設費用が多額となることに加え、中学校の統合も平成30年４月とすることが明確になったことから、これまでの構想を断念したところであります。

　　　今後は、当面は必要な補修等を行いながら、既存施設や統合後の校舎の利活用について調査をして施設のあり方についての方向性をお示ししてまいりたいと、そのような考えを持っているところであります。

　　　２つ目について、西山温泉山村公園せいざん荘につきましては、住民の健康福祉の増進、教養の向上及びレクリエーション等の便宜に供するため平成５年４月にオープンいたしました。現在まで約23年経過をしているところであります。この間、町の介護・健康教室、西山地域開発協議会主催の西山温泉まつりや西山温泉芸能鑑賞会等をしながら、地域のコミュニティーの場として活用されてきたほか、平成26年度には歩行浴ができる露天風呂を整備して、大変好評を得ているところであります。

　　　しかしながら、入館者数は例年２万人台でほぼ横ばいとなっており、利用者をふやすためにはさらなるＰＲが必要になっております。また、多目的広場についても今後の利活用について検討する必要があると、そのような考えを持っております。

　　　なお、平成18年度から指定管理者制度を適用して、委託先である一般財団法人やないづ振興公社がこの施設を含む４施設を一括で管理をしてまいりました。赤字であったせいざん荘に係る経費を他の施設の黒字で補塡をしてきたところでありますが、指定管理契約は施設ごとに行うことが基本でありますので、今年度からは施設ごとの契約として、本来せいざん荘の運営に必要な経費をもとに算出した額を指定管理料として上がったところであります。

　　　それから３つ目であります。県道滝谷・桧原線につきましては、主要地方道柳津・昭和線から国道252号へのアクセス道路として重要な路線であります。県においてはバイパス事業によるトンネル化計画を進めておりますが、三島町滝谷地区のスノーシェッドの危険性等も踏まえて事業採択されたものと認識しております。

　　　また、県では、現在、地元地区住民、地権者との合意形成を図るための環境整備に向けて、滝谷地区からアクセスも含めて調査を進めているところであると伺っております。

　　　この計画によるトンネルが開通すれば、これまで以上に安全・安心な交通が確保されるものと大いに期待をしているところであります。町といたしましても状況を見極めながら、県に対して早期の完成に向けた要望活動等を行ってまいりたいと、そのように考えているところであります。幸いにして、柳津町、三島町、昭和村の３者でこの陳情・要望について話し合いをしているところでありますので、ご理解をいただきたいと思います。

○議長

　　　次に、教育長、答弁を求めます。

○教育長（登壇）

　　　８番、齋藤正志議員のご質問にお答えします。

　　　これまでの教育委員会の取り組みにつきまして評価をいただきました。ありがとうございます。

　　　公設の塾につきましてですが、県内で幾つかの町村で設置している例がありますが、委託を受けた学習塾業者によって運営され、少人数の小中学生を対象として内容は業者に任せているというようなことについて伺っております。また、会津管内でも学校支援地域本部事業の１つとして年間数回、学習支援ボランティアによる小学生の自習機会の提供を行っている町村もあると伺っております。

　　　教育委員会といたしましては、各学校の授業の充実により基本的な事項の確実な習得を図るとともに、家庭学習等によってその補強を図ることが重要であると考えておりますが、各学校において家庭学習を習慣化するため、さまざまな取り組みをしているところが現状であります。塾の必要性、役割につきましては、児童生徒の実態によってそれぞれ異なるものと考えておりますので、まずはこうした学校の取り組みにより児童生徒の学力向上に努めてまいりたいと考えております。

　　　次に、各種検定につきましてですが、町内の小中学校においては、児童生徒に各種の受験を奨励しており、特に中学校においては英語検定の受検を奨励しております。国は、中学校の英語の習得状況の向上を目指して英語検定の取得を重視する意向を示しており、英語検定の位置づけは今後重要になってくると考えております。このため、各学校の取り組みの中に具体的に検定が位置づけられ、全員が受験するような計画が示されれば、補助を検討する必要があると認識しております。

　　　３つ目に、海外派遣事業につきましては、これからの国際化時代に対応できる幅広い視野と知識を持ったすぐれた人材を育成することを目的として、平成６年度にスタートし今年度第15回を迎えました。当初は、一般町民と中学生を対象に交互に行ってまいりましたが、第７回以降は、隔年で中学２年生・３年生の希望者を対象に実施してまいりました。また、オーストラリアを中心に派遣してまいりましたが、平成26年の第14回からは内容の見直しを図り、アメリカ合衆国のハワイ州に派遣し、英語を使う機会の確保という目的で生徒を２人組でホームステイさせております。

　　　これまでの実績を踏まえて、現在中学２年生・３年生としている対象学年の生徒の日程上の問題、あるいは約３分の１程度を自己負担としている経費の問題、さらに中学３年生の修学旅行との重なりの問題などが上げられており、海外派遣実行委員会において今後のあり方を慎重に検討しているところであります。

○議長

　　　これより一問一答方式により再質問を認めます。

　　　８番、齋藤正志君。

○８番

　　　それでは、再質問をさせていただきます。

　　　まず、西山支所地域の施設の断念ということでございます。

　　　施設の老朽化という問題があって、それと保育所のあの状況でのあそこでの保育が適当であるかというような問題もあって、これを早急に解決したいということで、そういう背景があってこういったことが計画された、また設計されたということだと思います。その中で、ご答弁いただいた中によりますと、やはり１つの大きな問題として予算がかかると。我々ご提示いただいた金額でも５億円、６億円、７億円と。最終的にはそれぐらいかかるのではないかということで、これはやむを得ないのかなと。そして、学校統合問題が大体見えてきたということで、答弁を伺いますと、中学校跡地の再利用を考えた中で再構築を考えていきたいということでよろしいでしょうか。この辺をまずご答弁をいただきたいと思います。

○議長

　　　町長。

○町長

　　　８番、齋藤議員にお答えをいたします。

　　　これまでにいろんな見地から、この支所機能の統合については話し合いを十分持ちました。議員の皆さんからも大変貴重な意見を頂戴しながらやってきたわけでありますが、施設は多岐にあることは間違いありません。１つは保育所であります。そしてまた診療所もあるわけですが、それにはある程度の規制がかけられております。そういった場合に、同一の建物に混在したときにどのような結果が出るのかというようなことも、再三協議の場にあったわけであります。そういった中でやむを得ず、この施設ではなかなかそれをクリアすることは不可能であるというようなこととあわせながら、今ご指摘がありました議員のおっしゃるとおり、予算がこの時代に７億円、８億円、それは建物に対しての経費でありました。支所が壊されるとなればまた莫大なお金がかかるということで、これは断念せざるを得ない。それと背景に、30年４月が統合の出発点であるということから、この施設は耐震性も整っております。そういった意味で、今後の活用を図りたいというような思いでこの方向性を探ったところであります。

○議長

　　　８番、齋藤正志君。

○８番

　　　ということであれば、やはり校舎を再利用していろんなものを、耐震とかいろんなことを考えれば、当然そういう箱物としては再利用、大いに結構だと思います。

　　　ただ、統合は30年でございますので、２年間、空白の時間ができるというふうになります。そして、そこからまたいろんなことを計画してとなると、また３年、４年先という形になってくるのではないかと思います。私は、統合ありきであの施設を再利用ということを申しているわけではありませんが、そういう計画も今の時代に合った考え方なのかと思うわけですが、やはり保育所の問題とかその他の問題を考えたときに、もし30年４月からそういった方向性を考えるのであれば、早い段階からやはり計画、そしていろんな話し合いを進めるべきだと思いますが、その辺の考え方をお伺いいたします。

○議長

　　　総務課長。

○総務課長

　　　今現在につきましては、まだそのような計画に対しての検討については入っていないというのが現状でございます。今後につきましては、課をまたがってやらないとこういうものの計画ができないというふうに考えておりますので、プロジェクトチーム的なものを編成して、議会終了後等から早急に対応していきたいというふうに考えております。

　　　以上でございます。

○議長

　　　８番、齋藤正志君。

○８番

　　　本当に喫緊の問題が山積みになっています。これをもって活性化というふうに考えていた方も中にいらっしゃいますので、そういう人たちの気持ち、支所の人たちの皆さんの気持ちを考えた上で、やはり集約するところは集約しながら方向性を早目、早目に皆さんにお示ししていただきたい。私もそのように考えております。ぜひこの議会が終わってから、まずはそういったプロジェクトチームの立ち上げをお願いしたいというところでございます。

　　　西山支所地域の２番目の質問に移らせていただきます。

　　　西山せいざん荘のあり方ということであります。月に何回かせいざん荘のほうにもお邪魔をして御飯を食べたり、お風呂に入ったりしてきているわけでございます。いつもいつも混んでいるというわけではございません。確かに２万人弱ということですから、平均すれば100人の利用、冬を含めれば町民の方を含めて六、七十人のご利用はあるのかなといったところでございますが、大体お伺いしますと８割はやはり町外のお客さんだそうでございます。大体２割ぐらいが町内の人が利用しているというような数字だと受付の人が言っておりました。そうすると、やはりそれだけ交流人口があるんだなということでございますが、まずこの中で、今回から指定管理料が倍以上になってしまったということで、逆を言うと、この施設が非常に赤字であったということが露呈してしまったということでもあるかと思います。これは本当に足湯よりも高い指定管理料になると私は今思っているんですけれども、指定管理料の高い、安いは別として、この施設をこのままにしておくのは、ＰＲだけではもちろんできない部分があると思うんですよ。ＰＲすれば人が来るかというとそういう問題ではなく、魅力があるからこそ来るわけです。魅力を発信しなければならないと。

　　　西山地域の魅力を発信していくといったところ、まずＰＲ館。隣にありますね、ＰＲ館。あれが20年間で50万人来場者があったと。４月１日から12月15日までですか、営業は。ということは、わずか７カ月ちょっとで年間２万人以上の来場者があったというようなお話でございますので、そういった交流人口はどうしているのかなと。あんな近くにせいざん荘があって、ここを利用していただいているのかと、これも非常に疑問になってしまいます。

　　　そして、西山地域の魅力といいますといっぱいありまして、当然滝谷川、川を掘れば温泉が出てくる、そういったところを考えたり、また博士山、山開き、いろんなことを考えたら、まだまだ支所地域にはお宝がたっぷり眠っていると私は思うんですよ。そこの受け皿として、やはりせいざん荘が受け皿になるべきだと私は思うんですね。柳津地域におけるとこの受け皿は、突然来たお客さんとか予約なしのお客さんでも泊まれる施設はあるんです。厳しい中でも、町民センターであったり一部の宿であったりというところが受け入れてくれていますよ。でも、支所地域に行きますと、こういった受け皿が全くないのが現状なんです。やはりこういった交流人口を無駄に流しているということが、私は問題ではないかと思うんです。受け皿をきちんとせいざん荘にしてはどうかということで、今回こういったことを申し上げているんです。ここを起爆剤にして、交流人口とそういった人たちのにぎわいを取り戻すことが、今後支所地域の発展につながると思うんですが、この辺どのようにお考えなのかお伺いします。

○議長

　　　町長。

○町長

　　　前段、私がちょっと経過を申し上げまして、中身については総務課長より答弁させます。

　　　この施設については、温泉地域の皆さんとの１つの約束事があります。そういった中でのせいざん荘建設がなされましたので、大変、食に関しても子供たちが喜んで食べるラーメン等もできないと。そしてまた、宿泊もかなり有効な手段であって有効な場所であったということでありました。そういった中で競合して、温泉の衰退ということのないように配慮をしたと思っております。いまだそれは効果がなされているということでありますので、そういう経過がございました。

　　　そういった中で差別化を図って、いろんな取り組みをやってきたせいざん荘でありますが、やはりやったときには好評でお客様がつくんですが、それがちょっとマンネリ化しますとまた客離れになると。その繰り返しでありましたので、今後ともそういったもののないように温泉組合の皆さんとしっかりと話し合いをして、これからはやはり多様化している時代ですから、そういったお客様、全てが同じお客様ではありませんので、この際やはりある程度拡大をしながら、そして多くの皆さんを呼び集めながら、お互いに相乗効果を出すというような方向性になるのが私は望ましいと思いますので、今後とも地区の皆さんとの話し合いが必要であろうと、そんなふうに思っています。

○議長

　　　続いて、地域振興課長。

○地域振興課長

　　　せいざん荘の集客ということかと思うんですけれども、議員さんがおっしゃるとおり、西山地熱発電所ＰＲ館には、月平均にすると750人くらい来場しているということでありますので、そういった方々をせいざん荘のほうに取り込むような対応について今後検討していきたいと思います。

　　　また、指定管理者ということで今回新たにやないづ振興公社がなったわけでありますが、その申請書の中にも利用促進について記載がされております。その中でも地区内のイベント時における会場の提供とか送迎バスの運行、大会運営への協力、入浴券協賛の実施、そのほかありますので、そういった利用促進を図りながら集客につなげていければと考えております。

　　　以上であります。

○議長

　　　８番、齋藤正志君。

○８番

　　　町長がおっしゃったように、つくったときの約束事、確かにそのころはそういった考えも、地元の同意を得るということも含めれば、建設に関してはそういったことはもちろん必要であったと。ただ、時代が流れてきて、やはり支所地域全体が沈みかけてくる、この時代に、やはりそういったことばかり言っていることも私はできなくなってくるのではないかと思うんですよ。いずれ人が来なくなって、そしてそこに働く場所がなくなって、そういうことであれば、地域はもっともっと本当に衰退していくものと考えます。やはりこれは開発協議会の人とか温泉組合、本当に一緒になって、そして我々議会もそれに参加してもいいですよ。ぜひそういったところで、ぜひ支所地域の皆さんと話し合いの中で、例えばですけれども、お客さんを取りこぼさないような方向性とか、じゃあ、せいざん荘さんには、例えば子供の合宿をお願いしたいとか、合宿地としてやろうとか、やれることからまず規制を少しずつ外していって、やはりいろんなところで、民営を圧迫しないところで、まずは少しずつ規制を外していきながら西山の魅力を発信していくということが大事だと思います。何と言ってもオール柳津ですから。支所地域だけが沈むなんていうことはございません。こういうことで地域が沈んでいけば当然こちらのほうも、艦尾から沈めば艦首も沈むわけでございます、いずれ。そういうふうになりますので、ぜひこの辺はそういった話し合いの場を、どんな会議でもいいですから立ち上げてみるような形をとれないか、その辺をお伺いします。

○議長

　　　町長。

○町長

　　　議員のおっしゃるとおりだと思っております。その中で、やはり西山の地域開発協議会が先導していろんな利用促進を図っていただいています。そういったものだけではなくて、これは温泉組合の皆さんも承知をしておりますので、理解をしているということでありますから、やはり今回のこの後の答弁にもありますが、柳津の温泉はふえてはいるんです。そしてまた、西山もふえてはいるんですが、残念ながら一方的に西山の宿泊が減っているということは、この際やはり１つの見直しをかけながら、核をつかみながら差別化した、西山温泉はこういうところでいいというものが全体像として掲げられるような体制をつくるということは、議員がおっしゃるとおりだと思いますので、その辺を十分、関係者と膝を交えての話し合いをしていけば解決の糸口はつかめると、そのように思っていますから、よろしくまたご指導をいただきたいと思います。

○議長

　　　８番、齋藤正志君。

○８番

　　　ぜひそのような形で活性化を図っていただきたいと思います。そして、１つつけ加えるならば、ことしから観光協会、事務局長さん、おいでになっています。やはりこういう人たちのノウハウをあの地域に、集客ということで専門的に今度、振興公社の人間というよりも柳津観光協会の事務局長ですから、設置した限りはそういったところを、幅広い人脈と経験を存分に生かしてやっていただきたいというふうにつけ加えておきます。

　　　　　　　　　◇　　　　　　　　　　◇　　　　　　　　　　◇

○議長

　　　ここで、暫時休議をいたします。

　　　再開を午前11時15分といたします。（午前１１時０２分）

○議長

　　　議事を再開いたします。（午前１１時１５分）

　　　　　　　　　◇　　　　　　　　　　◇　　　　　　　　　　◇

○議長

　　　８番、齋藤正志君。

○８番

　　　それでは、質問を再開させていただきます。

　　　次に、県道滝谷・桧原線についてでございます。本当に、本来であれば支所地域の活性化を語る上では、これを一番初めに持ってこなければいけないのかと思います。何といっても、住民の安心・安全、そういったものを考えたときに、観光も何もなくなってしまうわけです。この安全がまず担保されて、やはり地域の活性化というものがなされると私も認識しているところであります。

　　　答弁をいただきましたけれども、町長、４月の全員協議会のときですか、３町村、三島と柳津、昭和と期成同盟会をつくって、何とか県に陳情して早目にやりたいというような説明がなされましたので、あえてここで質問をすることは余りないんですが、あれから２カ月たちましてその進捗状況と、また、同盟会のメンバーはどのようなことを考えているのか、その辺をまずお伺いいたします。

○議長

　　　建設課長。

○建設課長

　　　メンバーについては、ただいまありましたとおり柳津町と三島町、昭和村の３町村で構成をしたいと考えております。名称については、仮称でございますが、県道柳津・昭和線滝谷桧原整備促進期成同盟会というような名称で検討してまいりたいと思います。それで、現在３町村の管理とこれから規約等について話し合いを進めてまいりたいと思っております。

　　　構成メンバーでございますが、３町村の首長と３町村の議長、３町村の産業厚生常任委員長、事務局としまして３町村の建設課長が当たるようになっております。顧問といたしまして、これは案でございますが、福島県議会議員の杉山純一様と同じく議会議員の小林昭一様、会津若松建設事務所の所長を予定しております。

　　　以上であります。

○議長

　　　８番、齋藤正志君。

○８番

　　　本当に早目に同盟会の発足をお願いしたいところです。なぜかといいますと、私もあそこが危険な箇所だと聞いてから、通るのにちょっとびくびくするんですね。危険だとわからないと、人間怖いもの知らずだと何ともないんですが、あそこが危険ですよと言われると、どうしてもスピードが乗ってしまったりありまして、車のスピードをちょっと速めて、それがかえって事故につながったりもいたします。あそこを通るたび、20年前の北海道の豊浜トンネルでしたか、崩落事故を思い出すわけです。ちょうどバスに乗っていた人たちとかが大変犠牲になったのを、あそこを通るたびに思い出してちょっと怖かったり、せつなかったりということでございます。何といっても、そういったことが起きてからでは大変でございます。随分諸問題がクリアされたということでございますので、ぜひこの機会に我々議会も、議会だけでもいいです。期成同盟会以外で地域、例えば西山の地域開発協議会だとか、そういったところも全て巻き込んでやはりやったほうがいいと思います。我々の仕事は確かに声なき声を拾うことかもしれませんが、まずそういう声があるんですから、声を大にして行政に物を言っていくと。やはり行政というのも、声ある声を先に拾っていくのが行政の仕事だと私は思いますので、人間でございますので、ぜひこれは３町村一致団結して強い意思を持って早急に実現してほしいということでお願いしたいと思います。私の質問は、ここはこれで終わります。

　　　次に、がらっと変わりまして、教育行政についての再質問に移らせていただきます。

　　　まず、第１番目の塾に関してでございます。どうしても最近の傾向として、教育の質とか現場といったものがどうも親の定住にまでかかわってくるような時代になってしまいまして、頼もしいのは西山中学校にお伺いしたときに、学校教育でまちおこしをしたいんですと校長が言っておりました。さっきの報告にもありましたアントレプレナーシップ、そういったことでいろんなことを試行錯誤されている。本当であれば我々が考えなければいけないようなことも考えていたんですね。そして、問題はさらに深刻で、例えば親の資産状況といったものによって格差が出てきて、そういったものが教育格差にまでなっていると。その教育の格差が将来の就職したときの収入賃金、生涯の賃金にまでかかわってくるというようなことが最近は言われております。

　　　そういった中で、やはり私は、もちろん学校の授業が一番です、これは。ここも理解しています。もちろん、その中でいろんな取り組みをしていただいているということもわかるんです。なぜ今さら塾なのかといいますと、先日４月に入学したうちのせがれが持ってきた学校からのプリントに興味深いものがありまして、復習の大事さが書いてあったんです。たまたま目にしたんですが、その日に復習をすると、その問題を覚えている子供さん、40％ぐらい覚えているそうなんです。次の日に履修すると20％ぐらいになってしまうんです。教えられてすぐ復習したのと、教えられてその後からもう１回勉強し直すのでは、相当なタイムラグが出てくるとどうしてもそこで無駄が出てきてしまうんですよ。やはり無駄のない知識の詰め方というのが大事ですね。同じことを何回も何回もなんていうのはもう、そういうのではなくて、やはりその日勉強したことをその日に復習できる。せめて私は、塾というよりも場所、そして時間、そういったものを提供して、そこを管理するのは丸投げではなくて、要は業者に丸投げではなくて、例えば町のそういった施設を利用して子供たちに場所と時間を提供して、そこを管理するボランティアの先生ぐらい、教材は自分で出してもいいと思うんですよ。そういう場所を提供してはいかがかなということで、塾という話になってしまいましたので話はちょっと大げさになってしまいましたが、まずはそういった考え方で物事を進めてはどうかということで提案させていただいたのですが、これに対してご答弁いただきたいと思います。

○議長

　　　教育長。

○教育長

　　　今、具体的にお話があったので、私のほうも具体的にお話ししたいと思いますが、昨日の新聞に会津若松市の教育委員会で土曜学習会というのを始めましたというニュースがありました。かつてからいわゆる復習、それから家庭学習といったものの重要性については、本町でも各学校でいろいろな手だてをとりながら子供たちに定着をさせているわけなんですが、必ずしも全ての子供にその習慣が形成されているというふうにはなっておりません。この会津若松市の土曜学習会につきましても、これはサポートティーチャーという退職された校長先生が４人とお聞きしましたけれども、そのサポートティーチャーの人材を確保し、會津稽古堂というすばらしい公民館があるのですが、その場所を提供して小学校５・６年生の希望者を集めてやっているというようなことでありました。

　　　中身について、例えば塾のように受験対策というようなことであるかどうかについても確認をさせていただいたんですが、やはり一人一人の持ってきた課題に対して一人一人に助言をしてあげるという場であるようです。このような仕組みということであれば、人と場所の確保というものが大事になってくるわけなんですけれども、会津若松市の教育委員会でも正直なところ、サポートティーチャーという人の確保についてはやはり苦労されているというような状況であるようです。

　　　町内の状況について私が確認しているところなんですが、子供たちの放課後の学習については、特に３年生については個別の時間を十分にとりながら、あるいは場所等を子供たちに確保しながら一人一人の要望に応えているというような、時期的に限られた時期になりますけれども、そういった取り組みは今なされていると認識しております。

　　　その結果でありましょうけれども、昨年も高校入試においては、４分の３がもうⅠ期で合格してしまうと。両中学校ともそのくらいの実績を残しておりますので、まず学校のほうで個別の不安を少しでも払拭させる、そういう試み、そして、家庭学習をどうしたら充実させられるかというような今やっている工夫をさらに充実させる取り組みを、教育委員会としては促していきたいというふうに考えています。

　　　その過程で、やはりなかなか習慣化が難しいという事例も出てくるかもしれませんので、それについては個々に学校と相談しながら対応を考えていかなければならないかと。一人一人大事な宝ですので、一人一人自分が思うような進路の実現ができるような、そういう力をつけさせてあげたいというふうに思います。議員が今お話しされた方法も、１つの方法としては考えておく必要があるのかというふうには思っております。

○議長

　　　８番、齋藤正志君。

○８番

　　　去年の例でございますが、先ほど言いましたように受験対象者の３年生は、会議室を使って勉強会を開いておりました、柳津中においては。やはりⅡ期選抜の子供たちが集まってお互いを叱咤激励しながらやっていた、そして、この間の西山の中学校においては廊下とか、暑いときは廊下を使ったりとか、放課後の時間を有効に使ってそういったことを工夫されていた。確かにああいった場所がやはりあったほうがいいと思うんですね、私は。それの発展型と考えていただければいいかと思うんですよ、塾のあり方も。

　　　今、メディアコントロールということが盛んに言われています。やはり小さいうちというのは、どうしても自分の好きなことを先にやりたい、嫌なことは後回しと。これはもう人間誰しもがそのような考えになるんですよ。家に帰れば、まずご飯を食べて、風呂に入ってテレビを見て、勉強は後回しというのが、自分もそうであったから言うのではないんですが、どうしても好きなことから入ってしまうということであると、それに夢中になってしまうとなかなかその日のうちの復習というのができないというのであれば、やはり希望者、そして親御さんが望むのであれば、ぜひそういった場所と人を確保した塾、そういうものをぜひこれから先検討していただきたいというふうに思います。これに対して、ではまずお願いします。

○議長

　　　教育長。

○教育長

　　　家庭学習の習慣化というのが、まず学校のやるべき仕事としては授業の充実とともに大事なことだと思っていますので、町のＰＴＡ連合会がメディアコントロールということを全面に押し出していろいろな取り組みをしておりますので、改めて各学校と保護者との連携を密にして家庭学習の習慣化を図るべく努力させ、その結果について、状況についてさらに詳しく学校と情報を交換しながら、次の方法については、検討すべき時期が来れば検討したいと思っております。

○議長

　　　８番、齋藤正志君。

○８番

　　　ぜひまずは現状の改善といいますか、メディアコントロールも含めたその状況を見ながらの検討ということでございますので、よろしくお願いしたいというふうに思います。

　　　では次に、検定、英語検定、国も英語には本当に力を入れているというふうに思います。やはり大人になって英語を話せるのが、世界から日本が取り残されないための１つの最低限必要なスタンダードというふうになりつつある、なっているのではないかという部分があるんですね。国も目標を持って英語検定に関しては取り組んでいるようであります。柳津町もそういったことが、ほかの町村においては取り組んでいる町村があるわけなんですけれども、特に上の進学を望む方にとっては英語力、そして数学、こういったものは、文系、理系を選んでもこの２教科はどうしても外せない必須になると思います。こういったものを考えたときに、自分の進路を将来考えたときに、やはりこの英語検定というものは、数学検定もあるんですけれども、こういったものはこれからますます重要性を増していくと。他町村を見て倣えということではないですけれども、やはりこれだけ独自性を出している中で、皆がそういった方向で教育の目標を立てれば何とかなるのではないかと思いますので、ぜひこれは検討していただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

○議長

　　　教育長。

○教育長

　　　英語検定についてなんですが、確かに英語検定の重要性については、国の中央教育審議会等でも言及されていることです。学校教育とは別なところで子供の力をはかるといった１つのものとして重視していく方向性が見え隠れしておりますので、今後とも大事なものというふうに認識をしております。

　　　現在、両中学校においては、ここ３年間の合計ですけれども、19名ほどが３級の資格をとれるほど英語の力を向上させているというのが現状であります。ただ、全体的に見ますと、まだそれは希望受験であり、そして一部の子供たちが一生懸命取り組んでいるというような状況が全体的には見られますので、これは、希望だけではなくて、それを学校教育の中で目標としてしっかりと位置づけ、そしてみんなが競い合いながらそこに挑戦するといった仕組みというか、学校の取り組みができてくれば、当然経費についての話は出てくるというふうには予想しておりますし、教育委員会の定例会の中でも、子供たちに自信をつけさせるというような点ではこういう取り組みは重要な取り組みであるという指摘がされておりまして、その検定料についてどうするんだというようなことは話題に上がっておりますので、いろいろな事例を私どもも調べておりますので、事例というのは全額を補助するとか、一部を補助するとか、検定についていろんな幅を持たせるとか、そういったいろんな事例がありますので、そういった事例を研究しながら学校の状況をしっかり見据えて教育委員会としても対応していきたいと思っています。

○議長

　　　８番、齋藤正志君。

○８番

　　　柳津町はＡＬＴの先生がいらっしゃって、ネイティブな英語に触れる機会も多いわけです。そして、海外派遣事業もありますから、この辺を考えるとやはりこういった事業を進めていっていただいて、そして苦手意識、まずは子供たちがこれに率先して取り組むことによって、数学と英語の苦手というのは多いんですけれども、この辺の苦手意識を払拭すれば、全体的な学習の底上げも可能かと思います。ぜひその辺も踏まえて、今雇用している先生方のそういったところも踏まえて、授業も踏まえて前向きにご検討いただければと思いますので、よろしくお願いいたします。

　　　最後に、今、話をしました海外派遣事業について少し再質問をさせていただきます。

　　　実はこの質問、私は２回目でございまして、２年前の９月の議会の場で質問させていただいた経緯がございました。そのときはいろいろな問題点があるのではないかというご指摘をさせていただいたところでございます。今までのような海外派遣事業のあり方を今回でやめるということで、あれから２年たちましていろいろなご検討がされてきたんだろうというふうにも思います。そのときも問題点いろいろあったんですね。やはりどうしても２年生、３年生を対象にしておりましたので、３年生はあの当時も90％ぐらいで２年生が30％ぐらい。今回も３年生は100％、今回も２年生がまた50％を切るというような参加率だと思います。こういうこともやはり１つの問題にあると思います。そしてまた、基金もまだ残っていることから、当時は12回ぐらいまだできるのではないかというご答弁をいただいておりました。また、時期についても１年生、２年生を対象にしていいのではないかということも出ておりましたが、今後見直すに当たって親の負担を、私がそのときに一番問題にしたのは親の負担だったんです。自分は子供がいっぱいいるから言うわけではないんですが、それもあるんですけれども、多子家庭、そして双子の家庭、三つ子の家庭、そして２年、３年ということで年子の家庭と。この辺は、ことしも安くしていただいて９万5,000円なんですけれども、これは負担が大きいと。修学旅行との兼ね合いがあるとこれを工面するのが、修学旅行に行って、はい、小遣い、また８月これというのでは、なかなか大変だというご意見がございました。もう時間もあれでございますので簡単にお伺いしますけれども、修学旅行ということでことし中島村でしたか、修学旅行にしたという記事が大分前に出ていました。やっているのが檜枝岐村と矢祭町と中島村の３町村ですか、ということで新聞に載っておりまして、行き先はマレーシアということでしたが、修学旅行との兼ね合いということで考えた場合、まずいろんな問題が出てくると思いますが、この辺の問題点がちょっとわからないので教えていただければと思います。

○議長

　　　教育長。

○教育長

　　　修学旅行につきましては、学習の中に位置づけられてしっかりした目標のある活動をするということになっておりますので、それをこの海外派遣の事業に組み直すことが可能であるかどうかにつきましても、実行委員の中に中学校の校長が入っておりますので、現在、各学校で検討している状況です。というのは、新しいやり方の１つとしてその案も出されております。あるいは、学年を１個ずつ下げるという案も出されておりまして、話し合いの中心はできるだけ多くの、どんどん少なくなってきている子供たちのより多くの子供がこの海外派遣の事業を体験して、国際的な感覚をしっかりと身につけてもらいたいというような願いがありますので、その目標、願いに沿った形で今いろんな方法についてそれぞれの立場で検討しているという状況であります。

○議長

　　　８番、齋藤正志君。

○８番

　　　そうであれば、ぜひ経費負担という部分もありますし、全員が参加できないというもどかしさ、そしてそういう機会を奪ってしまうということが、本当に公平性からいくとどうもちょっと納得ができないところがありますので、その辺に重きを置いて今後実行委員会の中で進めていただきたいと思います。

　　　学校の修学旅行にすると学校の負担が大変なことになるという校長先生もいらっしゃいますので、その辺も含めて、町のかかわり方、そういったものも含めて検討していただいて、なるべくそういった機会を全員が平等に受けられるように希望したいと思います。

　　　これをもって私の質問を終わります。

○議長

　　　これをもって齋藤正志君の質問を終わります。

　　　次に、田﨑為浩君の登壇を許します。

　　　９番、田﨑為浩君。

○９番（登壇）

　　　それでは、通告のとおり２点につきお伺いいたします。

　　　１、教育行政について。

　　　まちづくりは人づくりと言われ、その人づくりの原点は教育であるということは言うまでもありません。歴史を振り返ってみても、長岡藩の米百俵の精神や会津藩の日新館教育等、全国各地においてすばらしい教育が行われてきたことにより、今日の日本の発展、繁栄につながってきたことは周知のとおりであります。

　　　我が柳津町も、先人たちのご尽力により、計画的に教育環境を整えながら多くの優秀な人材を輩出してまいりました。しかしながら、昨今、子供を取り巻く環境がどんどん変化をしてきており、それにより新たな課題が見えてきたことも事実であります。そこで、下記の６点について町教育委員会がどう取り組んでいくのかをお伺いいたします。

　　　１、小中学生の英語力について。政府は、2017年度までに中学３年生で英検３級程度以上の英語力を持つ生徒の割合を50％目標としておりますが、2015年度で36.6％にしか達しておりません。町の状況と今後の取り組みを伺います。

　　　２、道徳教科化について。文部科学省は、小中学校の道徳の新学習指導要領を告示し、小学生が2018年度、中学生が2019年度に教科化されますが、今年度よりそれを先取りした授業も可能としております。町の取り組みをお伺いいたします。

　　　３、地域未来塾について。文部科学省は、貧困などで塾に行けない中学生のために無料で補修を行う地域未来塾を開設する自治体を支援する政策を行っておりますが、現在、公立中学校の約1,800校が取り組んでおります。町は、導入の是非を含めどう取り組んでいくのかを伺います。

　　　４、訪問型家庭教育支援について。この事業は、地域の子供は地域社会全体で育てるという考え方に立ち、地域の人材を活用した家庭教育支援チームが家庭を支援し、子供の教育を支えていくものですが、町はこの支援制度をどう認識しているのかを伺います。

　　　５、部活動指導員の制度化について。中央教育審議会より、専門知識を持つ人や地域の人たちと協力する「チーム学校」について、馳文部科学省大臣に答申をいたしました。少子化により教員数が減少し、種目ごとに専門的な知識のある顧問を各部に割り振ることができない現状であることから、この制度を活用すべきと考えますが、見解を伺います。

　　　６、未来を担う子供・若者育成プロジェクトについて。これは、県教育庁の平成28年度重点事業の１つであり、具体的には、医療の仕事を通じて復興に貢献したい中高生を応援することや、子供たちの社会活動への支援をするもの、また、子供たちがみずからの地域を見つめ直してそのよさを再発見し、広く福島の今を伝えるための交流活動を奨励することなど、魅力ある事業内容であり、ぜひとも柳津町においても取り組むべきと考えますが、見解を伺います。

　　　２、ロコモティブシンドローム対策について。

　　　日本は世界一のスピードで高齢化が進展しており、平均寿命は男性が80歳、女性86歳を超えました。一方、健康上の問題で日常生活が制限されることなく生活できる期間を示す、いわゆる健康寿命は、男性70歳、女性74歳と平均寿命より男性で10年、女性で13年ほど短くなっています。このことは、人生を全うするまでに10年以上も自宅や施設で介護を受け、思いどおりに外出し、買い物や趣味、旅行などを楽しむことができない方々が少なからずおられることを意味します。こうした状況はご本人にとっても不幸であるのみならず、医療は介護費の増大にもつながります。

　　　健康寿命の伸びを妨げる要因の１つは、骨、関節、靭帯、筋肉神経といった身体を自由に動かすために必要な運動器の障害です。その疾患には、変形性膝関節症、変形性脊椎症、腰部脊柱管狭窄症、骨粗しょう症などがあり、そのいずれかに該当する方々は国民の３分の１に上ると推定されます。また、要支援、要介護の原因の１位をこうした疾患や骨折に伴う運動器の障害が占めております。そこで、このような町民を１人でも少なくするために、町はどのような対策をしていくのかをお伺いいたします。

　　　以上です。

○議長

　　　答弁を求めます。教育長。

○教育長（登壇）

　　　９番、田﨑為浩議員のご質問にお答えします。

　　　まず、小中学生の英語力につきましてですが、現在、小学校では１年生から４年生までが国際理解を中心に簡単な英会話を経験させるとともに、５・６年生では、教科書ができましたので教科書を活用しての英語学習を実施しております。

　　　また、本格的な教科として実施している中学校においては、聞く、話す、書く、読むの４つの力をバランスよく向上させるべく工夫しながら指導しております。授業にはネイティブスピーカーである町雇用の英語指導助手も加わって指導の充実に力を注いでおります。

　　　しかしながら、一部に英語検定３級を取得する生徒もいるものの、全体としましては、町内の生徒の英語力については県内や全国に比べて満足できる状況ではありません。今後、英語担当の教員、それから英語指導助手の授業力の向上のために研修を町独自で計画したり、学校全体で英語学習の意欲を高めたり、あるいは海外派遣事業への参加を学習の意欲に結びつけるなど、いろいろな工夫をしながら英語力の向上に取り組んでまいりたいと考えております。

　　　次に、道徳の教科化につきましては、国においては２年後に小学校で、３年後には中学校で教科書に基づく特別な教科として道徳の授業を実施する計画でありますが、道徳の特性上、一般の教科のような数値による評価はしないなど、多くの配慮が必要だと認識しております。

　　　町内の各学校において、現在、道徳の時間は、法令上必要な時数は確実に実施しておりますし、教育全体の中でも教育目標の具現化にも結びつけて指導を進めているところであります。

　　　現状を見ると、児童生徒の実態、地域の状況を踏まえた事業展開、あるいは児童生徒同士の話し合い活動の活性化など、まだ改善工夫の余地がありますので、特別な教科となることを契機に児童生徒に道徳的な心情や判断力、実践の意欲などを身につけさせるため努力してまいりたいと考えております。

　　　次に、地域未来塾につきましてですが、この制度政策は、経済的な理由や家庭の事情により家庭での学習が困難であったり、学習習慣が十分に身についていなかったりという状況の中学生や高校生を対象に、学習支援を実施するものであると認識しております。県内ではさきの東日本大震災によって被害を受けた相双地域でいまだ復旧しない学校機能の補完するものとして中高生を対象に実践例があるとお聞きしておりますが、会津地方等他の地域では例を聞いておりません。

　　　教育委員会といたしましては、これまでも町内の各学校で少人数であることを生かして、一人一人の実態に応じたきめ細かな指導に努めており、学校外での学習の場の必要性についても学校と情報を共有しながらその状況の把握に努めたいと考えております。

　　　次に、訪問型家庭教育支援につきましては、地域の子供は地域全体で育てるという考え方に立ち、地域の人材を活用したチームが、家庭や保護者への支援を通じて子供の育ちを支えていく目的で実施されている制度でありますが、問題を抱え孤立した家庭への支援という効果がある一方で、具体的な人材の育成、学校や福祉部局との情報の共有、さらに家庭との信頼関係の醸成など、多くの課題があると認識しております。

　　　教育委員会では、これまで児童生徒の課題解決を目指して県の教育委員会の支援を受け、専門家の派遣を実施してきました。そのほかに、支援の必要な児童生徒に対する対応を協議する場として教育支援委員会を設置しており、各学校における児童生徒の実態についての情報交換を実施して、県立養護学校からの専門家の派遣を依頼して実態調査や解決の方向についての協議を行ってきております。これらの取り組みの過程では、保護者との面談も実施しておりまして、日々の学校の取り組みとあわせて保護者への支援を行っているところであります。

　　　次に、部活動指導員につきましては、国がことしから３カ年の集中改革期間で学校教育関係の改変を計画する中で、複雑・多様化する学校の課題に教職員と外部の専門家が一体となって対応し、教員が本来の業務である教育指導に専念できるような体制、すなわち「チーム学校」という名前をつけておりますけれども、それを制度化したいとしており、今後学校に必要な職員として位置づけている１つというふうに認識しております。

　　　現状では、小規模化した中学校において、部活動について各種目の専門家を教員として派遣することは困難であります。本町においても同様でありますので、このような制度がしっかり確立されて国庫負担の教員として認められれば、ぜひ導入を検討していきたいと考えております。

　　　なお、部活動の指導を支援する県の事業もございますし、住民がボランティアで協力している例は見られますので、今後そのような内容について情報を得て、課題や必要性がある場合には、学校と協議しながら対応を検討していきたいと考えています。

　　　次に、未来を担う子供・若者育成プロジェクトにつきましては、議員おただしのとおり、福島県の平成28年の重点事業として位置づけられ、平成23年度からは、ふくしまっ子自然体験・交流活動支援事業、平成27年度からは、子どもがふみだす　ふくしま復興体験応援事業、本年度からの新規事業では、福島の未来を医療で担う夢応援事業など、ほかにもいろいろ事業がございますが、社会教育課が所管する自然の家、あるいは県内の一部の中学校、小学校等で実施されていると承知しております。いずれも体験活動、交流活動を通して豊かな人間性や生きる力、望ましい勤労観・職業観を育むことをその目的としていると認識しております。

　　　現在、町内の中学校では、学習活動にさまざまな体験を取り入れるとともに、キャリア教育として柳津町内や会津若松市内などでの職場体験、職業に関する外部講師の講話などを実施し、生徒の職業観の育成を図る活動を計画実施しております。

　　　また、子供たちがみずからの地域を見つめ直し、そのよさを再発見する活動の一環としましては、斎藤清美術館を訪問したり、学習活動で町民の方から児童に直接指導をいただくなど、ふるさと柳津を知るためのさまざまな体験を取り入れた学習に取り組んでおりますし、生まれ育った町柳津の理解を深めふるさとへの誇りを持ち続けるために、その充実が重要であると考えております。

　　　今後もこのような各学校の取り組みを支援し充実させるとともに、学校の計画に県の事業等を取り込むことが効果的であるかどうかにつきましても検討していく必要があるものと考えております。

　　　以上です。

○議長

　　　次に、町長より答弁を求めます。

　　　町長。

○町長（登壇）

　　　それでは、９番、田﨑為浩議員にお答えをいたします。

　　　ロコモティブシンドローム対策についてということであります。早く言えば運動器症候群ということであります。ロコモティブシンドロームにつきましては、身体を動かすのに必要な器官に障害が起こり、自分で移動する能力が低下して要介護になる危険度の高い症状とされており、メタボリックシンドローム、認知症と並び、健康寿命の短縮、寝たきり、要介護状態になる３大要因の１つとされているものであります。

　　　しかしながら、メタボリックシンドロームによる脳卒中（脳梗塞・脳出血）と心疾患は、要介護状態となる原因として一般によく知られているのに対して、骨や関節等の運動器の疾患が要介護となる原因で最も多いという事実は必ずしもよく認識をされておらず、健康で長生きできるためには、骨や関節を鍛え運動機能低下を防止する必要があるということであります。

　　　このため、町では、現在70歳以上の高齢者に対して生活機能評価のアンケート調査を行って、運動機能の低下が見られる該当者に対しましては、地域包括支援センターで訪問し、介護の二次予防事業として事業を実施しているお達者クラブに参加を促しているところであります。

　　　また、社会福祉協議会に委託して実施している介護の一次予防事業として健幸クラブにおいては、本庁地区・支所地区それぞれ毎月１回ずつ実施してまいりましたが、効果的であるということと参加者からの要望が多かったことから、今年度からそれぞれ月２回に回数をふやして今開催しております。中には、参加を促しても拒否される方もおりますが、こうした方については、地域包括支援センターで訪問して個人の状況を把握するようにしており、必要な助言指導を行っているところであります。

　　　なお、昨年度から健康運動指導士の方と町の保健師が地区に出向いて、運動機能の低下予防や体力の維持向上のための運動教室も行っているところであります。

　　　今後とも健康寿命を延ばすための効果的な事業を展開して、町民の健康づくりに努めてまいりたいと、そのような考えを持っているところであります。

　　　以上であります。

　　　　　　　　　◇　　　　　　　　　　◇　　　　　　　　　　◇

○議長

　　　ここで、休議とします。

　　　再開を午後１時といたします。（午前１１時５９分）

○議長

　　　議事を再開します。（午後１時００分）

　　　　　　　　　◇　　　　　　　　　　◇　　　　　　　　　　◇

○議長

　　　これより再質問を許します。

　　　９番、田﨑為浩君。

○９番

　　　それでは、再質問をさせていただきます。

　　　まず、小中学生の英語力についてということで答弁をいただきました。文部科学省が推進している50％というのはなかなか高い障害だと思いますが、教育長もご存じのように、この会津の中でも英語力を特化して随分と成果を上げられている自治体がございます。もう新聞等でも相当報道されていますのであえて名前を申し上げますけれども、磐梯町であります。この磐梯町がなぜ英語教育の結果が出ているかということで、少し取材をしてまいりましたけれども、まずは教員の体制なんですが、我が柳津町は英語の先生、そこにＡＬＴということなんですが、磐梯町はそこにプラス単費で新たに英語の先生を採用されております。そしてそれを幼稚園から小学校、中学校までと体系立ててカリキュラムを組んで、英語教育をしっかりしているということです。その中で、今の磐梯町でありますと、３年生が卒業するまでには準２級あるいは３級、全員がそれを取得する状況が続いておりまして、それに続く子供たちもそれを目標にしてやっているということで、大変いい循環になっていることが１つの要因だと思います。

　　　そして、もう一つは、ご存じのように磐梯町はカナダのオリバー市と姉妹都市を結んでおりまして、とにかく海外派遣に行くときにはしっかりともう英語が話せるようにと、それがまたモチベーションになって、それがいい形で効果が出ているということでありまして、具体的には、とにかくホームステイを徹底的にやると。２週間行って２週間その家庭に入って、それも柳津町の場合は２人ずつ入れるそうですが、２人だとどうしても２人で部屋にこもってしまったり、２人同士の会話が多くて、なかなかホームステイ先とコミュニケーションがとりにくいと。ところが、この磐梯町の場合は、各１軒に１人の生徒、それで必ずもう英語を話さなければならない状況になるということで、逆に一生懸命英語の勉強をすると。そのほかにもいろいろ財源の問題とかもありますけれども、この辺少し柳津町にも参考になる面があると思いますが、その点について教育長、いかがでしょうか。

○議長

　　　教育長。

○教育長

　　　今お話しのとおり、磐梯町は大変先に進んでいるというか、英語教育について大変力を入れておりまして、今議員がお話しされたような取り組みをしているということは承知しております。そのいいところといったものを少しでも町に導入するために、柳津で独自の研修というのは、磐梯町への教職員の派遣と授業参観、それからいろんな情報をいただいてくるといったことを一昨年は実施しまして、昨年なかなかできなかったのですが、今年度も教育委員会との間ではそういう研修について同意を得ておりますので、ぜひこれは磐梯町のよさを少しでもこちらに取り入れて授業の充実を図りたいというふうに考えております。

○議長

　　　９番、田﨑為浩君。

○９番

　　　さすが教育委員会としてそういう取り組みをなされていたということは、大変心強く思っております。補足となりますけれども、海外派遣ですが、先ほど齋藤議員のほうでもお話がありましたが、今後検討していくということで、これも１つの参考になろうかと思いますけれども、どうしても親の経済格差が子供の経済格差につながり、それが負の連鎖を生じてまた子供が貧困に入るという、この後からも質問をさせていただきますけれども、親の経済的負担が大変だということで、磐梯町はどういうふうに海外研修をやっているんだということも一緒に伺ったんですが、一切余計な経費は省くと。引率も校長先生たった１人です。チケットだけ買って、たった１人の先生が成田空港まで引率して、そこで税関チェックから出国検査をして、相手国に行っても入国検査をその先生が先になってやって、もちろん相手方、オリバー市が姉妹都市を結んでおりますから、空港から出ればもう全部セッティングされているということもありますけれども、経費削減という点ではこれからの今後の海外派遣事業の１つのヒントになろうかと思いますので、柳津町の場合でありますと、人数の問題もありますけれども、団長がいて、担当者がいて、保健師がいて、そこに添乗員がこちらからついていって、また空港から一緒に行ってと、相当、削れる経費があるのではないかと。それを削って子供たちの自己負担額が減ることによって親の経済的負担が減少するのは、それはありがたいことはないものですから、これからの海外派遣を考えるときにぜひともそれも検討材料にしていただきたいと思います。これはお願いになります。

　　　次に、道徳教育の教科化についてご質問いたします。

　　　この教科化が出てきたのは、第一次安倍内閣のときに大津市のいじめで自殺した問題が発端になったと聞いております。詰め込み教育からゆとり教育にはなったかもしれませんけれども、どうしても心の教育がおろそかになっているというのが重視されてこういう教科化に至ったと思いますけれども、これから２年後、３年後に教科化となれば、恐らく県内統一した教科書ができてそれに伴って授業を行っていくと推察しますけれども、逆に、今、自由度が求められているわけですから、この心の教育で会津管内でも結構力を入れているのが、ご存じのように会津若松のあいづっこ宣言ですね。什の掟の７つのうちの七を少し変えまして、時代にそぐわないものですから。それで、あいづっこ宣言を中心にして学校で道徳の時間に朗誦させて、場合によっては感想文を書かせるとか、そういうことを随分やっているようであります。そこにあわせて、会津若松に遠足なり修学旅行に来た県内、他県の小中学生が日新館でこの什の掟の勉強をしたことによって、引率した先生方が感動して、今度は自分の学校に持ち帰って、それを教材にしていろいろ生徒指導をしているということも聞かれますので、同じ会津の会津日新館の教えから派生したものですから、もちろん今の柳津町の道徳教育の中で取り上げているかもしれませんけれども、そうでなければぜひともそれを検討していただきたいと思います。

　　　あともう一つは、会津掃除に学ぶ会というのをご存じだと思います。イエローハットの今は鍵山会長でしょうか、若松のリオン・ドール、元ライオンドーがイエローハットをフランチャイズでやっていたことによって会津に紹介されて、今はリオン・ドールの社長が会長をしておりますけれども、この会長が中心となって、今ですと会津の中では塩川中学校、会津若松市第五中学校、あるいは松永小学校あたりで、掃除を通しての人間教育を随分進められております。もちろん一般の人も参加できますし、参加料もたしか300円とか500円ぐらいで、それも道徳の授業に取り上げている学校もありますので、この研修の子供たちの感想文をたまたま見る機会があったんですけれども、ちょっとご紹介申し上げます。

　　　まず、ある子供です。「最近すごく掃除が楽しくなってきました。多分、それは私に意志力がついてきたからだろうと思います。本を読むにも、以前は集中力が欠けていてすぐ飽きてしまうことが多かったが、今は最後まで読まなくては気が済まなくなりました」「この１年で友達の気持ちが明らかに酌み取れるようになりましたし、人を思いやる心に成長したことがはっきりわかります。僕にとって、この掃除は中学生活における最大の収穫でした」あるいは、参加した教員が言っております。「２年前は大きな声でどなって指示し、やらせようとしてもやってくれず、やっても嫌々ながら掃除をしているのが見え見えでしたからやらせるほうも嫌でした。でも、今は生徒のことは構わず自分の持ち場に集中できます。気持ちよい汗をかき、すっかりきれいになった場所を見るのも嬉しいものです。私自身がこの掃除に今ではすっかりはまっています」と。これらは中学生とかある教員の感想文なんですが、小学校２年生の子供の、これは日新小学校です。「素手で手を突っ込むときとても勇気が要りました。でも、やっているうちにぬるぬるがぴかぴかになりどんどんきれいになる便器を見て、トイレ掃除が楽しくなってきました。汚いことを最初にやるのは嫌だけど、それを乗り越えたとき自分の心まできれいになるような気がいたしました」、これは小学校２年生の作文です。

　　　これだけ聞いていてもこの活動がいろいろと子供の心の教育に大変効果的であると感じられると思いますので、この辺ぜひ検討していただけないかお伺いいたします。

○議長

　　　教育長。

○教育長

　　　道徳教育のことについてなんですが、道徳教育が改めて教科としてしっかりと位置づけなければならないというふうに国のほうが方向転換しておりますのは、今まで道徳の時間というのがありまして、教科書に準じるような副読本を使った授業がずっとなされておりましたが、その中で道徳的な行動まで、行動するための意欲まで引っ張っていくことがなかなかできない。頭ではわかっているけれども行動できないといったものも、道徳が教科として格上げしなければ教科としての目標が達成できないのではないかというふうに議論されていた１つの原因だというふうに思っておりますので、各学校におきましても、そういった反省点に基づいて、例えば子供たち同士の違った価値観をぶつけ合うこと、そういったこともしっかりと授業の中に組み込むとか、それから、自分たちの目の前にある課題を皆で話し合いながらどうやってそれを解決していったらいいのかという中で道徳について考える、すべきこと、我々が考えてすべきことは何なのかということを考えさせる問題解決的な学習とか、あるいは問題意識を持たせるために具体的な体験をさせるとか、そういったものをこれから取り入れながら授業の改善を図っていくということが求められておりますので、そのプロセスの中で、今、議員がご紹介いただきましたようなものの趣旨は十分酌みながらやっていけるのではないかというふうに思っておりますし、各学校がそれぞれの児童の実態、職員組織の状況、そういったものを踏まえてどういう活動を具体的にやっていくかということについては、学校そのもので主体的に計画を立ててやっていくということになりますので、教育委員会としては、その取り組みを見守りながら必要に応じてそういった助言をしていくということになるかと思っております。ご紹介、ありがとうございました。

○議長

　　　９番、田﨑為浩君。

○９番

　　　ぜひとも情報収集しながら利活用していただきたいと、柳津町の本当にいい心を持った子供たちを柳津町から育てるためにぜひとも検討をお願いいたします。

　　　次に入ります。地域未来塾についてですが、これの私が一番問題視したかったのは、子供の貧困率の問題です。随分とテレビやいろんな雑誌でも紹介されていますけれども、今、子供の総体的貧困率がどんどん上がっております。昭和60年比で５％ほど上がって現在16.3％、その中で子供がいる現役世帯の相対貧困率というのがまたあるんですが、二親いる家庭とひとり親の家庭で全く数値が、これはもう言わなくてもわかると思いますけれども、親の経済的負担が大変だと、所得が半分だと、あるいは非正規雇用が多いと、そういうことでありますけれども、54.6％と。ひとり親の子供は二人以上貧困率の対象になっているということで、先ほども言いましたけれども、親の経済格差が子供の経済格差につながって、幾らやる気のある子供でもなかなかそういうチャンスに恵まれないということのために、今回国でこの地域未来塾を提唱したと私は判断しております。学習機会の提供と貧困の負の連鎖を切るということが目標で、平成27年で2,000校対象となっていますが、これから平成31年度に向けて全国で5,000校をこの対象にしたいと文部科学省でも言っていますので、ぜひとも教育の機会を与えるために検討していただきたいということですが、この質問に対して会場がどうのこうのとありましたけれども、これは基本的に大体やっているのは学校です。学校の空き教室を使ってやっていますし、地域の学校の先生のＯＢ、あるいは大学生あるいはそういう経験のある方を含め、いろんな方にボランティア的に協力していただきながらやっているのが主でありまして、全国にはいろいろと成功事例もありますし、ケース・バイ・ケースでいろんな形で、１つにこだわらないでいろんな形でやっているところがありまして、茨城県の牛久市あたりが全市を通してやっていますけれども、こんな例はホームページを見ればわかることでありますので、柳津町の人口あるいは財源、あるいはスタッフの問題とかいろいろありますけれども、既存の学校を使って国も財政的応援もしてくれるわけですから、ぜひとも前向きに考えていただきたいというふうに思っています。

　　　柳津町で今、会津坂下町にたしか珠算教室に行っている何人かいます。あとはスイミングなどもいますけれども、それは経済的な問題だけではなくて、スイミングはちょっと勉強とは違うかもしれませんけれども、親の経済的負担もさることながら、物理的に送り迎えができないとなかなかそれもできないという親も逆にいます。お金は出せる、そういう余裕もあるし本人もやりたい、ただ送り迎えをする人がいないということもありますので、そんなことも含めてこの制度をうまく利用しながら、柳津町の今の子供の置かれている環境の状況を勘案しながら、ぜひとも考えていただきたいと思ってこの質問を取り上げさせていただきました。平成28年度の概算要求で６億円ということで、今回国会が終わりましたらどんな結果になったのかまだ調べておりませんけれども、教育長、いかがでしょうか。

○議長

　　　教育長。

○教育長

　　　地域未来塾については、先ほど概要についてお話ししてお答えをしたんですが、中高生の子供たちを中心にして、ことしはＩＣＴを活用した学習の場を提供したいということでかなり予算が膨らんでいるのかというふうには考えております。この制度そのものを取り入れることについては、まだ具体的な検討等はしておりませんけれども、子供たちの学習の機会、あるいは不安のままで学習が中途半端な状態で終わってしまう状態というのは学校としては見逃すことができませんので、個別の対応ということで子供たちに対してはしっかりと目を配ってやっているというふうに私は今の学校、特に中学校の体制を見ますと感じております。ただ、それが全て救い切っているのかということについては、各学校がしっかり子供たちあるいは保護者の声に耳を傾けてその辺をもっと充実したものにするということは必要かと思います。その必要な体制を整えるに当たってこのような制度の活用が可能であるのであれば、これは検討いたしますけれども、現在のところ、この地域未来塾そのものの制度を取り入れるという考えは持ってはおりません。

　　　以上です。

○議長

　　　９番、田﨑為浩君。

○９番

　　　ちょっと残念な気がいたしますけれども、それにかわるようなきちんとした教育政策を行っているということで、ひとつこれからの検討材料にしていただきたいと思います。

　　　次に、訪問型家庭教育支援でありますけれども、教育長が答弁したとおり、問題はその中身、質であって、信頼関係がどれだけ醸成されるかというのが一番のポイントだと思いますけれども、柳津町でも教育支援委員会を設置したということで、私は勉強不足でどのぐらいの方がどういう頻度でどれだけの活動をされているのかということは、今時間がないので後からまた教えていただきたいと思いますけれども、国ではこれをどんどん進めようということで、文部科学省が訪問型支援のノウハウをまとめた手引書を各自治体に渡しているはずですが、その中身を見ますと大変きめ細かな、地域の子供を地域で育てようということで効果をあらわしている自治体が結構あるようです。ある自治体では家庭教育支援チームをつくって、それを中学生以下の子供のいる家庭を３カ月に１回訪問して、子育ての情報誌を届けながらいろいろと情報交換をしていると。これによって、いじめあるいは虐待、その辺も学校で接するときと家庭で接するときと随分温度差があったり、見えないものが見えてくるということで随分と効果を上げている自治体もありますので、これも重ねて、私の質問は全部子供の健全育成につながるとは思うんですが、これらも何とかこれから教育委員会のほうでいろいろもんでいただきたいと思いますので、検討をお願いいたします。答弁は結構です。

　　　次の部活動の顧問の問題です。今、柳津中学校は専門の顧問はテニスだけで、残念ながらバレー、野球、野球に対しては女性の顧問ということで、今回も町のスポーツ少年団の指導者が中体連の両沼大会、会津大会は休んでベンチに入ってもらった経緯もあります。そういったときに、問題は法令上の身分なんですね。ですから、これをきちんと制度化しようというのが国の考え方でありまして、これは名古屋市で取り組んでいる政策でありますけれども、勤務は月20時間を上限にして報酬は４万8,000円、今年度は5,500万円を予算計上しております。各校の指導計画に沿う活動として校長の支持に従い、事故の際は子供と指導者双方に教員の指導時と同じ補償が適用されると。これが一番大事なことだと思います。問題は、何かがあったときに行き帰りの交通事故あるいは大会でのけが、その他になったときに、誰が責任を負うんだということが今一番問題視されて、そういうケースで裁判まで起きていることもありますので、その点をきちんと整備することが、子供たちに指導者についてもらっていい指導を受けながらも、あわせて学校の教員の負担、これは日本の場合は他国と比べて相当数部活動に縛られる時間が相当長いと。これは国際調査機関がやったものですが、日本の教員が部活指導に費やす時間は中学生が週7.7時間で、調査に参加した国の平均の３倍を上回る。恐らく柳津町も似たような問題がありますけれども、ただでさえ多忙な先生が、家庭サービスも犠牲にしながら土日まで部活に費やすと。これは果たして正しい、本当にいい形なのかということで取り上げさせていただきました。この点について再度答弁を願います。

○議長

　　　教育長。

○教育長

　　　今、概要については議員がお話しされましたので、ただ、部活の場合、教育活動の一環として行われているという側面が大変重要なところでありまして、単なる技術指導ではありません。競技力をアップするだけの問題ではありません。授業中に暗い顔をしていた子供に、意図的に顧問が情報を共有しながら声をかけてあげて、そこで何か問題があったのかなということをまたよその教員と情報共有をしながら子供を総合的に見ていくといった、そういう教育活動の一環としてなされているというところが、部活動に外部の人を入れるということについて今までなされていなかった原因だというふうに私は考えておりますし、部活動の教育的意義については今後もずっと続いていくであろうと考えています。

　　　今、いろいろな派遣の事例とかそういった事例がありますけれども、県のほうでも実際に会津管内でもそういった外部の人材を派遣する事業は補助しておりまして、ただ、県のほうで出せる費用については限界があって、２時間掛ける15回ということで報酬についても大変安くなっておりまして、そういったことと、もう一つは、指導者については県のほうでしっかりとピックアップして、例えば専門の指導技術について堪能であるとか、指導者としてふさわしいかどうかとか、あるいはスポーツ医学とか科学といったものについてしっかりと知見を持っているかといったことも条件として上げておりまして、なかなか厳しい人選の中で選ばれた方が、今、会津のほうでは中学校５校、高校は３校と聞いておりますけれども、派遣されて年間にわたってそういったことをやっているということになっております。

　　　ただ、議員お話しのように、そういう指導者だけで行ったときに、例えば中体連の公式の大会に出られるのかといった問題はまだ未整備でありまして、国もそのために「チーム学校」ということの制度化を一生懸命やっているんですが、私の認識としては、財務省がなかなか首を縦に振らないもんですから、教員を減らすということだけで財務省は今攻めていますので、それを逆にふやそうとしている流れについては大変厳しいものだというふうに考えておりますが、国際的な調査の話がありましたけれども、そういう異常な状況がかなり多くの学校で見られるという状況からすると、ここの部分は改善すべきところであろうというふうに考えております。

　　　町としては、確かに専門家と言われる方が部活の顧問になっていないということは確かでありますけれども、専門性がどの程度要求されるのかということについても、子供たちの実態や、活動内容によってはむしろ素人で初めてやった子供の気持ちがわかったほうがいいような場合もございますので、その辺は教育の一環としての営みとして考えておりますけれども、そこからまた指導者の質、指導の質を高めるという点でそういう指導が必要なんだというようなことが学校から出てきた場合には、こういった制度をうまく活用しながらやっていく必要があるだろうというふうに思っています。それにつけても、やはり人材の問題が大変大きな壁として立ちはだかっているかなというふうには感じております。

○議長

　　　９番、田﨑為浩君。

○９番

　　　全く教育長の危惧するとおりでありまして、ある中学生は、勝利至上主義ということで随分と父兄とあつれきが発生したようなことも聞いておりますから、最終的には人なんだろうなというふうに思いますけれども、柳津町の場合は、バレーもテニスも野球も全部スポーツ少年団がありまして、実際スポーツ少年団の指導が結構、協力者がいい形で機能しているものですから、その辺のスポーツ少年団の指導者も、積極的に指導のための資格を取得させようと公民館、公民館長がおられますけれども、進めておりますし、最低限のスキルがないとまたそれも心配でありますが、おかげさまで柳津町の場合はそういう指導者は人材はある程度育ちつつありますので、それをうまくリンクさせて、ぜひともそういう環境をつくっていただきたいと思います。

　　　そこにあわせて、今回西山中学校が、体育の先生がいらっしゃらなくなったということだと思うんですが、今回の中体連の陸上の大会で、午後１時に決勝があるときに12時に子供たちがお昼を食べていると。これは、本来きちんとした指導者がいればあり得ない話なんですけれども、その辺がやはり、指導者不足というのはこういうところに出てくるんだろうなということで大変残念だったんですが、少なくとも２時間前、３時間前には重い物を食べないで、例えば栄養補助食品を食べるだとか、消化のいいバナナとか、そういうのを入れて決勝に臨むというのが普通の指導者の指導なんですが、そういう指導者がいなかったものですから、12時になるとお昼を食べると。食べ終わった後、決勝に出ると。これで自分の成績が、やはり残念ながら決勝では予選よりもほとんどの選手がタイムを落として、それが原因で会津大会につながらなかったということが今回あったものですから、やはり指導者だなというふうに感じたもんですから。ただ、西山の場合、陸上、柳津もそうですが特設ですから、また先ほどの質問とはまた趣旨が変わってきますけれども、そんなこともあったものですから、指導者によって子供たちの大会の臨み方、あるいはタイムスケジュールの立て方が全く変わってくるということが、実例として今申し上げましたけれども、その辺も勘案してぜひとも前向きに考えていただきたいと思います。

　　　次に、教育行政の最後の未来を担う子供・若者育成プロジェクトであります。これは平成28年度の概算ですごく、県のホームページを見ますととんでもないボリュームのものがあって、総額だと316億円になっていますけれども、その中でも抜粋されたのが82億円ということで大変いい事業が散りばめられておりますけれども、ただこれは地域限定だとか対象を絞ったとかいろいろあって、柳津町がすんなりとれるとは思いません。ただ、これだけの事業があって柳津町の今の、また西山の話になりますけれども、ひしストラップあるいは観光マップ製作等、本当にいろいろ少人数ながらも頑張っておりまして、その中で先ほど齋藤議員が申しましたけれども、アントレプレナーシップで三島町の高枝さんという方が企業のための講演会をしたことがきっかけになって、ご存じのように７月30日に奥会津特別オープンセミナーということで、これは三菱総合研究所が入ってきますけれども、アメリカから優秀な大学生６人が西山中学校に来ていろんな活動をするということが決まったようです。もちろん教育長にも相談がいったかと思いますけれども。これは西山、金山、昭和と合同でやるものなんですが、将来的には奥会津グローバル人材育成事業ということまでもう青写真ができておりまして、さらには奥会津グローバル人材育成基金までもつくってしまおうと。そこまで壮大な計画ができているんですけれども、こういうことを町が、国・県の事業をうまくリンクさせて、基金なんかもふるさと納税なんかも充てたらおもしろいのではないかなと。この地区の奥会津の出身の方々にこの趣旨を説明して、ここにふるさと納税として基金を入れてもらうとか、そういうことをすることによって子供たち、なかなか経済的に苦しい子供たちがこういう中から世界に羽ばたいていくと。こういうきっかけづくりになると思いますので、こういうことをぜひ進めていただくことによって、地元の子供たちが地元に誇りを持ってしっかり巣立っていくのかなというふうに思いますので、これについて教育長、少し見解をお伺いします。

○議長

　　　教育長。

○教育長

　　　まず、県の事業と学校教育の関係ということになりますけれども、実は西山中が続けてきましたアントレプレナーシップ教育、これの象徴としてひしストラップがありますけれども、あれが誕生するきっかけになったのは、県の事業である観光交流局のほうでやっていた事業に、西山中がぜひこれに応募してやってみたいんだという相談があって、そのあたりから進んできたというふうに認識しております。つまり、学校のニーズがあり、その事業の目的とうまくフィットしたときに、子供たちに対してそれだけの効果が得られるような、そういう事業効果があるのかなと思っております。そういう点で、学校のいろいろなやる気というんですか、先に進みたい力と我々が持っている情報をうまく融合させて、いいあんばいで進められれば大変ありがたいと思っております。

　　　あと、今の奥会津の人材育成に関するものなんですが、確かに私のほうにも相談が来まして、教育委員会としては協賛という形で奥会津４町村で歩調を合わせて見守っているところです。というのは、今回相談に来られた方々は、スタートはソフトに民間主導で行っていきたい、教育委員会としては見守っていただきたいというような願いがあったので、現在は７月の末に行われます。ちょうど海外派遣の期間中になるものですから、希望者の中学生、保護者と一緒に、私の認識では三島のほうに集まって、三島で編み組み細工の体験をしたり、あと大学生と中学生、高校生の交流をさせたいと。マサチューセッツ工科大学とか何か世界でも有名な大学の学生五、六人がこちらに来るということで、三菱総合研究所がこちらに拠点を移したい意図の１つの手始めの事業であるように伺ってはおります。今後、民間のそういった力が子供たちにいい影響を与えてくれることを願いながら、教育委員会で陰のほうでサポートできるものについてはサポートしていきたいというふうに考えております。

　　　以上です。

○議長

　　　９番、田﨑為浩君。

○９番

　　　そういういきさつも伺っておりますので、今年度はソフトスタートかもしれませんけれども、恐らくこれが少しずつ地域の人の理解を得ながら大きく育っていく事業になるのかなというふうに思っておりますので、そのときどきに４町村の教育委員会が協賛してくれるということは大変心強いことだと思います。

　　　それで、私もちょっと聞き違えていましたけれども、やるのは三島町でした。三島町を中心にして開催するということで、スタンフォード大学から男女１名、オックスフォード大学から男女１名ずつ、カリフォルニア大学のサンディエゴ校から男子２人ということで、６人の大学生がいろんな交流をするということなので、私も機会があったらぜひ取材がてらお邪魔したいなと思っておりますけれども、その取り組みにも温かい支援をお願い申し上げます。

　　　最後に、ロコモティブシンドローム対策について質問します。残り10分ですので、早足で質問したいと思います。

　　　町の取り組み、お達者クラブあるいは健幸クラブ、ぜひともこれを続ける中にあって、問題はその中身の充実についてだと思います。どうしてもロコモティブシンドロームというのは、なかなか聞きなれない話ですが、実はこれは厚生労働省の健康日本２１、第二次計画ですが、この中で、ロコモの認定度を高め、足腰に痛みのある高齢者の減少、ＱＯＬ、クオリティーオブライフの向上を通じて健康寿命を伸ばす目標ということで、日本整形外科学会と共催でいろいろ進めております。これは、2020年、東京オリンピックまで認知度を36％から80％に上げようと。そういうことで、逆にまだまだ認知度が低いので政策が行き渡らないということで、国会議員の方も超党派で、実は議員立法で健康長寿社会形成基本法というのをこの春の国会に提案をしているはずなんです。ただ、それが審議されたかどうかはちょっと、私もいろいろ調べたんですが、まだわからない状態なんですが、国やそういう学会をあわせてとにかくこれを何とかしようと。そして、健康寿命を伸ばして各自治体の医療費負担、財源負担も含めてしていこうという取り組みなものですから、ぜひお達者クラブでも健幸クラブでもそれを見据えた中身の改廃、効果的な指導などをぜひとも勉強して取り入れて、その中身と頻度と対象者、あるいは対象者の参加数が少ないのであればどうしたら参加してもらえるかという、それが腕の見せどころだと思いますので取り組んでいただきたいと思います。その中で、ご存じかもしれませんけれども、クローズアップ現代の中で、筑波大学の生命領域学際研究センターということでベンチャー企業でつくばウエルネスリサーチという会社を立ち上げまして、ここが全国の自治体と組んで運動と食事、筋トレと有酸素運動と食事を含めて改善を図ろうという政策が随分今広がってきて、全国で60自治体ほどこれを取り入れてこの会社と組んでやっております。いろんな効果が出始めておりますけれども、近隣町村では新潟県の見附市、見附市ではこの事業に参加している人の１人当たりの医療費が年間で10万円下がりました。もちろん参加しない人はそのままなんですが、それだけの効果を上げたということでクローズアップ現代で随分と話題になり、その後は全国の自治体から殺到して、いろいろとその事業を取り入れようという流れがあるんですが、そういう先進地があるわけですから、柳津町も、もちろんそういう情報が入っているかもしれませんけれども、この間いただいた柳津町の１人当たりの国民健康保険の医療費が平成26年比で34万1,000円と。一概に何とも言えませんけれども、これが３万円でも５万円でも下がるようになれば、今回の国保税の値上げあるいは基金の取り崩しも、今回は間に合わないかもしれませんけれども、将来的にこういうことをきちんとやることによって効果が出れば、また保険税の値下げまではいかないかもしれませんけれどもある程度維持できるような、そういうことも考えられますので、ぜひこの辺を研究していただきたいと思うんですが、いかがでしょうか、町民課長。

○議長

　　　町民課長。

○町民課長

　　　先ほど町長から答弁申し上げたところでございますが、議員おっしゃいますとおり、ロコモティブシンドロームへの認識が一般にはそれほど理解されていないという部分がございます。運動器の障害といったことで、これまで町では保健事業という中でいろいろと展開してきたところでございます。その中で介護の予防といったところで先ほど答弁、町長から申し上げました一次予防で健幸クラブ、こちらにつきましては本庁・西山両地区で75名の参加ということで、結構な参加ということで実施してございます。二次予防につきましては、お達者クラブということで、こちらはもっと進んだ段階だと思いますが介護までいかないようにということで、こちらにつきましては21名の方の参加を得て毎月実施してございます。

　　　問題はその中身というようなご指摘でございます。これにつきましても、毎月の保健師の指導を中心に実施してきているところでございます。それらの成果によりまして、議員さんのおっしゃるとおり介護の予防につながったり、医療費の削減につながるということでございますので、こちらにつきましては非常に重要な部分と考えております。答弁につきましては介護の予防といったことを中心に申し上げたところでありますが、それ以外にも若い世代、壮年層につきましてもあらかじめの予防が非常に大事だということで、平成28年度の事業として、７月最初の土曜日に中央から講師を呼びましてラジオ健康体操といったことで計画をしてございます。一人一人の健康づくりのきっかけになればということで、そういったアプローチも取り入れながら、骨や関節の障害が起きる前の町民の健康づくりといったところで努めてまいりたいといった考えでございます。

　　　以上であります。

○議長

　　　９番、田﨑為浩君。

○９番

　　　課長、ありがとうございました。それにあわせて、他のところでこのつくばウエルネスリサーチが残した実績なんかもぜひ調べて、取り入れられるのであればぜひ、もちろんお金もかかることでしょうから財源の問題もありますけれども、町の医療費が削減になれば町の財政支出も最終的には減るわけですから、そういうことでぜひとも取り組んでいただきたいと思ってこの問題を提起いたしました。

　　　それに付随して、ロコモティブシンドロームのチェック事項というのが今手元にあるんですが、これは大変わかりやすいものです。７つですが、片足立ちで靴下がはけない、家の中でつまずいたり滑ったりする、階段を上がるのに手すりが必要である、家のやや重い仕事が困難である、２キロ程度の買い物をして持ち帰るのが困難である、15分くらい続けて歩くことができない、横断歩道を青信号で渡り切れない。これで１つがあればもうロコモティブシンドロームですよということで、日本整形外科学会はこういうことで周知をさせるように勧めているんですが、これを健幸クラブ、お達者クラブの中で１つでもあれば、２つ以上あったら大変だよと。まずこれがないようにしようねと、そんなことで楽しみながらやってもらうことが、最終的に本人の健康寿命を延ばすことにつながるのであれば、やぶさかでないということでご提案申し上げましたので、改めて申し上げますけれども、しっかりこういった点も取り入れてやっていただきたい。

　　　あと、時間も時間ですから最後なんですが、最近話題になっているのがオキシトシンというホルモンであります。先進国のスウェーデンでは、子供のころからこのオキシトシンを出すためにボディータッチ、背中をさすったり手を握ったりする。これは子供のころから取り入れているものなんですけれども、この効果は睡眠あるいは降圧、鎮痛、抗不安、認知症改善なんもすごく効果がありましてこういうのも、各地に保健師が行ったときにこういう指導をすることによって、楽しみながらこういうことをすることによって効果が出ると。これは大変おもしろいある番組でやっていたんですが、この辺もいろいろ調査研究して取り入れていただきたいと思いますけれども、いかがでしょうか。オキシトシン、幸せホルモンと俗称言われておりますけれども、これを発生することによってさまざまな障害を軽減するということで随分と話題になっていると思いますけれども、町民課長、いかがでしょうか。

○議長

　　　町民課長。

○町民課長

　　　ただいまご指摘ありましたオキシトシンということにつきまして、大変申しわけないんですがそこまで、私のほうでは把握してございませんでした。保健師とかそちらにつきましては、専門職のほうでは当然把握していると思いますが、ちょっと手元にありませんでしたので。

○議長

　　　９番、田﨑為浩君。

○９番

　　　最後にします。このオキシトシンというのは、タッチケアということでスウェーデンのほうでは医療の改善、ぐあいの悪い人たちのための治療にもう実際使われておりまして、学校関係でも実は取り上げられております。それを積極的に行っている学校は、問題行動や乱暴な言動が減ったというデータもありますし、認知症だったお母さんに娘さんが定期的にやっていることによって徘徊がおさまったり、最後は徘徊がなくなったとか、そういう事例もたくさん出ておりまして、日本でも随分と取り上げられております。ぜひともその辺を調査研究しながら、要は、柳津町の町民がいつまでも元気で、寝たきりにならない、認知症にならないで最終を迎えていただく、そういう人を１人でも多くすると、それが本人のためでもあり柳津町の財政負担の軽減にもつながりますから、これだけでなくいろいろ多岐にわたり町民課として取り組んでいただくことをお願い申し上げまして、質問を終わります。

　　　ありがとうございました。

○議長

　　　これをもって田﨑為浩君の質問を終わります。

　　　次に、田﨑信二君の登壇を許します。

　　　５番、田﨑信二君。

○５番（登壇）

　　　さきの通告のとおり、２件について質問させていただきます。

　　　１、自然災害に対応した町の防災体制について。

　　　最近は、異常気象等による風水害及び地震等の自然災害が多発しており、また、直近では熊本地震の災害問題などがあります。このような中、町では地域防災計画改定に基づいた防災マップや防災マニュアル整備での対応で、被害を最小化にする減災への取り組み方について伺います。

　　　２、農業政策変換に伴う将来への町の対応について。

　　　国の農業政策の見直しにより、平成30年から減反政策の廃止が決まり、日本の米作農業は大きく変わろうとしています。こうした中で、当町の農業は今後10年、15年後の将来の展望に不安があります。町はこの現状を踏まえどのように対応していくのか、考えをお伺いします。

○議長

　　　答弁を求めます。

　　　町長。

○町長（登壇）

　　　それでは、５番、田﨑信二議員にお答えをいたします。

　　　まず１点目でありますが、自然災害に対応した町の防災体制についてであります。町の減災への取り組みにつきましては、避難準備情報、避難勧告、避難指示の各判断基準を詳細に設けた地域防災計画を平成27年３月に改定したところであります。これに基づき、適時的確に判断をし、迅速な対応・行動に移して被害を最小限に食いとめていきたいと、そのような考えの上であります。

　　　しかしながら、現場で指示が発令され行動に移すまでの時間差が生じる場合もありますので、実際の現場においてより正確で迅速な対応が求められます。このため、今回改正いたしました計画には、自主防災組織等の必要性や設置・育成・指導について記述をしたところであり、区長さんらをリーダーとして計画的な組織の育成を図るとともに、有効な自主防災活動が図れるよう、組織の必要性の周知と充実強化のための指導等を実施していきたい、そのような考えを持っているところであります。

　　　さらには、自助・共助・公助による、それぞれが連携をして一体となった取り組みが必要でありますので、町防災訓練や円蔵寺自衛消防隊との合同防災訓練などを通じて、地区住民の方々にできるだけ多く参加をいただき、町民一人一人に常に備えを持ってもらうよう防災・減災の意識と、いざというときの知識を周知していきたい、そのような考えを持ち合わせているものであります。

　　　２つ目の農業政策の変換に伴う将来への町の対応についてであります。

　　　農業政策につきましては、日本の米政策は大きな転換期を迎えております。議員がおっしゃるとおり、平成30年産からこれまでの国による生産数量目標の配分が廃止される予定となっているわけであります。議員もおわかりのとおり、やはり日本の農政というのは、政権が変わるたびに大変大きな変換をしてしまうと。これまで培ってきたいろんな政策の積み合わせが崩れてしまうという大変残念な結果をしているわけであります。その１つとして、戸別補償などは大変農家の皆さんに喜ばれた政策でありましたが、今大変残念な結果になっているわけであります。

　　　しかしながら、ご承知のとおり人口減少や食の多様化など主食用米の消費は年々減少しております。個々が自由に作付していては米価の下落を招くようになりますので、米価の安定化のためには需給調整をしっかり行い、需要に応じた生産を行うことが重要であると、そのように考えを持っております。

　　　こうしたことから、国が策定する需給見通し等を踏まえた上で、生産者や集荷業者、団体が中心となって需要に応じた生産を円滑に行うため、行政、生産者団体、そしてまた現場が一体となって取り組めるよう、国に対して早期に生産者にわかりやすい情報提供をするようにお願いしているところであります。

　　　また、今年度産についてでありますが、作付困難な相双地方から地域間調整をした上で一定の主食用米の作付をすることが可能でありますが、来年産以降は、非主食用米である備蓄米、そして資料用米や加工米などへの転換を進めてまいりたいと、そのような考えを持っているところであります。

　　　さらに、我が町の風土を生かしたソバ、ナタネ、トマト、キュウリなどの園芸作物、カスミソウなどの花卉栽培によって水田をフル活用しながら産地化を一層強化していきたいと考えているわけであります。ただ、平成22年産のカスミソウもそうですが、出荷の実績に従って今原発の補償がなされているわけであります。そういった中で、新規の耕作をする方には該当になっておりませんので、こういったことも加味しながらこれからの指導はしていかなければならないと思っております。

　　　なお、今後町の農業については、担い手の高齢化が顕著でありますので、持続可能な農業を行えるよう施設化やシステム等の導入によって労力負担を軽減するとともに、良質な農産物を生産し所得が向上するよう町としても支援するような、未来の農業を担う新規就農者の確保にも努めてまいりたい、そのような考えを持っているところであります。

　　　以上であります。

　　　　　　　　　◇　　　　　　　　　　◇　　　　　　　　　　◇

○議長

　　　ここで、暫時休議します。

　　　再開は２時10分といたします。（午後１時５７分）

○議長

　　　これより議事を再開します。（午後２時１０分）

　　　　　　　　　◇　　　　　　　　　　◇　　　　　　　　　　◇

○議長

　　　５番、田﨑信二君の再質問を許します。

　　　５番、田﨑信二君。

○５番

　　　先ほどの質問の内容についてですが、自然災害ということで幾つかの災害があるわけですが、今回については、やはり当柳津町に万が一災害が起きた場合ということで、地震それから土砂災害等が考えられるわけでございますので、その辺について質問をさせていただきたいと思います。まず、皆さんご存じのように、会津地方には会津盆地西縁断層帯と会津盆地東縁断層帯の２つの活断層があることが以前から知られております。日本列島全体で約2,000の活断層があると言われております。地震の予知は難しいですが、いざというときに備えておくことはできると私は思います。このようなことから、まず防災・減災対策として昨年度同僚議員や各家庭へ配布された防災ガイドブックでも説明されておりますが、どれだけの町民の方々がこのガイドブック等に目を通して内容の必要性に理解を得ているか、行政として把握できているのか、その辺についてお答えしていただきたいと思います。

○議長

　　　総務課長。

○総務課長

　　　配布はされておりますが、この内容について町民の方がどれだけ中を読んで熟知されているかというところまでは調査をしていない現状でございます。

○議長

　　　５番、田﨑信二君。

○５番

　　　なぜ私がこのように申しますかというと、先ほども言っていますが、直近で熊本地震のようなことがあったわけです。そうした場合、私もさほど気にしてはいなかったんですが、ガイドブックを家の中で探しまして目を通したんですが、非常にわかりやすく記載されているものですから、やはりこれは大事なことだと思うんですね、これから。ですから、アンケート調査でも何でも結構ですから、やはり町民の方々へ周知徹底なりさせていただきたいと、そのように思ってこのような質問をしているわけでございます。

　　　あと、防災計画なんですが、これはどこの市町村の防災計画を見てもわかるんですが、災害に強いまちづくりをするためには、先ほど町長から答弁があったんですが、自助である自分たちで守り、共助は地域内での助け合い、公助は行政による支援により成り立ち実現することとうたっております。また、日ごろからの備えである自助の取り組みであります物資等の備蓄は、各家庭において準備確保の必要性が重要視されているわけです。各家庭での取り組み状況と町の備蓄倉庫内にある、前回委員会で調査したんですが、それらの備蓄品の数量、それから備蓄品の期限が十分なのか伺いたいと思います。

○議長

　　　総務課長。

○総務課長

　　　各家庭の備蓄品につきましては、本来であれば町のほうでこれだけ備蓄をしていただきたいというような広報活動をもっとしっかりすべきというふうに考えております。これにつきましては、今後、広報紙等を通じながら備蓄についての必要性を訴えていきたいというふうに考えております。

　　　町の防災倉庫の備蓄品につきましては、本年度から実は整備を始めさせていただきました。全町民の備蓄品を整備するには、今の現状ですと約７年間必要な状況でございます。７年間がたちますと大体最初に入れた備蓄品の消費期限が切れるというふうになりますので、その間でローリングをしていきたいというような大きな計画を立てて今備蓄品を整備したという状況でございます。

　　　以上でございます。

○議長

　　　５番、田﨑信二君。

○５番

　　　今報告があったのは十分に内容はわかるんですが、やはり備蓄品の中には、先ほど来から言っていますが、水とか乾パンとかそういうのがほとんどだと思うんですが、前回委員会の調査の中では、やはり水が一番ああいう建物の中では保存的には厳しいような状況でございますので、やはりその対策を早急にやっていただければいいかと思いますので、検討方お願いしたいと。

　　　続いて、ガイドブックにも載っていますが、防災マップについて伺います。当町における土砂災害の危険区域ですが、土石流の危険区域としまして調べたんですが、柳津地区では12カ所、西山地区では11カ所で、そのほかに急傾斜の崩壊危険箇所というのがあります。柳津が13カ所、西山地区では17カ所というふうになっているわけなんですが、これらの数字を見ますと、柳津町の大体集落全体の８割が危険箇所というふうに捉えられるわけです。これらの箇所は県で多分調査して指定しているのかなと思われるのですが、町としては、これらに対し県に対してこの箇所の対応の仕方とかいろいろ協議なりあると思うんですが、その辺どのようにしているのか伺いたいと思います。

○議長

　　　総務課長。

○総務課長

　　　土石流の避難箇所という部分でございますが、それにつきましては県でお願いして県でやっていただく部分、それと町が、エリアで言いますと黄色い部分、あと赤いエリアでマップ等では示されますが、赤いような部分については県のほうで工事等、あるいはそういうものについて町で県に対してお願いをしていくという部分でございます。

　　　黄色い部分につきましては、町が、その地域の方々が安全にそこから何かあった場合、土砂災害等があった場合に避難できるように、避難のマップあるいは避難ルートをしっかり確保するというふうな形になっております。ただし、議員もおわかりだと思いますが、避難場所として指定されている各行政区の公民館等が、実は黄色で囲まれているエリアにある部分が今現在12カ所、12地区にございます。そういう地区につきましては、そこを避難場所としてこのマップ上は書いてありますが、地すべり等あった場合、土砂災害等につきましてはそこに避難されてもその後大変なことになってしまうということがございますので、各行政区の区長さんと今後詰めていきながら、実質的には違う場所がその行政区の中で指定できるかどうかということも含めながら、今後検討をしていかなければならないというふうに考えております。

　　　以上でございます。

○議長

　　　５番、田﨑信二君。

○５番

　　　確かに今総務課長から言われたのはごもっともだと思うんですが、やはり危険箇所内に12地区の避難場所があるということは、私もそのマップを見てびっくりしたんですが。わざわざ危険を伴う場所に避難所があるのはどうなのかというふうに思っていたんですが、たまたまその地区についてはこういうふうにうたっているんですね。土砂災害を除くと。ただ、それがずっとそのままではいけないことですから、やはり早急に対応、各地区の区長さんなりと協議しながらやっていただきたい。そうすることによって避難ルートも解決されると思いますので、何回もくどいようですが早急に対応していただきたいと思います。

　　　一応防災体制についての質問は終わりまして、次に２番目の農業問題でございますが、これは、私も何回もこの農業問題については質問させていただきました。それから同僚議員や元議員なりも質問してございます。ただ、その質問の回答が、私からすれば何とも言えないような回答ばかりいただいているものですから、今回再度こういう質問をさせていただいたわけでございまして、確かに町長が答弁した中で言いたいことはわかるんですが、私は、将来が不安になるから柳津の農業をどうやって保つような考えを持っているのかという質問をしたいわけでありまして、ビジョンが欲しいわけなんです。先ほどの回答ではビジョンではないんですよね。こういうことなんだよ、ああいうことなんだよ、国の補助がなくなるからじゃあこうなんだよという、そういう回答は、資料とか新聞でも見ればわかるわけでございますので、そういうことではなくてやはりビジョンが欲しいというふうに考えてございまして、農業の基幹作物というのは、わかるとおり米が主でございます。農業問題は全国的にも厳しい経過をたどっているのもご存じのとおりだと思いますが、当町のような地域、これは中産間地域と申しまして担い手の高齢化が非常に深刻化されているわけです。これも何年も前から同じ問題を抱えまして、少しも改善の傾向や創造性が見出せないために、将来の展望に先ほどから言っているように不安なわけでございまして、今後再度どのように考えているのか町長に伺います。

○議長

　　　町長。

○町長

　　　それでは、５番議員にお答えをいたします。

　　　まず、１つとして地域形成の中で農業の１つの形がある地域というのは、それぞれの地域の中でも先駆者としてその地域を引っ張っていく、そういった形ができております。恐らく柳津も今５番議員がおっしゃったように、10年、15年の柳津町の地域農業のビジョンといえばそういう形が好ましいということは、やはり今それぞれ機械利用組合が法人化で１つあるわけであります。そして、畑作の面でも法人化ができあがっていると。そしてまた、柳津町の中では、私はあと３カ所この法人化が必要であると。それによって根幹となす、やはり米を中心としてそれぞれの法人の役割を担ってもらえば、柳津町の耕地面積からいけば何とかカバーできるということであります。

　　　そして、そのカバーできる面だけではありません。そういったことによって、稲作中心ではなくて、乾田化した土地に柳津町の基幹の園芸作物を栽培する、こういった１つの形も整ってきますので、今後必要なことは、柳津のビジョンというのは、団体を法人化して耕地の集積を図りながら、柳津町の作物を選定していくと。これはあくまでも米が優先されるわけですけれども、平成30年からはそういったものがはっきり出てくるということでありますので、そういったビジョンを示してまいりたいと思っております。

○議長

　　　５番、田﨑信二君。

○５番

　　　町長からようやくビジョン的な考えをもらったんですが、まだまだ私には納得できないというか、それはそれでいいんですが。

　　　前回の定例会の一般質問でも、元議員が提言されていたことがあります。きょう出席の施行部の方々、ちょっと忘れた方もいるのではないかと思うんですが、その議員が言っていますには、圃場整備なり農業関係についての投資を行ってきたが、ここに至って遊休農地、それから荒廃農地がふえているんだということで、これらに対しては町が投資してきた農業の基盤が原野にだんだんと戻っていってしまうと、そのように言っています。これが非常に残念だと。農業において振興策は荒廃防止にどれだけ図っていくんだということを言っていたわけなんですが、それが前回３月の一般質問の中で質問されていまして、少しずつ課内では今の提言に対して改善なりの措置をとっているのか、とっていないのか、その辺についてお聞かせ願いたいと思います。

○議長

　　　地域振興課長。

○地域振興課長

　　　今ほどの議員のご質問でございますが、対策をとっているのかということでございますけれども、補助事業の中に農用地整備事業という補助事業がありまして、暗渠排水とか客土ということで田畑を使えるようにする補助制度があるわけなんですが、昨年度の実績を申し上げますと件数では３件ありまして、当初予算額300万円に対しまして119万6,000円の補助金が出ておりますので、そういった対策は実施しているということでございます。

　　　以上です。

○議長

　　　５番、田﨑信二君。

○５番

　　　いろいろ今言った農用地整備事業というのは、多分暗排事業かなと思うんですが、それも確かに大事なことだと思うんですが、では質問をちょっと、先に話をしますが、遊休農地、それから荒廃農地、これをふやさないためにどうするんだということが今の暗排事業だというふうに捉えたんですが、できればそこに、私は今新たにこういう防止をしていただくにはもう一つの事業を入れていただきたいと考えているわけです。これは、田畑どちらも同じなんですが、石の廃土というか、かなり石が田畑に残っているということで、やはりそういうような撤去なり廃土をやっていかないと、幾ら担い手を確保するんだとか言ったりしてもなかなか防止策にはなっていかないというふうに捉えますので、その辺を今後ひとつご検討願えればと思います。

　　　先ほど言っていました担い手の確保ですが、これらや土地の集積と前回から中間管理機構の中間管理事業というんですか、柳津町でも事業を取り入れていると思うんですが、実際その数字的なものをお聞かせ願いたいんですが。

○議長

　　　地域振興課長。

○地域振興課長

　　　まず１点目のご質問でございますけれども、遊休農地等をふやさないためにということで、石の撤去、除去等に要する補助事業をというようなことかと思うんですけれども、農用地整備事業の中にあります事業種目というのがあります。その中で暗渠排水の整備とかそういう項目がありますので、その中に石等の除去についても入れていくことでそういった補助を使えるのかというふうに考えておりますので、今後検討していきたいと思います。

　　　中間管理機構を利用した実績でありますけれども、これは平成26年度から始まった制度でありまして、平成26年度は制度の周知が足りなかったということで件数的にはゼロ件でございます。平成27年度につきましては、賃借が１件、売買が１件ございます。平成28年度、これまでなんですけれども、賃借で２件、売買で２件の実績がございます。

　　　以上であります。

○議長

　　　５番、田﨑信二君。

○５番

　　　中間管理機構の事業については、年々少しずつ、１件ずつふえているわけなんですが、やはり私もこの中間管理機構の文書をいただいて利用しないかというふうに来たんですが、なかなかやはり、先ほど来から言っていますように借りるにも、貸すほうからすれば、条件がよい土地は自分でやって条件の悪いものを貸し出すと。そういうような書類の内容で町のほうへ提出されているわけで、我々からすればなかなか利用しがたいというふうに捉えていますので、先ほどから言っていますように、石の廃土なり暗渠排水の事業をこれから存続していただいて、条件のいい田畑の賃貸契約なり結べるような形をとっていただきたいと思います。

　　　それから、平成30年産から減反が廃止される見込みであるということで、過去から減反対策として水田には、先ほど町長の答弁ではないですが、野菜、花というような転作作物を導入してきた経過がございますが、減反が廃止されるからといって、ではまた田んぼに戻るというのは、柳津全体でどのぐらいあるんだというふうに調べますと、ほとんどないんですよね。実際、西山地区においては、もう田んぼに戻すような条件のいいようなあれがなくなってきていると。柳津についても、ほとんどがもう田んぼに園芸作物のハウスを建ててしまっているものですから。ですから、そういうことを見込んでやはり将来的な、答弁の中にはありますが、ソバとかナタネとかトマト、キュウリ、カスミソウなどを推進していくんだとここにうたっていますが、これは何十年も前から同じことなんですよね。もう20年前からこれを言っているわけなんですよ。そして、農協さんのほうで振興作物というふうに取り上げている作物なんですよ。ですから、この辺でやはりもう少し町独自の考え方を示していって、ある程度その考え方を指導機関なり農協と相談してやっていかなければ、やはりほかの町村よりは遅くなってしまうというか、取り残されてしまうような状況下にあるかと思いますので、その辺についてどのように考えているかお聞かせ願いたいと思います。

○議長

　　　地域振興課長。

○地域振興課長

　　　議員おっしゃるとおりでございまして、ここに書かれている農作物のほかに新たな農作物ということで農協さんとかと話し合いの場を持って進めていきたいというふうに考えております。

　　　以上です。

○議長

　　　５番、田﨑信二君。

○５番

　　　今の答弁が、また同じ質問をするとまた出てくるような気がしますので、何とか町、行政の中で早急に考えて、農協さんと一緒になって早くお示ししていただいて、我々もそうですが、先ほどから言っていますように、将来に不安の残らないような農業政策に携わっていけるようにしていただきたいと思います。

　　　以上で終わります。

○議長

　　　町長より追加、補足がございます。

　　　町長。

○町長

　　　５番議員に申し上げますけれども、この件につきましては、地域農業関係の議員と一緒になりながら協議会を立ち上げております。そういった中での目の前の農政はそういったことでありますけれども、やはり我々としては、現状をしっかりとつかまなければならないと、そのように思っております。それには、皆さんに言っているように、６次化の問題もまだ途上であります。そういった意味で、野菜と園芸がふえるということはそれにかわる販売、そういったものまで見ていかなければならないというのは、幅広く言えば６次化をきちんと形成をして持っていかなければならない。その辺まで踏み込みながらこれからの農政はやっていかなければならない。そのような強い決意を持たないとなかなか柳津町の農業の１つの形は整わない、そのように思っていますので、ぜひそういった面も踏まえてこれからの対策をしていきたいと思っています。

○議長

　　　これをもって、田﨑信二君の質問を終わります。

　　　次に、伊藤　純君の登壇を許します。

　　　３番、伊藤　純君。

○３番（登壇）

　　　それでは、先般通告しておきました質問をさせていただきたいと思います。

　　　地域産業の担い手であります後継者に対する就労支援についてでありますが、町の基幹産業であります農業と商工観光業において、少子高齢化による人口減少の影響により担い手不足となっております。このままでは経営を続けられなくなることが十分懸念されます。そこで、事業を継続するためには後継者等に対する就労支援が必要であると考えますが、町の取り組みについて２点お伺いをいたしたいと思います。

　　　１番ですが、農業後継者に対する就労支援について、現在の対象農家の戸数、国・県及び町の補助額、それぞれの実績についてお伺いしたいと思います。

　　　２番目、まだまだ原発事故による風評被害が完全に払拭されたとは言えない状況の中、商工観光業において担い手不足が深刻化しております。農業の支援同様に公平性を欠かないように支援制度を実施するべきであると考えますが、町は就労支援についてどのような対策を考えているのかお伺いしたいと思います。

　　　以上であります。

○議長

　　　答弁を求めます。

　　　町長。

○町長（登壇）

　　　それでは、３番、伊藤　純議員にお答えをいたします。

　　　まず、１点目でありますが、地域産業の担い手（後継者）に対する就労の支援についてであります。

　　　①として、農業後継者に対する就農支援については、現在３名の方が国からの青年就農給付金（経営開始型）を受給しているところであります。この青年就農給付金は、45歳未満までであって、農地や農業用機械などの所有権や経営に対する主宰権を有し、年間1,200時間以上で150日以上の就農時間を確保するなどの給付要件を満たせば、年額で150万円の給付金を最長５年間受給できるものであります。

　　　また、平成27年度からは、将来を担う担い手を確保するため、町単独で未来の農業を担う若者応援給付金制度を創設して、国の給付金に上乗せして年額120万円の給付金を支給しております。

　　　これまで青年就農給付金を受給した方の中には、現在、個人経営では水稲経営を担うとともに法人化して水稲育苗の受託の担っている方やカスミソウによる花卉栽培を経営されている方もおり、地元に定着して地域農業の振興に貢献されております。新たに就農される方々を引き続き支援をしていきたい、そのように考えているところであります。

　　　次に、②の商工観光業につきましては、原発事故後、風評払拭のために観光協会、商工会、振興公社の皆さんとともに、県内外において観光及び農産物等のＰＲに力を入れてきたところでありますが、ご指摘のとおり風評が完全に払拭されたとは言い切れません。このため、誘客促進等を目的として実施してきました県内外のＰＲイベントについては、効果のあるものを継続して実施するとともに、あわせて観光客の受け皿である町内の商工観光業の皆さんの受け入れ体制を整備していくことが極めて重要であると考えております。

　　　また、後継者・担い手不足の解消策や就労者支援対策等については、関係団体と協議を行いながら町に合った支援策を構築していきたい、そのように考えております。私としても商工業、観光業の若手をどのような経営状態に持っていけば後継者として育成できるのか、その辺の制度化をしていきたい、そのような思いでおります。

○議長

　　　これより再質問を許します。

　　　３番、伊藤　純君。

○３番

　　　ただいま町長さんより答弁ございましたが、まずこの制度につきましては、農家にとって非常に心強い制度でありまして、私も高く評価すべきだと考えております。振興計画の中にも「未来に希望の持てる活力あるまちづくり」とうたっているとおりでありますので、継続してこの就労支援を町に対してお願いしたいと考えるところであります。

　　　そして、給付要件というのがあるわけですが、今ここに書いてあるわけですが、多少ハードルが高いのではないかというような考えも持っております。現在の就労支援については３名の方が国から、町からの就農給付金をいただいているということになっていると思うんですが、町独自の給付要件を作成してもう少しハードルを下げて、そして支援ができるように、それぞれ細かい課題はあると思いますが、その辺町ではどんな考えでいるのでしょうか、お伺いしたいと思います。

○議長

　　　地域振興課長。

○地域振興課長

　　　ただいまの議員のご質問でございますけれども、青年就農給付金の要件としてハードルが高いのではということでございますけれども、町の補助金交付要項につきましても、国の要件に該当した方に対して町で上乗せして補助している制度でありますので、その要件を変えてしまいますと国の給付金がもらえなくなってしまうということで、これまでどおり国の要件に該当した方に対して補助ということで現在は考えております。

　　　以上であります。

○議長

　　　３番、伊藤　純君。

○３番

　　　今のハードルの問題、給付要件の問題ですが、今後の課題としていただければと考えております。

　　　続きまして、商工観光業についてですが、農家同様、先ほども申し上げました町の基幹産業であります商工観光についてでありますが、公平・公正という観点から見ますれば、いろんな多種多様の職業の方が柳津にもいらっしゃるわけです。だとすれば、農業以外にも地域産業の担い手の就労支援策を創設すべきだと考えますが、これは財政との関係もございますが、現時点で町の考え、どんなふうに考えていらっしゃるのかお伺いしたいと思います。

○議長

　　　地域振興課長。

○地域振興課長

　　　今ほどのご質問の件でございますが、現在、商工観光業に対する支援としましては、融資資金の利子分を補塡するというような支援を行っております。今後、観光商工業における後継者に対する就労支援ということでございますが、現在はありませんので、今後、商工会とか観光協会などの関係団体と協議しまして何らかの支援策を考えていきたいというふうに考えております。

　　　以上であります。

○議長

　　　町長、具体的な補足はありますか。

　　　町長。

○町長

　　　それでは、３番、伊藤議員にお答えをします。

　　　今、商工観光関係の商工会を窓口にして、この就労関係とか若手の育成関係ではいろんな補助事業が国・県でございます。それらにのっとって町として、私も公約として、若手の商工業観光業の皆さんにもぜひとも地元に残って跡継ぎになっていただきたいということで公約にも上げております。そういった意味では、これの具現化に向けて進めていきたい、そのように思っています。

○議長

　　　３番、伊藤　純君。

○３番

　　　今、町長さんがおっしゃられました、もちろん町独自の支援策を講ずる必要があると考えておりますが、若者の定住化促進という点におきましても、住民の皆さんの評価に値する支援策が必要であると考えます。先ほども申し上げましたが、何よりも住民の皆さんの高評価をいただけるような制度を迅速に対応していただくことを申し上げまして、私の質問を終わりたいと思います。

　　　ありがとうございました。

○議長

　　　これをもって、伊藤　純君の質問を終わります。

　　　次に、小林　功君の登壇を許します。

　　　６番、小林　功君。

○６番（登壇）

　　　２点について質問をいたします。

　　　１、町道鳥屋居平線の改良工事について。

　　　柳津町の町道の改良・整備に当たっては、基幹道路や生活道路になっている路線を優先的に取り組まれておりますけれども、その中でも重要な路線の１つであります鳥屋居平線の改良工事の進捗状況をお伺いいたします。

　　　２点目、再生可能エネルギー導入の取り組みについて。

　　　福島県は、震災、原子力災害からの復興を加速させる柱として「再生可能エネルギー先駆けの地」実現を目指し、最先端の研究開発、再生可能エネルギー導入などの支援を表明しております。柳津町における再生可能エネルギー導入の基本的な考え方と今後の取り組みをお伺いいたします。

　　　以上です。

○議長

　　　答弁を求めます。

　　　町長。

○町長（登壇）

　　　それでは、６番、小林　功議員にお答えをしたいと思います。

　　　まず１点目でありますが、鳥屋居平線の改良工事についてであります。

　　　鳥屋居平線につきましては、五畳敷大成沢線への接続部の勾配が14％で幅員が３メートルであり、冬期間の車両通行に支障を来たしているところであります。これまで３つの計画を策定しましたが、工事費が多額になること、そしてまた水源への影響、一度四ツ谷側に出て迂回しなければならない等の理由により計画を見直しました。そしてまた、接続部分の勾配は現道勾配とし、接続部分から約41メーターの間に幅員最大5.6メーターで立ち木による日陰の解消のために山側の拡幅をして、それ以降の部分も現道勾配で幅員を４メーターで山側に拡幅をして改良延長200メートルで現道へ接続をする計画として、地区への説明会を実施したところであります。何とかこれらについて理解を得ながらこの鳥屋居平線の改良を進めていきたいと、そんなふうに思っております。

　　　そして２番目であります。再生可能エネルギー導入の取り組みについてでありますが、再生可能エネルギーにつきましては、公共施設など身近なところに積極的に率先導入をしながら、災害時における防災拠点等への太陽光発電設備の導入、住宅用太陽光発電設置等に対する導入支援、再生可能エネルギーについて理解を深め取り組み意欲を起喚でき、あわせて省エネルギーを進める普及啓発や地球環境負荷の軽減の４つの柱で導入を進めているところであります。今後も継続して環境に配慮しながら身近なところから再生可能エネルギーの導入促進に努めてまいりたいと、そのように思っております。

　　　そして、今この界隈の中では、自然エネルギーというか、太陽光もそうですが、バイオマス関係でいろんな会社が入ってきております。そういった関係で今後とも連携を深めながらどういった体制が一番柳津町に合うのか、そういったものを検討しながらやってまいりたい、そのような思いでおります。また、新規の事業を取り入れる場合には、将来的なコスト、町民の負担等を考慮しながら取り組んでまいりたい、そのような考えを持っているところであります。

　　　以上であります。

○議長

　　　これより再質問を許します。

　　　６番、小林　功君。

○６番

　　　それでは、再質問をさせていただきます。

　　　１つ目でございますが、町道鳥屋居平線の改良工事について、町民バスの運行ですが、これは今町民の生活になくてはならない交通手段となっております。高齢化が急速に進んでいる地区では、なおさらのことその必要性を増しているということです。この鳥屋地区においては、通常時は乗車の希望があり連絡を受けたときにだけ鳥屋の公民館前まで来てくれると。しかし、冬期間は、積雪や凍結で道路が危険なために鳥屋地区への町民バスの運行はなされていないというのが現状であります。ですから、冬期間は積雪や凍結でバスも通行できないという道路を歩いて町道五畳敷大成沢線のバス停までおりていかなければならない。そしてまた、帰りは急な坂道を上っていかなければならないということであります。そのために、鳥屋の地区の皆さんの願いというのは、通年町民バスが地区まで来ることができ、生活の足を確保してほしいということでございます。この鳥屋地区の皆さんの願いについてどのように町は受けとめておられるのか、まずお伺いしたいと思います。

○議長

　　　建設課長。

○建設課長

　　　この計画につきましては、平成21年度に構想が始まりまして、大体今まで８年間経過しておりますが、その間、議員のおっしゃられましたとおり、冬期間についてはバスが運行されなかったということであります。また、小学生もタクシーでの通学などということもありまして、地区の皆様方には大変な苦労を強いていると思っております。それで、なるべく早く改良を進めていきたいと思っております。

○議長

　　　６番、小林　功君。

○６番

　　　鳥屋地区の皆さんの願いというものを大変重く受けとめているというようなことだと思います。この地区の不便を解決するために町道鳥屋居平線の改良工事が計画をされて、今具体的になりつつあります。

　　　冬期間中、なぜこの町民バスが鳥屋地区まで行けなかったのか、担当課やバスの運転手、あるいは地区の方々に事情を聞いてみました。町道五畳敷大成沢線からの上りは何とか上がっていけると。しかし、下り坂が非常に怖いんだというような話をいただいております。先月、議会の産業厚生常任委員会の現地調査でも現場に実際に立ってみましたけれども、大変きつい勾配であるということを確認をしてきたところであります。鳥屋からおりてくると、町道五畳敷大成沢線との交差点が一時停止になるわけであります。しかし、とまれないことが何度もあったんだというような話も聞いております。データを見てみると、起点、これは交差点になりますけれども、勾配が先ほど町長の答弁にありました14％区間というのが34メートルあります。そして、11％の区間というのが94メートル、11.4％の区間が30メートルということで、大変な急坂が連続している状態になっております。

　　　今回、この改良工事の計画では現道拡幅をすると。そして、山側の山林の伐採を行うということが主な工事の内容になっているようであります。つまりは、この坂道の勾配は変わらないということであります。さらに、この計画どおりに山林を伐採して日当たりをよくして路面の状況を改善できるかどうかということですが、冬場の日照時間、そして現場に立って方角を見て考えてみても、余り効果は期待できないのかと、そんなふうに感じております。ましてや、朝一番の町民バスということになりますと、７時20分に上の公民館まで上がっていくというようなことになっておりますので、この日照による路面の改善というのは本当にないのではないかと私は感じております。しかしながら、この坂道の勾配というのを緩和することなく道路の拡幅工事のみを行うということの効果、さらに山林の伐採による日照の確保をするという効果、この２つの効果について町の見解をお伺いしたいと思います。

○議長

　　　建設課長。

○建設課長

　　　今回の工事箇所の山側については、東面になります。あと、起点部から約30メーター間は、山側の用地買収の幅が水平距離で約20メーターあります。また、西側になります谷川についても樹木の伐採を計画しておりますので、約250本ほど伐採計画をしております。その関係もありまして、日照は十分に得られるのではないかと思っております。

　　　効果につきましては、入り口部分が相当部分、山側分カットするようにのりを切りますので、五畳敷大成沢線、あと鳥屋居平線からの車両の見通しも十分改善されると思いますので、効果はあるものと判断しております。

○議長

　　　６番、小林　功君。

○６番

　　　道路の管理上、非常に大切な道路法の第19条というものがございます。道路の構造は、通常の衝撃に対して安全かつ円滑な交通を確保することが大原則であるというような内容でありますけれども、これを実現するために、道路を新たにつくる場合、また改修を行うというような場合に、道路の最小限維持すべき一般的な技術基準というものがございます。これは国土交通省で定める政令でございますけれども、道路構造令というものでございます。この中で、積雪寒冷地における安全な勾配の規定値は何％以下と定められているのか、建設課長、お答えください。

○議長

　　　建設課長。

○建設課長

　　　道路区分というものがありまして、今回計画する路線については第３種第５級の道路、都市部と山間部とか幅員によってその種類、区分が決まりますけれども、今回第３種５級で計画しておりますので10％以下となります。

　　　以上です。

○議長

　　　６番、小林　功君。

○６番

　　　10％以下ということですが、今回改良工事後には最大14％の勾配が34メートルあるということです。このことについて技術的にどのように安全だと言えるのでしょうか。その点お伺いします。

○議長

　　　建設課長。

○建設課長

　　　技術的に安全ということは言えませんが、道路構造令の第31条の２項だったと思いますが、小区間の改良については、特例措置といたしまして地形の急なところ、そういう箇所については構造令の規定によることなく勾配を設定してよいとなっておりますので、そちらの規定を採用して14％の勾配としております。

○議長

　　　６番、小林　功君。

○６番

　　　技術的にも安全とは言いがたいという部分があるということでよろしいかと思います。支所や建設課、各担当者に改良工事の結果、町民バスが安全に通行できるようになるのかどうかということを尋ねましたが、大丈夫だという明確な回答がありませんでした。そこで、ずばりお聞きしますが、今回この計画に基づいて道路改良工事を行うことによって、一般車両はもとより町民バスも１年間を通して安全に安心して通行できる町道に生まれ変わると断言できるかどうかをお伺いしたいと思います。

○議長

　　　建設課長。

○建設課長

　　　それにつきましては、運転者の個々の技量もありますし、必ずしも安全だとは断言できませんが、接続部分が山側に追い込まれるため、先ほども申しましたが、見通しも十分改善されると思います。また、運転者への注意喚起としまして急勾配の表示、スリップ注意等を設置しまして、五畳敷大成沢線側にもカーブミラー等を設置しまして安全確保を図ってまいりたいと思います。また、鳥屋居平線の路線沿いには、凍結防止剤の箱を設置していきたいと思っております。

　　　以上です。

○議長

　　　６番、小林　功君。

○６番

　　　もし安全であると断言できるという納得のいく答弁があれば、これで質問を終わるつもりでおりましたけれども、質問を続けることにいたします。

　　　計画がここまで来るまでには多くの時間を費やしている。先ほど建設課長からお話がありましたけれども、足かけ８年の歳月、そしてさまざまな検討を重ねた結果、事業費が約1,800万円ほどかかっております。町として今さらそんなことを言わないでほしいというような声も聞こえるかもしれませんけれども、私は、町当局が地区の住民の要望の集約をしっかりとやったのかどうか、できたのかどうか、さらに、路線や工法の選択が適切であったのかどうかということが非常に疑問を感じているところであります。この２点についてお伺いしたいと思います。

○議長

　　　建設課長。

○建設課長

　　　地区からの要望に関しては、測量に着手する前に打ち合わせをして、それから路線、概略とかをお聞きして、用地関係は協力できるのかとかそういうことをお聞きしまして、それで計画して、今まで３回の測量を実施しておりますけれども、その都度地区に行きまして平面図、あるいは縦断図等をお示ししまして、道路のカーブがこのぐらいになりますとか、構造物の位置あるいは種類、縦断勾配などをご説明申し上げております。

○議長

　　　６番、小林　功君。

○６番

　　　鳥屋地区の皆さんの考えというのは、町民バスが冬期間通行できるようにするための町道改良工事であり、改良工事が完了すれば町民バスが当然上がってきてくれるものだということを皆さん信じて疑っておりません。このまま工事を続けて、完了後にやはり町民バスは無理だった、あるいは無理に通行させて事故が起きてしまったとなれば、また大変な状況になるわけであります。今回道路改良工事が完了すれば、さらに改良工事のやり直しや新たな改良工事などを行うというのは大変厳しく難しくなってくるということは明らかであります。今、問題の根本に立ち返って、幾つかある選択肢を洗い直すということが必要ではないかと思いますけれども、どのように考えられますか。

○議長

　　　町長。

○町長

　　　それでは、６番、小林議員にお答えをしたいと思います。

　　　この道路をやる場合に、鳥屋の皆さんとはかなり厳しい中での話し合いをしてまいりました。そしてまた、議員が今おただしのように、私も一日も早く皆さんの交通を正常に戻して同じような生活をしてもらいたいということで再三やってまいりました。そのために何度かの測量をやり直しているわけです。そういった勾配の関係もやって、鳥屋地区の皆さんはその苦労もわかっていると思うんですね。そしてまた、用地関係もかなり厳しい中での、町のほうとしては再三用地関係に動きました。ようやく日の目に当たるように何とかこの改良が進んできたわけであります。

　　　今まで費やしたお金は、まさに議員がおっしゃったように、もうとっくにこの道路はできて皆がハッピーに、鳥屋もよかったなと言えるような、もうとっくになっていると私は信じていました。もう５年前くらいにはこの道路はできているはずです。それが延々とまだここに来てこのような結果が出てきてしまったというのは、鳥屋地区の集落の皆さんとも私は非常に残念だなと、そんなふうに思っております。何とか皆さんの生活が同じような、柳津町民として暮らしをともにできるような体制にしたいという、１つの光を見出してほしいということでやってまいりました。この間、職員をかなり怒った時期もありました。何をやっているんだと。これを成功させないで、どんなふうにやっているんだということで、かなりどなりつけたわけですが、やっと今このような結果になったということでありますが、議員がおっしゃるようにこの道路もまだ再検討しなければならないといえば、もう何年かかるかわからないと思います。この勾配の件についても柔軟な体制の中でやってまいりましたが、結果的にここに落ち着いたということであります。これらについては、我々としても安全確保をしながら何とかこの工事を完成させて、改良工事をやって住民の皆さんの安心・安全のために努めてまいりたいと、そのような思いでいっぱいであります。

　　　　　　　　　◇　　　　　　　　　　◇　　　　　　　　　　◇

○議長

　　　ここで、暫時休議をします。

　　　再開を午後３時25分とします。（午後３時１４分）

○議長

　　　議事を再開します。（午後３時２５分）

　　　　　　　　　◇　　　　　　　　　　◇　　　　　　　　　　◇

○議長

　　　６番、小林　功君。

○６番

　　　ここまで来るまでにいろいろと経緯はあったということでございますけれども、やはりやるからには、みんなに喜んでもらえるような道路にしていくということがやはり何より大切かと思います。私としては、この路線改良工事は勾配を緩やかにする方向で考えることが、それしか解決する方法はないのではないかと思います。高低差のあるＡ地点とＢ地点、この間の勾配をとるということになれば、まず距離をかせぐ、とっていくということしかないわけでありますけれども、どうか再度検討いただきたいと。そして、長い時間を費やしています。地区の皆さんを失望させないように可及的速やかに問題を解決するように強く要望をしたいと思います。この時点で何か答弁あれば。

○議長

　　　建設課長。

○建設課長

　　　これまで３回の測量を委託しまして、路線としては４路線ほど地区にお示ししております。これから新しい路線というのも、地形的な条件あるいは畑周辺の農地への乗り入れとか、そういう部分を考えますと、これ以上の路線は考えられないと思います。

　　　一番勾配を解決するには、やはり町のほうでお示しした四ツ谷側からの道路、ルート、それしか解決の方法はないと思いますが、それについては地区のほうで一度四ツ谷のほうに行かなければならないというようなこともありまして、それも冬期間だけですが、時間にしてそんなにはかからないはずなんですが、それについて今度は反対側の現道のほうも整備していただきたいというようなお話もありまして、それについては経費が莫大にかかりますので四ツ谷側からのルートでさせていただきたいということでありました。

　　　平成26年10月に地区で説明会を行いまして、現道を拡幅して立ち木の伐採で日影の解消を図るというようなことで今回の計画になっておりますので、可能な限りの安全対策を講じて工事のほうは進めていきたいと考えております。

○議長

　　　６番、小林　功君。

○６番

　　　地区の皆さんにとっては、安全に通行できる町道になるというのが何よりもの願いですから、どうかこれから地区の皆さんの意見を十分に集約をしていただいて最善の方法を選んでいただきたいと、そんなふうにお願いをして次の質問に移ります。

　　　２つ目の再質問に移ります。再生可能エネルギー導入の取り組みについてでございますが、県は、再生可能エネルギー先駆けの地アクションプランという計画をつくって、その中で導入目標値を設定しております。何と2040年、今から24年後になりますけれども、福島県内のエネルギーの需要量、福島県内で使われるエネルギー、これは車の燃料エネルギーなんかも含めてのものと聞いておりますが、これらの全て100％を賄えるぐらいの量のエネルギーを再生可能エネルギーで行う、生み出すというようにしております。これは現実的にかなり高いハードルであると思います。しかしながら、知事が対内的にも対外的にも明確な数値目標を示したということで、再生可能エネルギー導入に対する県の意気込みというものを私は感じたところでございます。

　　　明確な旗印が上がったわけでございますが、これに伴って構成自治体としての柳津町、どのように進めていくのかということです。先ほど答弁がありました４つの柱、これは大変重要なことだと思いますけれども、これだけでは目標実現がほど遠い状況だと私は思います。この辺の考えをお伺いしたいと思います。

○議長

　　　総務課長。

○総務課長

　　　今、議員おただしの県の導入目標ということで、福島県の再生可能エネルギー推進ビジョンの改訂版の中でもそれはうたわれております。導入目標については、2040年に100％にしたいというようなことで書かれております。また、2030年の目標数値、そういうものも全てうたっているという状況になっております。

　　　柳津町の目標といたしましてでございますが、なかなか目標数値というものを立てていくという部分が非常に今現在難しい状況になっているということは、ご存じのとおり、柳津町の地域新エネルギービジョンというものは平成20年２月に策定をしております。ということで、もう９年を経過しているという状況のビジョンになっております。現実的にそのビジョンに基づきまして、まず公共施設に導入をしていくという形で、今まで一番最初に役場のほうに太陽光を入れたと。その後、防災拠点という形で、防災の観点で避難場所と指定されている場所に太陽光あるいは蓄電池等を整備しております。本年度につきましても、昨年度繰り越し事業となっております西山小学校等の太陽光整備を繰り越し事業でやっていくというような形になっております。

　　　しかし、いかんせん、そこから先どうするんだというお話だとは思うんですが、町の中で今推進しておりますのは、ここに書かれているとおり各町民の方々等の自分の家等で開始をするような場合に、太陽光等を屋根等に設置するような場合に支援をしていきたいというような考え方、それと町長の答弁にもありましたが、新しい事業について何か入っていくという場合につきましては、やはり将来的な町民に対する負担、コスト、そういうものをよく考えながらやっていかなければならないという部分と、河東等にできておりますグリーン発電の会社等についても木材を使っている。今、現実的にこれから動き出すというふうに想定はされておりますが、実は13市町村が動き出して、喜多方市が窓口となりまして分散型エネルギーのプロジェクトの部分で柳津町もその１つの町村として承諾をしています。あくまでもこれは分散型エネルギー、インプロジェクトマスタープランというものをつくるための承認というものを実は出させていただきました。まだそれについては申請を出すという段階でございますので、決まった段階でもございませんので、議員の皆さんについてはご説明をしていない状況でございますが、既に新聞等では発表になっているという状況になっております。そのような状況の中で、なかなか県でこれだけ大きい目標数値を立てて、2040年は100％にするんだという形で言われておりますが、町として再生可能エネルギーというものに対してどうするんだと言われますとなかなか難しい部分はあろうかというふうに思います。ただ、単純に、柳津町は今現在、地熱発電所とか水力発電所があるものですから、再生可能エネルギーの全国的な率とかから言えば上位に入っているということは、議員ご存じのとおりだというふうに考えております。

　　　以上でございます。

○議長

　　　６番、小林　功君。

○６番

　　　今、総務課長から答弁がありましたけれども、発電所については、非常に残念ながら柳津西山地熱発電所の発電量は、単一ユニットで６万5,000キロで日本一であったのが、その縮小によって日本一ではなくなって、柳津の町自慢、町長の町自慢が１つ減ってしまったというようなところであります。

　　　こういった中、今年度柳津町を見てみますと、再生可能エネルギー導入にかかわる事業としては、住宅用新エネルギーシステムの設置補助金は予算としては133万円上がっておりますが、具体的に見当たるのがこのぐらいなんですね。あとは繰り越しの事業である、先ほど総務課長が言われました西山小学校の再生可能エネルギー導入事業、これは太陽光発電の設備の設置です。再生可能エネルギー導入の取り組みとしては、町としては本腰が入っていないというのが現状であります。

　　　これまで議会では小水力発電、あるいは小規模の木質バイオマス発電などに取り組むべきではということで提言を幾度も行ってまいりました。そのたびに、先ほどもお話がありましたけれども、この事業は採算がとれないとか、コスト面でちょっとというような理由を繰り返してきたわけであります。私は、柳津町が再生可能エネルギー導入に真剣に取り組んでいる町であると、また、再生可能エネルギー導入の先進地だということになれば、柳津町に対する評価がおのずと上がってくる、町としての付加価値が出てくると考えております。例えば、柳津町に住んでみたいという人がふえたり、先進地の視察に行ってみたいなという人もふえてくるだろうと、そういったことを考えております。なかなか発電等の事業単体で採算というのは私は二の次でいいと、そんなふうに思っております。こういったことで、まちづくりの１つの柱にしていくという発想でこの考えを変えていくべきだと、そんなふうに私は今考えているんですが、町長はいかが考えておられますか。

○議長

　　　町長。

○町長

　　　６番、小林議員にお答えをしますが、この件につきましては、今この奥会津の町村がそれぞれ再生可能エネルギーに関しての取り組みがなされているわけであります。この中に柳津町としても参画しながらやっているわけでありますが、まだまだこれがどういう形になるというようなビジョンは示されておりません。そしてまた、私のほうも示していない状況であります。ですが、何カ所かのところから、ぜひ参画をしてこのエネルギー問題に直接かかわってほしいと、そういう呼びかけはありますので、その辺も含めて進めてまいりたいと思っています。

○議長

　　　６番、小林　功君。

○６番

　　　先ほど申し上げました水力発電、小水力ですね。それと小規模の木質バイオマス発電。これはいずれも大規模、中規模にしてしまうと、なかなか大変なことになってくるというようなことが一般的に言われております。本当に小規模でいいんだというような考えが今主流になってきているような気がいたします。何とか町でもそういった意味で腰を上げていただきたいと、そんなふうに思っておりますが、いろんな意味で再生可能エネルギー導入事業としては、理想としては民間の企業に手を挙げていただいて主体的に動いて、町がバックアップやあるいは側面支援というような形ができれば非常にいいと思います。しかし、この事業の目指すところ、あるいは現状を見れば、なかなかそれも難しい。民間企業が出現するというのをのんびり待っている時間ももうなくなってきていると、そんなふうに思います。

　　　そして、いろんな国の補助金などは、民間企業よりも自治体が主体となってやったもののほうがいい条件のものというのは非常に多いわけです。本当に補助率が10分の10なんていう事業も珍しいことではない。ですから、できれば町が施設をつくり、そして民間に運営をさせるような、指定管理のような形にしていくのがいいと思いますし、逆にそれしかないのかなと、そんなふうに思いますけれども、町としてはどんな考えを持っておられるかお聞きします。

○議長

　　　総務課長。

○総務課長

　　　今、議員がおただしの指定管理者というものにつきましては、はっきり申し上げまして、なかなか考えはつきませんでした。というのも、町が後押しをしてそこに指定管理者という形になれば、やはり当然、先ほども申し上げましたように、後年度負担、必ずそこを維持管理していくための経費というものが発生してまいります。それが中規模になれば、あるいは小規模になればなるほど、当然その維持経費というものはかさんでいくというふうに考えられます。当然、売電量が少なくなりますので、当然維持管理がかかってくる。それで、多分議員はおただしの部分であれば、それを違うもので使えばいいのではないかというふうにお考えの部分もあるのかというふうには感じております。観光面であわせて使えばいいのではないか、それで集客を得られるようにすればいいのではないかというお考えもあってのご質問ではないかというふうにとらせていただきますが、そういうものにつきましては、今現在、柳津町新エネルギー対策検討委員会というものは毎年実施してやっております。ただし、今やっている内容につきましては、実績値とかそういうものに対してご説明を申し上げているという部分が非常に多いということでございました。なので、先ほど申し上げましたが、町のビジョンそのものも既に９年を経過しているということを踏まえながら、やはり町としてこれから本当に何が再生可能エネルギーとして有効なのかということを、検討委員会等で実は検討していただいたらいいのではないのかというふうに私は今現在考えているところでございます。

　　　以上でございます。

○議長

　　　６番、小林　功君。

○６番

　　　再生可能エネルギー導入について私が考えていることというのは、今総務課長が言われたことなんです、まさに。といいますのは、再生可能エネルギー導入事業というものを町の産業の振興あるいは雇用の創出や確保、ひいては地方創生、こういったところに関連づけて事業化できれば非常に理想的であると考えておりますし、最終的にここを目指すべきであると私は思っております。

　　　再生可能エネルギー導入は、産業の振興や雇用の創設、確保のためのツールとしては大変有望なものでありますし、先ほどの県のアクションプランも強い追い風になるのは間違いないと、そんなふうに思っております。そもそも目的の違う役場庁舎や学校に設置をした太陽光発電、これはイニシャルコストだけですので比較的容易に設置はできますけれども、これらを設置しても町の農業、林業、工業、商業、こういった振興や雇用の創設には全くつながっていかないわけであります。

　　　しかし、いずれにせよ、この大きな難題に町は取り組んでいかなければいけないわけでありますけれども、高齢化、過疎化がものすごい速さで進んで、このまま町の存続すら危ぶまれる状況になっていくとこれからは思われます。町の将来を左右する大変重要な時期であるということを直視していかなければいけないわけでありますけれども、とにかく失敗してもいいじゃないですかと。何もせずに町が消滅するときを待つわけにはいかないということでありますから、再生可能エネルギーの導入、これをまちづくりの柱の１つと位置づけて、今こそ覚悟を決めていただいて、腹を据えて一歩を踏み出してほしいと強く要望をいたします。この点について答弁をいただきまして、私の質問を終わりたいと思います。

○議長

　　　総務課長。

○総務課長

　　　小林議員から町として腹をくくってやっていただきたいというご要望を承りましたが、あくまでも振興計画と言われるもので今３カ年計画は既に議員様のお手元に交付されてございます。その中ではまだそういうものについて一切触れていないというのが現状でございます。やろうとすれば、それ相当の経費等も絡んでくるということは議員もおわかりになるというふうに判断されますので、先ほど申し上げましたように、町の今ある既存の検討委員会というものを再度その中で検討させていただいて、それについてどのように考えるのか皆様方のご意見を聞きながら、町として進んでいく方向性を見つけていきたいというふうに考えております。

　　　以上でございます。（「終わります」の声あり）

○議長

　　　これをもって小林　功君の質問を終わります。

　　　次に、岩渕清幸君の登壇を許します。

　　　１番、岩渕清幸君。

○１番（登壇）

　　　桜台帳の活用と桜づつみの現状、今後の対応について、４点についてご質問申し上げます。

　　　１番、平成21年11月に斎藤清画伯生誕100周年事業の一環としてオオヤマザクラ102本が植えられ現在に至っておりますが、今日までの経過と現状について町長はどう認識しておられるのかお伺いいたします。

　　　２番、現在までに何本か枯れて植えかえたというふうに聞いておりますが、その本数と、さらには品種も変えたというようなことも聞いておりますので、その実績についてお伺いいたします。

　　　３番、当初の目的は、観光客やオーナーになった方々がその木のもとで花見を楽しんだり、散策をしていただくというものであったかと思うのですが、現状を見るととてもその域に達しているとは思われません。今後どのような対策を講じるのかお伺いいたします。

　　　４番、平成26年度の事業で桜台帳を整備したわけですが、今後その活用はどう考えているのかお伺いいたします。

　　　以上、よろしくお願いします。

○議長

　　　答弁を求めます。町長。

○町長（登壇）

　　　それでは、１番、岩渕清幸議員にお答えをいたします。

　　　桜台帳の活用と桜づつみの現状、今後の対応についてであります。

　　　①の桜づつみにつきましては、斎藤清画伯の生誕100周年記念樹及び平成21年度、平成22年度に行われた丑寅まつりの記念行事として植栽されました。

　　　現在までに根元の除草、妨害虫の消毒及び土壌の改良として根元部分を掘り起こしてバークライト、鶏糞、バーミキュライトの施肥を行ったほか、二脚鳥居に樹幹を固定しておりましたが、樹木の成長によって結束材が損傷したため新たに固定して、あわせて枯れ枝の処理も行ったところであります。

　　　現状を見ますと、枯れてしまったものが１本、樹勢が衰えていると思われるものが数十本ありますが、正常な生育を目指して維持管理をしていかなければならないと考えております。なお、詳細に専門家に目視をしていただいたんですが、今現在枯れているほかは、かなり樹勢の勢いはあるということで、それらについてこれからの手入れをしていけば大丈夫だという見解をもらっております。

　　　次の現在までの植えかえた本数と品種につきましては、土壌改良をした際にオオヤマザクラ３本を植えかえいたしました。そして、一部オーナーがオオヤマザクラから20本をソメイヨシノに植えかえをして、これは昨年でありますが、労力と機械を持ってきて、ぜひ元気がないのでこれに変えてほしいということで、みずからオーナーが来てやっていったものがございます。本数については以上のとおりであります。

　　　次に、今後の対策につきましては、平成21年11月の植栽後７年経過をしていることから、専門業者による樹勢の目視点検や定期的な除草、病害虫の防除に努めて、みんなが楽しめる桜づつみを育成してまいりたい、そのように思っております。

　　　このオオヤマザクラについては、特性として毎年の鳥害がないということであります。そして、生育が遅いということであります。今オーナー制の北塩原村の樹勢は、20年になって今回新聞で発表になりましたがあのような桜の名所になった次第であります。

　　　次に、桜台帳につきましては、平成26年度に整備をして桜樹１本ごとに番号を付しておりましたので、桜樹の枝折れ処理やてんぐ巣病の切除、腐朽木の伐採、新たな植樹などの処理内容や経過を台帳に記載して、管理を行っていくために利用をしてまいります。

　　　なお、桜づつみにつきましては、オーナー制で植樹をしたものでありますので、桜台帳とは別に台帳を整備して管理を行っているところであります。

　　　以上であります。

○議長

　　　これより再質問を許します。

　　　１番、岩渕清幸君。

○１番

　　　それでは、再質問をさせていただきます。

　　　初めに、桜づつみについてでございますが、ことし４月中旬ごろから数回私もあそこを回っておりますし、また先日は産業厚生常任委員会の現地視察でも議員仲間とともに視察したわけでありますが、そのときにも１本枯れていたわけでございます。位置関係がわかりやすいように仮に番号を振って話をしますので、よろしくお願いいたします。ちなみに、ホテルかわちさんのほう、つまり下流側から番号を振っておりますが、先ほども言いましたように28番の木、オーナーは昭和40年柳津中学校卒業生一同というものでございまして、これはちなみに私どもの同級生でございます。当時、還暦だったということもありまして、みんなの総意で協力しようじゃないかということで同級生２人が植栽の協力をさせてもらいました。それが枯れてしまったので非常に残念だと思っているんですが、去年は二、三十輪の花を咲かせたというふうに記憶しておりますが、ことし枯れた原因は何なのか、推定できていればよろしく教えていただきたいと思います。

○議長

　　　建設課長。

○建設課長

　　　卒業生で植樹いただいて、せっかく花もついたのに枯れてしまったということで、大変残念に思っておりますが、原因として考えられますのは虫の害と樹皮の腐れが原因ではないかと思われます。

　　　以上です。

○議長

　　　１番、岩渕清幸君。

○１番

　　　平成23年３月の定例会で、当時の建設課長さんが原因を究明するというふうに答えております。当時もやはり枯れた木があったということで、さらにその後の議会でもたびたび桜の花ということに関してはいろいろな方からお話、議事録なんかを見ますと出ておりますが、まずやはり原因が何で枯れたのかという原因を究明しないと、その対策も立てにくいということでございますので、今回私どものオーナーになった木が枯れた原因は樹皮の剥離とか虫の害ということでございますが、今まで樹勢が弱っていた木、または枯れた木に対しても同じような条件だったというふうに考えてよろしいんですか。

○議長

　　　建設課長。

○建設課長

　　　ただいまのご質問については、平成23年に質問があったということでございますが、多少時期は遅れましたけれども専門業者の方に調査をいただいて、やはり土壌の改良が必要だということで、平成25年度に土壌改良を実施しております。

　　　以上です。

○議長

　　　１番、岩渕清幸君。

○１番

　　　土壌改良ということで、この答弁書にもありますようにバークライトや鶏糞等の施肥、そういうことをしていただいたということですが、それにしても、ことし枯れないまでもほかのものと比して明らかに樹勢の悪いものが、数十本という言い方で答弁がありますが、私の感覚では十数本、番号で申せば７番、８番、13番、24番、25番、62番、82番、90番、95番などでございまして、これらのものもことしの手入れの中で特に気をつけて、樹勢の弱っていた木なのですが、こういったものに対する対策というのも行ったわけですね。

○議長

　　　建設課長。

○建設課長

　　　ことし４月ごろに造園業を営んでおられる会長の方に現地を見ていただきまして、それでいろいろ指導をいただいたわけですが、まず根っこ部分の草を除草して、除草しないとその養分が全部草にいってしまうというようなことと、枯れ枝を伐採するようなこと、あと樹木、樹幹を固定している部分を太くなってきてまた緩くなっているので変えてくださいというようなことを、ことし春先ですが実施しております。

　　　以上です。

○議長

　　　１番、岩渕清幸君。

○１番

　　　私もその後に枯れ枝を除去したところとか、あるいは添え木に緊結したのは確認しております。さらに、手入れのかいもあってか、昨年度よりかは葉の色も勢いがあるように感じられて町の努力が出ているなというふうには感じております。

　　　しかしながら、後からまた桜台帳のほうでも同じようなことを申すかと思ってはいたんですが、桜の病気としててんぐ巣病が一番有名ですが、それ以外にもがんしゅ病という根にこぶが入るような病気があったりしますが、これらのものは根本的な治療法というのはないそうなので、罹患した枝を除去するしかないと。放置しておくと蔓延して木全体が枯れるというような危険もあるというふうにされています。さらに虫、アブラムシ類やシンクイムシ、ハマキムシなどという虫の害もありまして、これらはもう発見次第消毒というようなことが必要だと言われています。さらに、先ほども出ましたが、柳津でもときどき被害に遭いますが、ウソ鳥による花芽の被害がときどきあるわけで、大変残念でございますが、それらのほかの地域を見てみますとなかなかこれに対する対策もない、余り有効な対策がないというようなこともインターネットに出ておりました。

　　　そこで、それ以外の地域の桜も含めまして、年間を通した手入れ、観察、あるいは、よく出てくると思うんですが撫育という言葉に代表されるように、慈しみ育てるというようなことが必要だと思うので、樹木医またはそういった資格を持っている方の助言をいただき、またはそういう資格者のいる会社に年間を通しての手入れを委託するつもりがあるのかどうかお伺いいたします。

○議長

　　　建設課長。

○建設課長

　　　確かにてんぐ巣病は桜には多く見られる病気でありまして、満開の桜のところに緑の枝の固まりがぼこぼこっとできるわけですが、これは発生次第除去して焼却処分しなければなりませんので、そのような対応をしてまいりたいと思います。あと、害虫についても、害虫を見つけたらなるべく早く消毒なりの防除をしてまいりたいと思っております。

　　　専門業者なんですけれども、やはり我々ちょっと桜とかそういう植樹に関しては余り詳しくわかりませんので、専門業者あるいは資格というのは造園管理技師でしょうか、そういう資格を持った方に定期的に見ていただくのが一番だと思っております。それで、定期的に点検と病害虫の防除とか剪定を委託によって実施してまいりたいと考えております。

○議長

　　　１番、岩渕清幸君。

○１番

　　　本当にそのほかの地域も含めて、知識のある、なしによってかなり差が出るのではないかというふうに考えております。桜づつみの28番の枯れた木については、私の同級生で、名前は上げませんが多少興味のある方もおりまして、肥料をやったり手入れをしたりしていたわけですが、もしかして、彼もちょっと反省していたんですが、肥料もちょっとやり過ぎたのかなとか、あるいは町で委託した人も肥料をやったりして二重になったのかなというようなことで心配して、枯れたのも俺、肥料をやったからかなとかというようなことで心配していたわけですが、それは、結局町で手入れをしている情報がオーナーに伝わっていないということだろうと思うんですよ。ですから、せっかくオーナーの方の名簿は多分きちんとそろっていると思うので、手入れをしましたよ、こういう肥料もやりましたよ、あるいはことしはこのぐらい花が咲いて随分大きくなりましたよとか、そういった情報を提供していただきたい。さらに、あわせて町のイベント情報などもつけ加えて同封すれば、その他の観光客の誘致なり、またはオーナーの方がもう一遍気持ちを思い直して町のほうを訪れるというようなきっかけにもなろうかと思いますので、ぜひそういったことを検討して何らかの形で発信していただきたいと思っています。

　　　答弁をお願いします。

○議長

　　　建設課長。

○建設課長

　　　町も桜の管理については、議員さんと同じような方法で番号で下流側から１番として管理しておりますけれども、今、議員さんがおっしゃいましたとおり、今後、何かをやりましたらオーナーの方には情報を発信するとともに、観光ＰＲにも力を入れていきたいと思います。

○議長

　　　１番、岩渕清幸君。

○１番

　　　桜づつみについては、私の思っていることと町の考えていることがそんなに大きく違うわけではありませんので、ぜひすばらしい桜づつみになるように今後ともよろしくお願いしたいと思います。

　　　次に、桜台帳の活用についてですが、平成26年度に桜台帳を整備業務委託ということで桜台帳が整備されたわけですが、これらは当然データとして、紙ベースのものは見せていただいたんですが、データとしても当然提出されているわけですか。

○議長

　　　地域振興課長。

○地域振興課長

　　　桜台帳につきましてはデータ化されておりまして、職員のほうが追記や補正の管理ということでなっております。

　　　更新時期につきましては、作業を行った時点で作業内容のデータ補正や新規に植栽した桜の追記のほうを行うようになっているところでございます。

　　　以上であります。

○議長

　　　１番、岩渕清幸君。

○１番

　　　私が見た時期には、備考欄に対してそんなにその後の更新というか、その後の町の対策が記入されたのはちょっと見ませんでしたが、更新しているということでよろしくお願いしたいと思います。その中で平成27年３月に報告されていたので、その後、１年経過しているので変更、多少変化しているかもしれないんですが、運動公園や龍蔵庵川遊歩道、町民センター周辺、観光案内所周辺、会津柳津駅周辺、瑞光寺公園などが整備されております。その中において、先ほども言いましたが、てんぐ巣病の確認がものすごく多いわけですね。運動公園付近ではマイマイガ、あそこだけですがマイマイガが非常に目立っておりましたが、そのほかてんぐ巣病が137本中28本ございます。町民センター付近では84本中56本、もう６割、７割という感じですが。それから、町民センター付近で腐朽が84本中24本、そのほか腐朽については観光案内所周辺で９本、駅周辺で18本などとなっております。これらについても、枝が折れたりして歩行者に当たったり、あるいは通行車両に当たったりすると非常に危険でもありますし、大きな問題になることも考えられますので、こういった備考欄に記入があるものについては、枝の除去なり何なり、その後どのように手入れをしたのかお伺いします。

○議長

　　　地域振興課長。

○地域振興課長

　　　ただいまのご質問でございますけれども、毎年、景観維持管理事業ということで桜樹撫育の予算を計上しております。てんぐ巣病箇所の切除や腐朽木の伐採など計画的に行ってまいりたいと思います。

　　　以上であります。

○議長

　　　１番、岩渕清幸君。

○１番

　　　それで、桜台帳には樹齢は書かれておりません。太さは書かれておりますが。番号と太さでございます。場所にもよると思うんですが、樹齢が50年を超えたような桜の木も多くあるのではないかと考えております。これらはソメイヨシノでございますが、ソメイヨシノの樹齢は一般に、寿命というかそれは大体60年ぐらいと言われておりまして、ピークは30年から40年ではないかというふうに言われております。ですから、柳津の桜の名所である柳津の木も相当老齢化しているというふうに考えられますので、さらにこれらをそのまま放置しておきますといつのまにか枯れ木ばかりだというふうに、枯れ木の山になりかねないので、若い木への更新というようには当然考えなくてはいけないと思うんですが、これらについてはどのような対策をとっているのかをお伺いします。

○議長

　　　地域振興課長。

○地域振興課長

　　　議員おっしゃるとおりでありまして、古木になり桜の花もまばらとなってきた木も見受けられますので、植えかえについても年次計画性を持って進めていきたいというふうに考えております。

　　　以上であります。

○議長

　　　１番、岩渕清幸君。

○１番

　　　先ほども言いましたが、桜台帳で報告されている地域や桜づつみを入れますと、かなりの規模の花の名所であると思われます。それらをめぐるコースなどの設定もあわせて考えていただいて、桜の季節はやはり柳津だねと言っていただけるような地域になるように、何とかこれからの手入れ、それから撫育、そういったものを町全体で考えていければいいかなと思います。歩いて周れるコースなども案内看板等整備していただくということによって、かなりの観光客の誘致にもつながるのではないかと思いますので、そういった町になるよう要望して私の質問を終わります。ありがとうございました。

○議長

　　　これをもって、岩渕清幸君の質問を終わります。

　　　次に、菊地　正君の登壇を許します。

　　　７番、菊地　正君。

○７番（登壇）

　　　先ほどの通告どおり１件について質問いたします。

　　　空き家対策について。

　　　柳津町の空き家対策は、どのように進めているのかお伺いいたします。この１件について質問いたします。

○議長

　　　答弁を求めます。

　　　町長。

○町長（登壇）

　　　それでは、７番、菊地　正議員にお答えをいたします。

　　　まず１点目の空き家対策についてであります。

　　　空き家対策につきましては、毎年各行政区長に調査協力をいただいております。そして、空き家データベースの更新を行っているところであります。このうち、賃貸や売買を希望する場合は、物件の情報を会津地方振興局のホームページで公開をしているわけであります。町のホームページからもリンクをするとともに、ホームページをごらんになった方から町に連絡があった場合には、空き家情報の紹介や必要な連絡調整を行っているところであります。

　　　また、実際にお住まいになる際に改修が必要な場合には、空き家改修等支援事業補助金を交付して、費用の一部を支援することとしております。一方、利用の予定がない等の理由で除却を希望する場合については、危険家屋解体除却事業補助金で支援をすることとしているわけであります。

　　　空き家データベースには、平成27年度末で130件を登録しておりますが、ホームページで公開しているのは、軽井沢、安久津、湯八木沢、四ツ谷の合計４件のみとなっているわけであります。その１つの原因としてですが、仏様があるということ、そしてまた、ゆくゆくは利活用したいなどの本人や親戚等の事情によって賃貸・売買の希望にも除却にもならない空き家が多くあることが今日であります。

　　　こうしたことから、個人の財産に関することに行政が関与することは非常に困難な現状がありますが、空き家対策特措法の趣旨等も踏まえて、今後ともしっかりとこれらについては取り組んでまいりたい、そのような考えでいるわけであります。

　　　以上であります。

○議長

　　　これより再質問を許します。

　　　７番、菊地　正君。

○７番

　　　今、空き家対策データベースには去年度130件と言っておりますが、そのうち県のほうの合計４件となっております。この４件のうち１件でもリフォームというような、現在手がけてはいるかいないかお伺いします。リフォームです。

○議長

　　　総務課長。

○総務課長

　　　リフォームというお話でございますが、ここに書いてあります町長が答弁いたしました内容の空き家改修等支援事業補助金というものに関しましては、空き家を利用したいという方が町外等からいらっしゃいまして、今ある空き家を改修する際に町として100万円を交付したいと、これは一応単費で予定しておりますが、そういう事業でございます。今ここに４件上がっているというこの４件につきましては、そういう要望がございませんので、なかなか改修という部分には至っていないという状況でございます。

　　　以上でございます。

○議長

　　　７番、菊地　正君。

○７番

　　　リフォームもしない古い、それこそそじた家を見せても、ああここはいいところとか、ああいいところだ、来ましょうなんていう答えはどなたも出さないと思います。やはり他町村のようにちゃんとリフォームをして、1,000万円も500万円もかかるならそこにもいろいろと考えなければならないけれども、やはり立派にリフォームをし、柳津町は水もいい、空気もいい、人間もいいよと。そういうところから人様に、他町村の、千葉、埼玉、東京の人にも惚れ込んでもらえるような、私は空き家対策の１つではないかと常日ごろ考えております。１件も現在はリフォームには入っていないというわけですね。

○議長

　　　総務課長。

○総務課長

　　　柳津の場合は、議員、多分おただしの部分につきましては、三島町に関しての空き家改修補助金についてとの比較をされているのではないかというふうに考えられますが、三島町の場合ですと、空き家の所有者自身も改修が可能になっているという補助金でございます。ところが、柳津町の補助事業は、あくまでもその空き家を利用したいという方に対しての支援策という形でございますので、そこが基本が今違っているという部分がございますので、町としては改修補助というものに至っていないという現状でございます。

　　　以上でございます。

○議長

　　　７番、菊地　正君。

○７番

　　　今申し上げたとおり、そのとおりです。三島のことを私はちょっと調べたのでございますが、３月に２世帯ほど三島町に移転してきたそうです。それは今喜んで、子供さん１人と夫婦、３人で入っておりますと。一番問題なのは、お父さんの仕事場がどうだと。いや、こういう会社に何とか喜んで働いていると。ここに来てよかったと。水もいい、隣近所もいい、空気もいいということで惚れ込んでいるような話を聞いてきました。だけれども、ここは、リフォームはしない、空き家のそれこそそじたところを見せたり聞いたりしたのでは、どなただっていい返事は出さないと思います。それで、今後、年ごとに空き家はどんどんふえていくと思います。今現在、130件といいますけれども、年ごとに１件で５件でもふえていくような気がします。それは仕方がない時代の流れというけれども、この辺で食いとめる方法を皆さんは考えていないのか。どうしたら食いとめられるか。家族連れ３人で来たら、まずお父さんの職場は見つけてやるよ、例えば通勤費の半分も町で負担してやるよとか、何かよいことがなければ誰も飛び込んでこないですよ、千葉、埼玉、東京の方でも近県の方でも。やはり予算を私は願っているところなんです。その予算がない、金がない、わかっています、そこら辺は。先ほども農家の担い手がいないと。空き家になればもちろん担い手どころでない。その家を守っていく人さえいない。やはり、高校が終わったなら、長男坊はここの土地で暮らしていかれる。会津坂下町、会津若松市、喜多方市の辺に就職してもらって。そして、何かいいことを考えてやらないと。もちろん通勤費は全額持つ、半額持ってやるよと。高校が終わって、みんな涙を流してふるさとを捨てる。親、じいちゃん、ばあちゃんを捨てて出ていくんですよ。そこら辺を考えれば。町でもっともっと力を入れるべきだと私は常日ごろ考えています。その辺は町長、どういうふうに考えていますか。

○議長

　　　町長。

○町長

　　　７番議員にお答えをいたします。

　　　決して涙を流して行くものではなくて、希望に満ちて何としても自分の能力を試して、そして錦を故郷に飾りたいという思いで、その仕事場を見つけていく人もいると思います。

　　　そして、議員もおわかりのとおり、空き家ができるというのは、必ずしもそういった若い人たちばかりではないわけであります。地域には地域それぞれの条件、理由があるわけでありますが、大変空き家もふえているということと、そしてまた、それは必ず所有者がおりますので、勝手に私どもでそれらをどうですかということでリフォームするわけにもいきません。やはりそういう合意性を持ちながらやっているわけでありますが、なかなか柳津町は一歩踏み出せないところがあるということでありますので、そのような柳津町の規則にのっとりながらやっておりますので、今後ともそういった人があらわれるように我々も努めてまいりたいと思っています。

○議長

　　　７番、菊地　正君。

○７番

　　　受け入れ体制をいいものにしていかないと、どなただって、ほら来た、行くべ、そんなふうに簡単には行けない。これは今言ったとおり、４件のうち１件でもいいですから、すぐさまにもリフォームをして、いや、家賃は要らないよ、職場はこういうところがあるよ、何かそこまで突っ込んだ柳津独自のよさをやはり皆さんに知ってもらって、１家族でもこの柳津町に来てもらうようなことを考えていかないと、ますます先ほどの農家の担い手がいないとかどうのこうの、当たり前のようになってしまいますよ。私はそのように思います。ですから、私が考えているのは、やはりよいところにはよい人たちもみんないっぱい来ます。そういうような希望を持って、あすから１件でもいいですから。お金も予算も確かに大変です。他町村でやっているんですから。そして、解体には50万円を補助しますと。これはいいでしょう。だけれども、130件もある空き家をこれから皆さんどうしていくのか。１年ごとにふえていくのは、何回も言うようだけれども、言うこともない。それで、もう一度、これは３月の議会に町長が話した、ちょっと読ませてもらいます。定住化を進めるために所得制限のない住宅、一戸建てでもつくりたいと考えていると。若い次世代の人たちに柳津町は伸びしろがあると意思表示をし、そして60歳以上の方にも柳津町は魅力ある町だと言われるような政策をとらなければならないと。そして、平成28年度からは、重点事業の１つとして子供育て支援事業、定住の促進、学校教育の充実とした、これを町長、うたっているんですよ。だから、これに対して１つでも町長は考えているのか、頑張っているのか伺います。

○議長

　　　７番、菊地　正議員にお尋ねします。

　　　先ほどの４件については、町当局として少しでも前進させるような対応についての答弁は必要ですか。

○７番

　　　必要です。１件でもいいです。

○議長

　　　では、それについて総務課長。

○総務課長

　　　この４件につきましては、先ほども申し上げましたとおり、町としては今のところ支援策を持っておりませんので、あくまでも借り主が発生した場合に、その借り主等が利用される場合についての支援策という部分で考えておりますので、三島町さんと若干今は違っているということでございますので、ご了解をいただきたいと思います。

　　　以上でございます。

○議長

　　　次に、町長、今ほどの所信を簡潔明瞭に答弁願います。

○町長

　　　７番議員にお答えいたします。

　　　今の方針については、もう予算化をしておりますのでその方向で進んでおります。

○議長

　　　７番、菊地　正君。

○７番

　　　総務課長、４件に対して全部リフォームしろとか、３件やれとか、私は１件でもいいですから、あすから取りかかって、とにかく１家族でも。我がふるさとに戻ってくる、そして千葉、埼玉、東京から、ああよいところだという町民を呼び寄せるような……

○議長

　　　それは再答弁求めますか。

○７番

　　　再答弁、必要です。

○議長

　　　では、理解していただくために再答弁。簡潔明瞭に。

　　　総務課長。

○総務課長

　　　あくまでも個人の財産でございます、今現在空き家となっているものにつきましては。その個人の財産でございますので、そこを町が勝手に改修とかそういうことは一切できません。これが現実です。ですので、今、町としてできないと申し上げているのは、そういう制度上、法律上の問題がございますので、町が直接携わって改修をやることができないというお話でございます。

　　　以上でございます。

○議長

　　　７番、菊地　正君。

○７番

　　　もう少し、それは突っ込みが足りないのではないですか、持ち主に。人の物だからそれは当たり前だわい。１件でも２件でも、土地つき家つき。それに、持っている人は田畑もあるんですから。それは当たり前。人の物だから勝手に手をつけるということは。だから、もう少し一歩進んで、町ではこういうふうに考えているんだから、空き家対策の１つとして町にも協力してくれと。１人でも３人でもリフォームをして来てもらいたいんだと、そこら辺をよく説明しながら。他町村に来ているんだから、できないことないでしょう。私はそこを言いたいんです。人のできることは俺もできる、そういうふうに考えるから。それは難しいのはわかる。人様の財産ですから。ですから、今後は、もう少し町長を初め突っ込んだ明るい、私はまた９月にもこれをやるかもしれませんよ、一般質問。もう少し突っ込んだ明るい返事、心のこもった温かい返事を私はいただきたいんです。

○議長

　　　では、再答弁。したがって、今、菊地　正議員が申し上げているのは、所有者４名の方と町はもっとしっかりコミュニケーションをとって、前に進むような努力、こういう考え方、対応、これについて伺っているわけです。答弁願います。

　　　総務課長。

○総務課長

　　　三島町の話をまず前段にさせていただきましてから、今の議長の話に続けさせていただきたいと思います。

　　　三島町の補助対象者でありますが、三島町につきましても、あくまでも空き家の所有者が補助対象です。空き家の所有者が改修する場合に町が補助する。それと、空き家の借り主となる方が改修する場合に対象とします。あるいは、家の今現在の所有者の相続人が改修する場合に関してのみ、補助金として町が支援をしているというのが三島町の現状であります。

　　　でございますが、今、菊地　正議員おただしの４件につきましては、町といたしましても今現在ホームページ上に載せているということだけでございますので、その辺につきましては、現在の管理者、所有者等々とお話をしながら、こういう制度がございますので有効に使ってはどうでしょうかというお話は進めていきたいというふうに考えてございます。

　　　以上でございます。

○議長

　　　７番、菊地　正君。

○７番

　　　話をするたびにいい話、答えが出てきています。私もちょっと嬉しくなりましたけれども、やはりよそでやることは、私の家でも、柳津町でもやると。その半分に対してでもじゃあ応援しましょう、支援しましょうとか、何かできそうなものと私は考えているんです。先ほども言いましたけれども。やはり見通しのついたような、１件でもいいですから。次の空き家対策の質問には、１件でもいいですからリフォームして、１家族でもいいです、そのように希望を持った私たち議員の質問にお答えできる皆さんのお返事、温かいお返事を待っています。

　　　以上で私の質問を終わります。

○議長

　　　よろしいですか。

○７番

　　　いいです。

○議長

　　　これをもって菊地　正君の質問を終わります。

　　　　　　　　　◇　　　　　　　　　　◇　　　　　　　　　　◇

○議長

　　　ここで暫時休議します。

　　　開始を午後４時45分といたします。（午後４時３３分）

○議長

　　　議事を再開します。（午後４時４５分）

　　　　　　　　　◇　　　　　　　　　　◇　　　　　　　　　　◇

○議長

　　　これより２名の一般質問がありますので、ここで本日の議事日程についてお諮りいたします。

　　　柳津町議会会議規則第９条により、会議時間は午前10時から午後５時までと定められておりますので、本日の会議時間は議事の都合によりこれを延長したいと思いますが、ご異議ございませんか。

　　　　　　　　　（「異議なし」という声あり）

○議長

　　　異議なきものと認めます。

　　　よって、本日の会議時間は延長することに決しました。

　　　では、続きまして、次に磯目泰彦君の登壇を許します。

　　　２番、磯目泰彦君。

○２番（登壇）

　　　それでは、通告どおり２点について観光振興につきまして私から質問をさせていただきたいと思います。

　　　１番、東日本大震災から５年が経過いたしました。しかし、福島県内はいまだ震災以前の観光集客数には至っておりません。この柳津町におきましても、年々観光による集客力の低下及び観光による交流人口の減少が大変顕著であります。現在の道の駅を中心とした観光施設の現状の把握と今後の活性化対策をお伺いしたいと思います。

　　　２番、福島県まちづくり支援事業により赤べこプランター設置事業を実施されましたが、町内幹線道路沿いのみならず、国道沿いなどにも継続に施策をしていくというのが必要と考えますが、町の考えをお伺いしたいと思います。

　　　以上２点、よろしくお願いを申し上げます。

○議長

　　　答弁を求めます。

　　　町長。

○町長（登壇）

　　　それでは、２番、磯目泰彦議員にお答えをいたします。

　　　まず、１番目の観光振興についてであります。

　　　町の観光客入込数は、東日本大震災後落ち込んでおりましたが、観光協会、商工会などの皆さんの集客活動により年々少しずつではありますが回復をしている状況であります。直近のデータでは、平成28年１月から３月の観光客統計調査では、観光施設で26万2,066人、対前年度比５万7,116人ふえております。うち、道の駅周辺施設の斎藤清美術館、物産館、ほっとｉｎやないづの３施設の入込数は、美術館はほぼ横ばい、物産館は1,661人の増、ほっとｉｎやないづが1,373人の増となっております。また、柳津温泉は１万230人でありまして、対前年度比609人の増、うち宿泊者数は723人の増であります。ただ、西山温泉は6,004人で対前年度比741人の増、うち宿泊者数が216人の減となっております。

　　　しかしながら、まだまだ震災前の入込数には戻っていないのが現状でありますが、今後さらなる誘客促進ＰＲが必要であると考えております。あわせて、観光客の受け入れ体制を充実させる必要があることから、本年度より観光協会に事務局長を置いたところであります。観光案内の充実、また誘客促進ＰＲ、イベント事業の参画など、各種団体や商店街等と連携・協力、そしてまた魅力ある観光地づくりを目指していきたいと、そのような考えを持ち合わせているところであります。

　　　２番目の赤べこプランターにつきましては、平成27年度にまちづくり支援事業として県の補助金を活用しました。柳津駅から町役場までの町内通り沿いのほうに希望により貸し出しをしているもので、現在55基設置しております。設置後、大変好評であり、該当地域以外の方からも多くの要望が出ていることから、町内全域の商工会会員事業所を対象にして希望をとりながら貸し出しをしたいと考えております。今回の定例会において補正予算を計上いたしました。これを通していただいて、何とか議員がおっしゃる多くの皆さんに楽しんでもらう観光地づくりをこのプランターによって誘客をしていきたい、そのように思っていますので、よろしくご理解をいただきたいと思います。

　　　以上であります。

○議長

　　　これより再質問を許します。

　　　２番、磯目泰彦君。

○２番

　　　ただいま答弁をいただきましたが、本来であればもう少し具体的に、どこをどうＰＲするんだというようなところまで突っ込んだ答弁をいただきたいというふうには思いましたけれども、再度私から質問をさせていただく前に、少々私のほうでも気になる数字がございましたので、道の駅ということで再質問をさせていただきたいと思います。

　　　本年2016年、自工会、いわゆる自動車工業会の国内の自動車需要、見通し並びに警視庁の全国免許保有、この統計の数字が出ておりましたので、こちらのほうについて触れさせていただきながら再質問をさせていただきます。これによれば、四輪車は前年度対比106.5％、台数につきましては525万8,000台。二輪車につきましては前年度対比97.3％、台数で39万2,000台。これは、消費税が上がるという駆け込み需要のほうも考えての増減というふうになってはおります。二輪車についての減少につきましては、高齢者の方の免許返納、その他都市部においての駐車場の問題等々で原付１種、いわゆる50ｃｃバイクですね、こちらのほうの減少が大変顕著であるというふうになっております。

　　　しかし、ここ数年のトレンドといいますか、波といいますか、そういった中では、125ｃｃ以上のモデルにつきましては大変、国内メーカーも４大メーカーがございます。世界輸出では日本が一番でございますね。そちらのメーカーのほうで大変新型の投入、そしていわゆるリターンライダー、以前に免許をお持ちではございましたけれども、ちょっと家庭の事情等、仕事の事情で乗れないというような方も、いろんな都合がクリアできたというようなところから戻ってこられるという形の増加も見られております。特に、400ｃｃ、いわゆる車検つきのバイクの需要につきましては102.5％、台数につきまして６万7,000台、これの需要を見込んでおります。これは各ホームページで見ていただければわかっていただけるかと思います。資料を提示すればよろしいんでしょうが、ちょっと都合で用意できませんでした。どうも済みません。

　　　続いて、警視庁の統計のほうに触れさせていただきたいと思います。二輪車免許についてだけちょっと触れさせていただきたいと思います。二輪免許保有者は、国内に現在1,063万人を超えるライダーの方がいらっしゃいます。教習所の卒業生の約２割が何らかの形で二輪車の追加免許をとられているというのは、ここ10年の統計でしっかりと、正式には17.8％の方々がとられているというような数字も出ております。特に、年齢別でお話をさせていただきますと、40歳から54歳、私くらいの年代の方だと思うんですが、当時1988年ころに大変第一次バイクブームということがありまして、これに合わせた年代の方々が、やはりもう１回大型をとりたい、大型二輪をとってハーレーに乗りたいというような方々が大変多く、毎年２％以上の伸びを示しております。国内の二輪保有台数につきましても、新車、中古車合わせまして1,168万台、国内の中にございます。

　　　さらに、その保有台数を県単位で見ますと、近隣で茨城県が11位、栃木県が13位、宮城県が16位、群馬県が17位、そして我が福島県は全国で18位と、49都道府県の中でも真ん中よりも上に位置しているというような、非常に多い二輪の保有台数をしているというふうにデータに出ております。

　　　このような数字を背景にいたしまして、この252号線、国道を、冬期間は閉鎖にはなりますが、奥会津から新潟に抜ける最高のツーリングルートでございます。私もライダーの端くれでございまして、バイクのほうにも乗らせていただいて何度もダムのほう、そして新潟のほうまで行った記憶もございます。そういった方も休日になれば大変多くありまして、この間、土曜日と日曜日に私もちょっと台数を数えてみました。土曜日には大体延べで103台、日曜日は約230台くらいのバイクがこの国道を、延べ台数ではございますけれども、通過をしております。

　　　何が言いたいか、何を質問したいかということになりますと、このせっかく多くのライダーが訪れているわけでございますので、この柳津町の道の駅と地域の活性化を図るためにも、二輪車の受け入れの強化をするべきではないかというふうに考えております。そのためにも道の駅に屋根つきの駐輪場を設置してはいかがかというふうに私は考えておりますので、町の答弁をお伺いしたいと思います。

　　　済みません。補足で大変申しわけございませんが、全国で道の駅に現段階で屋根つきの駐輪場を設置しているのは、ただいま２カ所、埼玉県の両神温泉薬師の湯、そして広島県のゆめランド布野、この２カ所になっております。ただし、今後数カ所の道の駅が導入を検討中であるというような形でありますので、どうか町の考えをお聞かせ願えればと思います。

○議長

　　　地域振興課長。

○地域振興課長

　　　議員おっしゃるとおり、近年の状況を見てみますと、自動二輪車の通行が多いなというふうには感じておりますので、近年の状況を再度確認させていただきながら今後協議してまいりたいというふうに考えております。

　　　以上であります。

○議長

　　　２番、磯目泰彦君。

○２番

　　　前向きにというお返事をいただきましたけれども、私も先ほど来お話をさせていただきましたが、この柳津町においても今年第６回目を迎えますバイクのイベント等も実際とり行われております。宿泊の方も80名を超えております。こうった経済効果、地域活性、こういったところを、バイクだけではなくてその方々が来るということは泊まるんだと。泊まれば地域活性になるんだという宿泊をメーンとした内容も今後考えていっていただければ、必然とそういう二輪車に向けた特化した作戦というか、道の駅づくりをしていかなければ、この道の駅という、本来地域創生の拠点ということでゲートウェイを推進しながら、より一層のインバウンドをしていくというふうな私は考えでおりますので、どうぞ早急な対策をお願いしたいというふうに思っております。

　　　それでは、私からはもう１点だけ、済みません、引き続きで質問を続けさせていただいてよろしいでしょうか。

○議長

　　　はい。

○２番

　　　現在、道の駅と足湯なんですが、国道を一旦出なければいけないと。この施設もせっかく一元化で指定管理の方になったということもありますので、ここの道の駅と足湯の中で、足湯の出口のところが特に急勾配で上り勾配であるということと、国道がカーブしているということで非常に出づらいということもありまして、足湯だけで帰られる方、そして道の駅で帰られる方というような感じで、単発的な施設の利用といった方も見受けられるのではないかというふうに思っております。今後、道の駅から足湯一体の観光施設ということで考えていただいて、せっかくこれだけの施設があるわけでございますので、どうか一本、足湯から物産館までに国道沿いに敷地内で道を通していただいて、物産館、足湯のほうの周遊を促進、そして今現在、ベビーカー、車椅子等の高齢者の方もそうなんですが、なかなか足湯と物産館ということで交流するのには大変ちょっと厳しいような階段と太鼓橋ということでありますので、そういった面も含めまして、安心・安全な施設利用を図るべきと考えますけれども、この点につきましてはいかがでしょうか。

○議長

　　　地域振興課長。

○地域振興課長

　　　ただいまのご質問でありますが、議員おっしゃるとおり、道の駅から足湯までを一連の施設と考えますと、ベビーカーとか車椅子の利用者などにとりましては段差があったり勾配がきついということで、利用者にとりましては不便な状況にもありますので、今後そういった方にも安心して施設を利用してもらえるような対策につきまして、今後検討していきたいと考えております。

　　　以上であります。

○議長

　　　２番、磯目泰彦君。

○２番

　　　ただいま前向きにと、またそういった返事をいただきましたけれども、本当に安心・安全な町ということと、既存の施設を有効に最小限の投資で最大の効力を上げるというのがこれから求められてくるのではないかというふうに思っておりますので、どうかその点におきましても前向きにご検討いただきながら、早急に対応を進めていただければというふうに私は思います。

　　　最後になりますけれども、赤べこプランターにつきまして、先ほど町長から答弁ということで補正で今回ということでございますが、現在の赤べこプランターの事業についてお聞きしたいと思います。

　　　現在の赤べこプランターは、町の中の幹線道路にということで設置されているわけでありますけれども、55個ということで、こちらのほうは３年間貸与ということでお聞きしております。その間、町の備品であるわけでございます。この３年間の維持管理並びに配布先のしっかりとした台帳管理、こちらのほうはどのような形で対応しているのかお聞きします。

○議長

　　　地域振興課長。

○地域振興課長

　　　ただいまのご質問でございますが、赤べこプランターにつきましては、平成27年度に福島県のまちづくり支援事業という補助事業より整備しておりまして、赤べこ発祥の地柳津を強くＰＲするとともに、町なかのにぎわい創出を図ることをコンセプトに実施しております。

　　　赤べこプランターの平成27年度の設置の範囲ということでありますが、補助事業ということでありまして、計画区域を定めまして昨年は会津柳津駅から役場までの町なかの路線及び公共施設にプランターを整備しているところでございます。平成27年度、55基の設置をしているわけなんですが、そういった希望をとりまして、維持管理につきましても設置者のほうにきちんとしていただけるようなことで周知を図っておりますので、今回補正のほうでとらせていただいているわけなんですが、そちらにつきましても同様な形で実施していきたいというふうに考えております。

　　　以上であります。

○議長

　　　地域振興課長、台帳について回答願います。台帳の管理、整備。

○地域振興課長

　　　台帳につきましても整備しておりますので、そちらについてもしっかりと管理しております。

　　　以上であります。

○議長

　　　２番、磯目泰彦君。

○２番

　　　ただいま地域振興課長にお答えをいただきましたけれども、しっかりと管理をしていただきたいということでお願いを申し上げたいと思います。

　　　補足なんですが、特に冬期間、店頭等々に赤べこプランターということであれば、木製でございますので雪害等で壊れるやもしれませんので、そういった部分につきましても、しっかりと貸与している部分に関しては周知徹底をさせていただいて、なるべく３年間破損のないようにしていただければというふうに思っておりますので、どうぞそちらのほうもよろしくお願いを申し上げまして、私の質問を終わらせていただきます。

　　　以上です。

○議長

　　　これをもって磯目泰彦君の質問を終わります。

　　　次に、鈴木吉信君の登壇を許します。

　　　10番、鈴木吉信君。

○10番（登壇）

　　　次の２点に対してご質問申し上げたいと思います。

　　　１つ目、柳津町と旧西山地区厚生会との財産に関する議定書について。

　　　現在、旧西山地区厚生会の継承団体を西山地域開発協議会とすることが、西山地域開発協議会総会及び西山地区厚生会総会において決議され、西山地区より権利継承の要望が出されていると思いますが、今後町としてどのような対応をされるのか、考えをお伺いいたします。

　　　２つ目、山のみち地域づくり交付金事業（新鶴・柳津線）について。

　　　現在、大成沢・琵琶首間において工事が実施されておりますが、今までに完成された区間の今後の維持管理について、町としての考えをお伺いいたします。

　　　以上の２点、よろしくお願いいたします。

○議長

　　　答弁を求めます。

　　　町長。

○町長（登壇）

　　　それでは、10番、鈴木吉信議員にお答えをいたします。

　　　１つ目でありますが、柳津町と旧西山地区厚生会との財産に関する議定書についてであります。

　　　財産に関する議定書につきましては、旧柳津町・西山村が合併に当たり、昭和30年３月２日に旧両町村長の間で「西山村の所有財産である山林については、その立木に対して天然林の場合は５割、人工林の場合は３割について西山村に分収金を交付する」という旨を取り交わしたものであります。昭和30年４月１日に財産に関する議定書の確認に関する件として議会に提案し、同日付で議決をいただいたものであります。

　　　その後、長年にわたり分収金の交付先が未定となっておりましたが、社団法人西山地区厚生会との間で協定した議定書の附属文書の内容については、昭和50年９月29日に議決をいただき、分収金の交付先は西山地区厚生会と定められたところであります。しかし、平成24年度に西山地区厚生会が解散したことによって、現在、伐採等による分収金の収入が発生しても、その分配ができない状態になっております。

　　　町といたしましては、分収金の交付先である西山地区厚生会の権利を継承するためには、正当な継承団体であるという明確な根拠等を示していただく必要があるのではないかと考えております。また、議定書の附属文書の変更については、関係地区の協議承諾がなければ変更することができないとされておりますので、西山地区の皆さんに議論をしていただき、その結果等を踏まえて、この問題について対応をしてまいりたいと、そのように考えております。

　　　なお、現在に至っていることに関しては、西山厚生会にあるお金については町が代替をしておりますので、その件については心配はないと思っておりますので、ご承諾をいただきたい、そのように思っております。

　　　２番目であります。山のみち地域づくり交付金事業でありますが、新鶴・柳津線についてであります。

　　　この林道新鶴・柳津線につきましては、工事が完了した区間から町に移管されております。平成28年３月末の時点で、延長１万2,221.7メートルを町が管理をしております。これらについては、緊急雇用創出事業によって作業員４名の方がいらっしゃいます。春先の倒木処理、夏から秋にかけての草刈り等を実施しております。今後も限られた予算の中で適切な維持管理に努めてまいりたいと、そのように思っております。

　　　以上であります。

○議長

　　　これより、再質問を許します。

　　　10番、鈴木吉信君。

○10番

　　　今ほど町長より説明がありましたが、平成24年度の県の指導によりまして西山地区厚生会が解散せざるを得なくなりました。それで解散したわけでございますが、その中において、今現在あるかないかわかりませんが、分収林に対して分収金というものが発生した場合に、その分配ができない状況にあると。これは柳津町も認めておりますが、我々もわかっております。それを、もしそのような事態になったならどのようにしたらいいのかということで、西山地区厚生会、西山地域開発協議会、各地区の区長さんが集まって何回となく相談をしました。また、専門の方々の意見も聞きました。その中において、西山地区厚生会、西山地域開発協議会、この中において話し合いをした結果、西山に今後厚生会を継いで、柳津町とこの議定書に対して対応できるのは西山地域開発協議会で大丈夫ですよというような話し合いになりました、総会等において。

　　　その後、柳津町に対して何回となく、これを何とか柳津町、また西山地域開発協議会の中において、西山地区厚生会から継承を受けて柳津町と西山地域開発協議会の中で議定書の新たな権利継承をできないのかということでお願いしてきたわけなんですが、なかなかこれが先に進まない。これにいろいろな問題があることもわかってはおります。でも、西山としては、各地区の区長さんの意見も聞きましたし、地元の当時のこの議定書に対してわかっている方々の話も聞きました。その中においてお願いしているわけなんですが、これが今になってもできない。それに対してはこの先どのような対応をしたなら先に進むことができるのか、それに対して伺いたい、そのように思っています。

○議長

　　　総務課長。

○総務課長

　　　町長が答弁いたしました下段のほうでございますが、権利継承をする場合につきましては、正当な継承団体であるというようなことであれば、西山地区厚生会の総会とかそういうもので議決されているもの等がまず必要になろうかと。それとあわせまして、一番下のほうで書いてございますが、「西山地域の皆様に議論していただき、その結果を踏まえ」てという部分でございます。これにつきましては、この附属文書の中には変更する場合には、関係機関というのは西山全域の行政区になると思いますが、その行政区の代表という形、区長さんという形になろうかと思いますが、その方々が変更を可能であると。旧西山地区厚生会の継承団体が西山地域開発協議会というものに対してでいいというような承認というものが各行政区長からなされて、なおかつ、議定書の附属文書については議会の議決が必要になってまいりますので、附属文書としてまずこのように、西山地区厚生会というものを交付するというふうになっていますので、それを新たな交付団体という形でご提案させていただいて、議会の同意をいただかないと、新たな交付先としては西山地域開発協議会を認定することができないというような現状だというふうに私は考えております。

　　　以上でございます。

○議長

　　　10番、鈴木吉信君。

○10番

　　　今ほど課長から話があったんですが、私を初め西山の方々というのは、ほぼ今の課長の言っていることに対してはもう済ませていると、話し合いも。西山地区厚生会、また西山地域開発協議会等の総会、また各区長の方々が集まっての懇談会等において、もう西山地区厚生会の後は西山地域開発協議会、そのような話し合いというものは、議論は何回となくしてきています。今ここに上がって書いておられるとおり、「西山地域の皆様に議論していただき、その結果を踏まえ、この問題について対応してまいりたいと考えております」と。何とか西山の厚生会、開発協議会と今まで地域のために、子供のために地域のためにいろいろ頑張ってやってこられたわけでございますので、何とか町としてもそれに対してご理解をいただいて、一日も早い新たな議定書というものをつくることに対して最大のご協力を願いたい、そのように思っているわけなんですが、西山のほうの今現在の議論もして、その結果も踏まえて、受け入れ体制と言ったら失礼なんですがいつでもテーブルに座ることができるというような段階にはなっているわけなんですが、町としてもし西山地区からこのような申し込みがあったならば対応というものは大丈夫でしょうか。

○議長

　　　総務課長。

○総務課長

　　　町長の答弁にも書かせていただきましたが、西山地域開発協議会という組織が旧西山地区厚生会の継承団体であるというような形がわかる書類、議決書、そういうものと、あわせまして各行政区長さんの同意等が得られて、それが添付されて町のほうに申請がされた場合には、それを受けて町は議会に対して、先ほど申し上げましたが、附属文書に対してこのように改正をしたいという形で提案することは可能かというふうに思っています。

　　　ただし、それにつきましても、議員の方々の議決という部分が出てまいりますので、あくまでも議決協議という部分でございますので、その辺についてはご理解をいただきたいというふうに考えます。

　　　以上でございます。

○議長

　　　10番、鈴木吉信君。

○10番

　　　ただいまの課長の説明でわかりました。ただ、私は、現在まで西山地区厚生会及び西山地域開発協議会、この中においては、西山地区の教育、文化、道路網の整備等を前面に立って柳津町のご支援を受けてやってきたというような経過もあるわけでございます。また、現在も厚生会が解散された後、西山地域開発協議会、特に各地区の区長さんのご協力によりまして、午前中、町長からも話がありましたとおり、西山せいざん荘の利用促進事業、また伝統事業及び技能継承事業、地域づくり講演会、西山温泉まつりなど、数多くの事業を実施しております。これは何かというと、西山のために、西山の地域のために、西山のお年寄りのために、子供のために、何とか地域が地域のために貢献できたならば頑張りたい、できるために頑張りたい、そのような思いで毎年毎年町から補助を受けて現在も実施しているわけでございますが、あの西山の中において、西山地域開発協議会、また過去の西山地区厚生会、この力というものは多大なものがあったとも思っております。そんな中において、何とか西山地区の現状というものを重く受けとめていただいて、今までどおりの町としてのご協力、そのようなものを心よりお願いし、この分に対しての質問は終わりたいと思います。

　　　なお、先ほどからの町長または課長の説明の部分に対しては、西山に帰ったならば顧問の方々、また役員の方々、区長さんの方々に対しましてお話しして安心していただくつもりでございます。ご協力ありがとうございました。

　　　次に移りたいと思います。

　　　次は、山のみち地域づくり交付金事業、新鶴・柳津線について。これは今ほど町長から説明があったわけなんですが、予定では平成29年中に全線開通と聞いておりますが、なかなか山の質が悪く、また災害等が起きれば平成29年全線開通、これも難しいのかなというような気もしておりますが、現在博士トンネルから高森地区間約４キロ、高森地区より会津美里町に向かって約４キロ区間、また琵琶首から入って２キロ区間、これが先ほど町長が、少ない予算の中で臨時雇用の方々に草を刈っていただいたり、管理はしているというような話がありましたが、私も何回となくあそこを通ってみました。また、地元の方々の話も聞いてみました。この中において、たまたま博士の駐車場のところまで行ったならば、美里から来たトレーラーが重機を積んで来ておられました。その中において、のり面から出た立ち木、これにばらばら重機が当たって木の葉が落ちてくる、そのような現状でした。その中において私が思ったのは、やはり先ほど申し上げました博士トンネルから高森区間、また高森から会津美里町に向かっての２キロ区間、また琵琶首の２キロ区間、これはやはり一日も早くのり面に出ている立ち木、またはガードレールが見えないほど草が伸びておりますので、これに対する維持管理、一日も早くすべきと思って見てきたわけなんですが、町当局の今年度のこれからの維持管理に対してお伺いしたいと思います。

○議長

　　　建設課長。

○建設課長

　　　この路線の管理につきましては、先ほど答弁にありましたように、緊急雇用の４名の方で作業をしておりますが、もう一度現地のほうを確認しまして、重機等あるいはバックホーとかそういうのも用意できますので、現地を確認して伐採なりしていきたいと思っております。

○議長

　　　10番、鈴木吉信君。

○10番

　　　先ほども言ったとおり、のり面から生えた木が道路にかぶっている、それに秋方になって雪が降れば、そののり面の木が倒れる、道路に落ちる。そうすれば、のり面の吹きつけ等、あれが皆剝がれて一緒に落ちる、そのような状況の場所が何カ所とあります。また、倒木もありますし、石も落ちております。

　　　ただ、私が思うのは、あれだけの道路、あれだけの区間、道路をつくっていただいて、これから本当に柳津町として維持管理をしなければならないわけなんですが、ただ今以上に維持管理というものをしなかったならば、木は伸びる、草は伸びる、Ｕ字溝の中に木の葉は入る、そのような状況で、もし大雨でも降ったならば、台風でも来たならば、災害等発生したならば、また大変なお金がかかるのかなと、そのような思いで今質問をしているわけなんですが、何とかこの通称、もとは大規模林業と言われたんですが、この柳津町管内の地区内の維持管理をよろしくお願いしたい、そのように思っています。

　　　また、これは町長さんにお聞きしたいんですが、将来的にあの道路はどのような方法で使っていくのか。ただ、美里側に行けば行きどまり、あのような状態なんですが、柳津町部分、琵琶首から高森までもうほぼできるわけなんですが、どのようなことに使っていくのか。私は、あのままでなくて最終的には高森から牧沢まであの道路につながる道路を改良すべき、そのようにも思ってきたんですが、申しわけございませんが、町長のこれからの考えというものをお聞きしたい、そのように思っています。

○議長

　　　町長。

○町長

　　　確かに目的のある道路でありますが、これらについては、西会津方面もそうなんですが、道路ができてなかなかつながりが悪いということがあります。そういう道路が柳津町には幾つかあるわけでありますが、今議員がおただしのように、これを接続するような方法をしていかなければならないと、そのようには思っています。

　　　先ほど磯目議員からもお話があったとおり、ツーリングの人たちも、かなり皆さんが好む道路でもあります。そういった意味で、皆さんの通行の妨げにならないような管理をしていくというようなことで、これらについては道路の利便性、そういったものはつなげて初めて効果が出るものでありますから、それらについてはおいおい考えていきたいと、そのように思っています。

　　　それと同時に、これからの維持管理というものは、人力だけでは不可能だと思っております。それについてもこれからの道路管理、これらの機械化をどのように対応していくか、この辺も建設業の皆さんと話し合いをして、アタッチメントだけでのり面の除草ができるのかどうか、そういったものも含めてこれから対応をしてまいりたいと、そのように思っています。

○議長

　　　10番、鈴木吉信君。

○10番

　　　今ほど町長からあったんですが、本当に実際、私も、せっかくつくった道路なものだから本当に維持管理をしていただきたい、そのように思っています。

　　　おかげさまで明るいうちに一般質問を終わることができました。皆さんのご協力、ありがとうございました。

　　　終わります。

○議長

　　　これをもって、鈴木吉信君の質問を終わります。

　　　これで一般質問を終わります。

　　　お諮りいたします。

　　　本日、これより６月17日午前10時までを議案調査のため休会といたしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

　　　　　　　　　（「異議なし」という声あり）

○議長

　　　異議なきものと認めます。

　　　よって、本日、これより６月17日午前10時まで休会とすることに決定いたしました。

　　　　　　　　　◇　　　　　　　　　◇　　　　　　　　　◇

　　　　　　　　　◎散会の議決

○議長

　　　お諮りいたします。

　　　本日はこれをもって散会いたしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

　　　　　　　　　（「異議なし」という声あり）

○議長

　　　異議なきものと認めます。

　　　よって、本日はこれをもって散会いたします。

　　　大変お疲れさまでございました。（午後５時３３分）